

産業計画会議第10次レコメンデーション

# 専売制度の廃止を勧告する



産業計画会議編

経済雑誌ダイヤモンド社発行



## 産業計画会議とは

産業計画会議は、昭和31年3月、松永安左エ門を中心に各界の学識経験者によって、民間の研究機関として設立された。戦後数回にわたって、政府が発表してきた経済計画は、きわめて精細な数字を列挙しているが、いずれも計画が実績を下回り、ために計画としての意義を失い、国民の経済活動を刺激し誘引する力を欠いていた。このような計画に対して、産業計画会議は、民間人の自由な創意と工夫を生かし、わが国産業経済の動向とその拡大の規模について調査、研究を進め、国民経済全般の理想的形態を把握する

こと、および産業の長期見透しを確立することを、その目的としている。

創設以来、10次にわたる勧告を公表している。その内容は、日本経済たてなおしのための勧告—エネルギー・税制・道路について—を第1次として、以後、北海道開発、高速道路、国鉄の根本的整備、水利用の高度化、あやまれるエネルギー政策、東京湾埋立、利根川利水計画、償却制度、専売制度の廃止等と広範多岐にわたっている。今後も日本の産業拡大、経済の成長、国民生活の向上のため実行すべき具体的政策を積極的に提唱して行く方針である。

## 産業計画会議委員

委員長	松永安左エ門					
委員	青木均一	芦原義重	鮎川義介	安芸皎一	安藤豊祿	浅輪三郎
	有沢広巳	青木楠男	青山秀三郎	荒川昌二	足立正	池田亀三郎
	池田勇人	石坂泰三	石破二郎	石山賢吉	一井保造	伊藤保次郎
	稲葉秀三	井上五郎	内田俊一	内海清温	内ヶ崎賢五郎	大幡久一
	大屋敦	大島恵一	木田垣士郎	大山松次郎	小野田清	小汀利得
	小川栄一	奥村勝蔵	金井久兵衛	亀山直人	茅誠司	川北禎一
	賀屋興宣	加納久朗	梶井剛	木内信胤	気賀健三	木村彌蔵
	岸道三	倉田主税	久留島秀三郎	紅林茂夫	小林中	後藤清太郎
	迫静二	桜田武	嵯峨根遼吉	佐藤篤二郎	清水金次郎	島秀雄
	白洲次郎	島田兵蔵	鈴木貞一	菅礼之助	菅谷重二	関四郎
	十河信二	高橋亀吉	武吉道一	田代寿雄	竹俣高敏	高井亮太郎
	多田耕象	高橋三郎	千葉三郎	辻鈔吉	寺田義則	東畑精一
	永田龍之助	永野重雄	永山時雄	中山伊知郎	中山素平	中川以良
	中川哲郎	新聞八洲太郎	原邦道	橋本元三郎	萩原俊一	平田敬一郎
	平石栄一郎	福田勝治	藤波収	堀義路	堀新	松隈秀雄
	松永安左エ門	松根宗一	万仲余所治	前田清	三宅晴輝	宮川三郎
	宮尾葆	水田三喜男	溝口三郎	宮川竹馬	森川覚三	山際正道
	山田勝則	山本重男	山田昌作	八星徳逸	横山武一	蠟山政道
	脇村義太郎	渡辺一郎				
専任委員	堀義路					
常任委員	青木均一	荒川昌二	有沢広巳	安藤豊祿	一井保造	伊藤保次郎
	内田俊一	小川栄一	賀屋興宣	茅誠司	加納久朗	木内信胤
	気賀健三	久留島秀三郎	紅林茂夫	小林中	桜田武	島秀雄
	菅谷重二	鈴木貞一	関四郎	武吉道一	永野重雄	平田敬一郎
	森川覚三	脇村義太郎				
事務局長	前田清					

(アイウエオ順・昭和35年3月1日現在)

# 専売制度の廃止を勧告する

——専売公社の民営分割は議論の時代ではない、実行の時代である——

## 目 次

---

専売制度の勧告に当って……………	2
要 旨……………	4
① たばこ専売が問題となるのは当然……………	6
② 専売公社は限界点に来ている……………	6
③ 専売制度が時代遅れ……………	8
④ 公社経営には弾力性がない……………	9
⑤ たばこ事業民営の問題点……………	10
⑥ 専売公社民営の具体策……………	13
⑦ む す び……………	16
■ 付属資料……………	17
■ 付録……………	61
■ Recommendation の反響……………	90

---

# 専売制度の勧告に当って

松本 小太郎

専売公社はどうにも黙って見ていられない状態になっている。

私が戦時中の隠退生活から再び世の中に出て、電気の仕事に関係してからのことは世間でも知っている。ところが実は一番先に手がけたのはこの専売問題なのである。その時にも民営賛成者が多かった。池田成彬翁もその一人であったし、吉田総理も動いた。しかし煙草は民営にするのがほんとうだが、時期尚早だということで、民営にはならなかった。昨年の秋、わたくしは政府当局にも個人として改革断行を勧めた。その時の大臣の返事は十年前の「尚早」でわなく、も早や今日では「手遅れ」だという話だ。私は『君は普通の役人でなく立派な政治家ではないか。「尚早」ということで葬むるかと思えば、遅過ぎるという。国家的に重要なことを「尚早だ」とか「遅過ぎだ」とか言って片付けるのは怪しからん』といった覚えがある。私たちの研究によれば現行制度には幾多不合理性が認められる。たとえば、煙草耕作組合のボスと一部の政治家との結びつきが堅くて、もうどうにもならなくなっている。そんな悪いこ





とがあるから民営にして悪を直す必要があるのだ。

専売公社は大蔵省の役人の救済機関だと教えてくれる人もある。役人の古手を生活させるために、まづい煙草を高く買わされてはたまらない。60年もやっていれば色々悪いところも出てくる。悪いところを治すにはやり直すのが近道である。専売公社の問題は短い勧告書ではなかなか意をつくすことが出来ない。一つは葉煙草の耕作、買入など大きく歪められて来ている。今は抜本的な改革を必要とする。専売公社の当局さえお手上げの状態である。これには付属資料の「専売制度と公社経営」という厚い方の印刷を読んで貰う必要がある。そうすれば葉煙草耕作制度のことも、専売制度のことも、公社のことも理解出来る。そうして日本の葉煙草がなぜ高いのか、専売制度がどうして時代遅れになったのかもよく判る。決して時間のむだにはならない。

どうか付属資料の方も一読せられたい。

# 要

# 旨

専売公社が問題となっている。

年産わずか8億円のしょう腦を専売にする意義はない。ただ、だ性で続けているにすぎない。

塩も輸入すればトン4,000円、食料塩に精製してもたかだか6,000円以内である。それを専売によって1万円以上にしている。それは食料塩は国内にて自給すべきであるとしているからである。国際経済自由化の時代に、価格を倍にして国内産業を保護する政策が妥当であろうか。

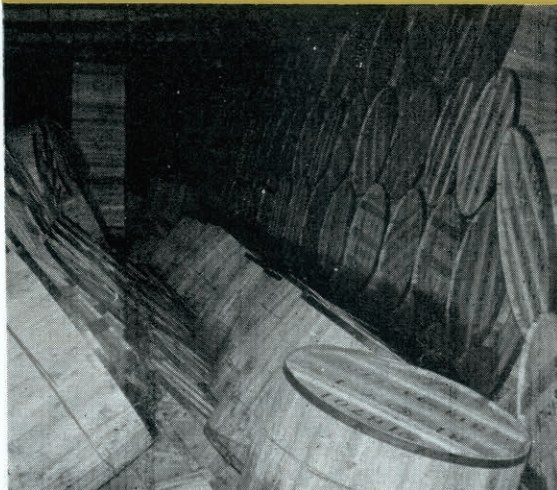
よろしく塩、しょう腦の専売は廃止すべきである。問題は、今まで保護され、権利化している関係業者の専売廃止にともなう損失の補償であるが、この補償は、今日の国家財政として強いて問題とするほどの金額ではない。むしろ累年加算されて行く塩の滞貨と赤字の方が負担である。

もっと大きな問題は「たばこ」である。たばこ専売にも良いところがない。

戦後、酒税よりも多かった専売納付金は、昭和29年に同額となり、昭和30年以降は酒税が国民経済の成長とともに伸びているのに、専売納付金は一向に伸びない。

原料はありあり……………

生産能力もあり……………





それでいて年末年始には、たばこは供給不足で、好きなタバコが満足に買えなかった。まだその不足状態が続いている。

たばこの製造高がふえないのに、原料である葉たばこのストックが年に100億円もふえている。塩ならば工業原料にもなるが、葉たばこはどうするのだ。

原料がありあまり、需要があるのに、そして製造能力もあるのに、たばこが不足する。

専売公社のたばこ事業には長所が認められない。それだからわれわれは専売公社のたばこ事業は民営にせよと主張する。そうすれば、日本のたばこもうまくなる。そうして財政収入も国民経済の成長とともに増加する。

ただし、たばこ専売廃止によって耕作者は損失を受ける。だから、たばこ耕作者保護が行きすぎであったにせよ、耕作権に伴う利益を専売廃止によって奪う以上は、その損失補償を行うのは当然である。しかしその金額は、葉たばこストック1,000億円、たばこ製造設備時価2,000億円に比しては、小さい金額である。

専売制度・専売公社は、日本の国家財政と国民経済とに大きな貢献をなしたが、それは過去のことである。現在、将来には、害多くして利少ない。専売制度は廃止し、専売公社は民間に払下げるべきである。

需要は変わらない……

それなのにたばこ不足



**タバコ 来月は行列買いか**

**労組の超勤拒否で**

「いいい」など在庫がタ減り

どく曲っていたゆれ止め、  
衆谷 氷の力まざまざと

（以下、新聞記事の本文が縦書きで続きます）

# 1 たばこ専売が問題となるのは当然

ホープがすいたい、といっても東京か大阪にしかない。それも品切れだ。

「たばこは動くアクセサリー」というテレビのコマーシャルも、昨年11月末から影をかくした。新聞や週刊誌に出していたたばこの宣伝広告もやめた。盆と暮とに、専売公社が小売店の店頭に出す宣伝ポスターも昨年末にはやめた。



品不足だから売れては困る

品不足だから売れては困るという。こんな商売が民間企業にあつたらどういわれるだろう。年末のたばこ品切れは、10月からハッキリ予想されていたのである。そして12月10日に、やっと日本専売公社と全専売労働組合との間に、12月22時間、1月16時間の増製超勤の協約が成立したが、それでもなお、たばこの品切れは防げなかった。わが国の公社経営はこんなところに短所を現わしている。

日本のたばこはまずくて高い。その上に品不足というのでは、いかに官業と民業との長所を併せた理想的な形態として専売公社を推賞するものがあっても、国民は納得しない。

たばこ専売の主たる目的が、国家の財政収入の確保にあることには、何人も疑問をもたない。しかしたばこをなるべく沢山売らなければ、この目的は達せられない。品不足のため、たばこの売上げが減ればそれだけ専売納付金が減るからである。

これでは、公社による、たばこ専売が問題になるのは当然である。

## 2 専売公社は限界点に来ている

わが国の専売制度は、明治31年の葉煙草専売に始まる。明治40年9月専売局が設置され大蔵省特別会計として、たばこ、塩、しょう腦の専売を行ってから60年を経過した。その間、昭和24年6月に専売局から日本専売公社に経営が移されて今日に至った。

戦後の公社経営の10年間において、不足勝ちの配給制度から、塩もたばこも潤沢に自由に入手できるようになり、しかも国庫歳入の1割以上を維持して来た。その功績は大であった。



しかるに、最近では、塩、しよう脳は、在庫の増加と収支の赤字とに悩み、たばこは値段の割にまずく、供給も不円滑だと非難を受けるようになった。

専売公社は、昨年6月1日に満10周年を迎えたが、記念祝賀を行わなかった。その理由は、大ききなつまらないお祝いの行事に、ムダな費用をかけないためともいわれているが、真実は、専売労組の超勤拒否によるたばこ不足に対する世間への遠慮だと見られる。

もともと、専売局が公社となったのは、昭和23年7月の国家公務員法改正に関するマッカーサー書簡によるもので、その示唆に基いて、専売関係の官吏を普通公職から除外し、専売事業を公共企業体として経営するためであった。しかるに公社となってから10年たった今日の現実には、労働関係は必ずしも好転していない。一般労働者は週48時間労働が普通であるのに、官庁と同じく44時間労働であること。しかも、高度の機械化による生産性の向上の達成を拒否して、供給不足をもたらしていることもその例でありまた、能率の向上が必ずしも従業員収入の増大と結びつかないのもその例である。このために官業の公益性の確保と、民業の経営の能率化と、二つの長所をあわせた公益事業経営の理想形態であるはずの公社の本質も達成されていない。一言にしていえば、専売公社は、その尽すべき職分を尽して、10年にして、限界点に到達してしまったのである。

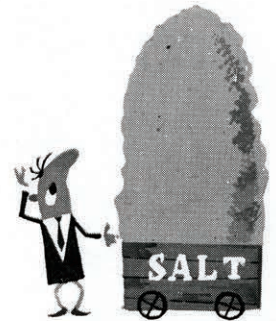
これに対して公社弁護論も多い。

「専売公社の歴史はわずか10年である。監督官庁も、経営者も、民間も、この制度に不馴れのため、まだ実績が上がらないのである。これからその実力が現われるのである。もう少しやらせて見るべきである。」

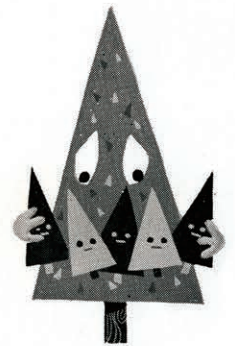
「公益事業を、利潤追求を目的とする私企業にやらせるのはよくない。公社は、公益優先で経営する公益事業の理想形態である。それが成績の上らないのは、政府の干渉が強いからで、もう少し自主性を与えればよくなる。」

というような議論である。

われわれの研究の結論は、これに反する。専売公社の経営がうまくいかないのは、わが国の専売制度と公社制度との本質に基くものであって、このまま何年続けても、専売公社の経営はうまく行くはずがない。まして公社経営の続く限り政府の干渉が避けられないことは明らかである。専売制度は全面的に廃止し、専売公社の事業は民間に払下げるべしというのである。



在庫が多く赤字

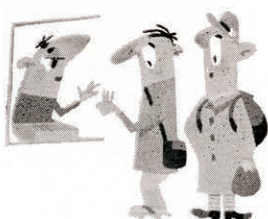


## 3

## 専売制度が時代遅れ



明治のころ・財政収入確保



敗戦のころ・供給確保



いま・生産者保護

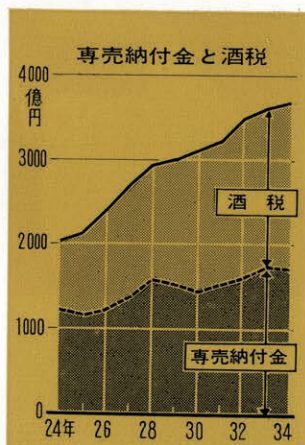
専売制度は、財政上の必要、特に戦費の支払に充当するために施行された場合が多い。わが国でも、日清、日露の両戦争の費用をまかなうために始められた。しかし財政収入を確保するためならば、何も専売制度による必要はない。専売制度を実施していないイギリスでは、葉たばこに対して、たばこ小売価格の79%に相当する輸入関税をかけて国庫総収入の13%以上の税収をあげている。わが国では小売価格の72%を専売益金として見込みながら、たばこ専売益金は国庫総収入の12%にも達していない。

このことは、酒税と専売納付金との関係をもみても明らかである。酒税は昭和28年度までは専売納付金に及ばなかったが、昭和30年度以降は毎年専売納付金より、はるかに多くの財政収入を上げている。

日清、日露両戦争の戦費をまかなうために専売制度を施行した当時においては、消費税制度よりも専売制度の方が財政収入を確保するために勝っていたことは否めない。それだからといって今日においても専売制度が消費税制度よりも優れているとはいえない。専売制度は、日本における60年の歴史とともにその本質的な弱点をさらけ出して来た。その反対に、消費税制度は社会的、経済的秩序の整備されるとともにその欠点が匡正された。今日においては両制度の地位は全く逆になっている。すなわち、専売制度は財政収入確保の制度として時代遅れとなってしまったのである。

専売制度のそもそもの目的は、政府による独占によって完全なる価格統制を行い、独占利益を上げて国家の財政収入を確保するにあった。この国家の独占事業は、「財政収入確保」の目的に加えて、完全価格統制によって、専売品の「供給確保」が行われる。そのために専売本来の目的である「財政専売」から「公益専売」が派生した。しかるに公益専売は、供給確保を「価格支持」によって行うため、その結果は「生産者保護」となる。塩としょう脳との専売は、今や完全に生産者保護制度となっている。たばこにおいても葉たばこ耕作については、生産者保護制度と化している。

専売制度が生産者保護制度に移行して行くことは制度自体に内在する性質から来るもので避け難い運命である。そしてここまで来てしまっは、もはや弊多くして利少いのであるから、自由化によって弊害を断ちきるほかはない。





## 4 公社経営には弾力性がない

専売制度がうまくいかないのは、専売を「公社」にやらせているからだという議論がある。

それとは反対に、公社讚美論者は、公社は官業と民業との長所を併せた公益事業経営の理想的経営形態であるという。しかし、公社の現実には、官業と民業との短所を併せた最も非効率な経営となっている。

利潤追求を目的とする民間企業では公益事業は行いえないというが、そんなことはない。今日の大企業は、社会的利益、公共的利益に反する経営では存立しえない。大企業の利益と社会的利益とは完全に一致しているとわれわれは考えている。少なくとも相矛盾するものではない。

公社の現実には、お役人仕事の弊に陥り、サービスが悪く、能率が上がらない。その上労働問題、政府の干渉、官庁的予算制度、資金および金融制度などいろいろと問題が未解決のまま山積みし、このため公社職員の創意や意欲が次第におしつぶされて行く。しかし、最大の問題点はなによりも事業経営に経済性と弾力性を欠くことである。

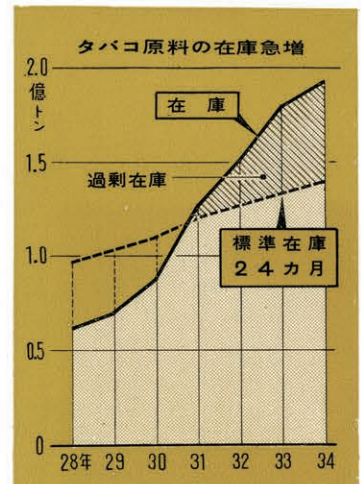
民間企業は利潤追求に急にして公益精神に欠けるといって、公社が経済性に反することも困る。たばこの売り上げが余り増加しないのに毎年 100億円も葉たばこのストックが増加する。しかも、このストックが標準在庫量をこえてきた昭和30年以来葉たばこ収納価格は高く維持されている。葉たばこのストック増加は決して公益にはならない。経済性にも全く背反する。

アメリカの多くのたばこ会社が4、5年前の肺ガン論争による需要減に対応して、フィルター・チップスの販売によって需要の回復をはかった姿は、今日のマーケティング思想を背景とした消費者に奉仕する私企業精神にほかならない。

昨年6月、12月のたばこ不足は、経済性にも、公共性にも反する。これらは全く公社経営が経済性と弾力性に欠けているために生じた現象である。

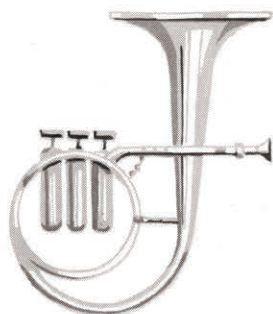


サービスが悪い  
能率が上がらない



## 5 たばこ事業民営の問題点

民営反対



専売制度を廃止して、専売公社を民間に払下げるについては問題がある。まず民営反対論者の主張から取上げて見よう。

「たばこ専売の目的は財政収入の確保にあるが、民営分割にすれば、密耕作、密売が多くなり、また税率の低い下級品の製造販売に片寄り財政収入確保の目的が達成されない。その上に民営になったからといって品質の改善、生産費の低下、価格の引下げ、供給の確保は期待できないし、葉たばこまで民営にすれば、葉たばこ耕作者に大きな打撃を与え、農家経済に甚大な影響があり、民営は失うところ多く、得るところが少い。」

以上が民営反対論者の主張である。

しかし財政収入の確保の点についてはわれわれの主張は全く反対である。近年における酒税と専売納付金との関係を見れば反対論者の主張のあやまりであることが実証できる。

葉たばこの栽培



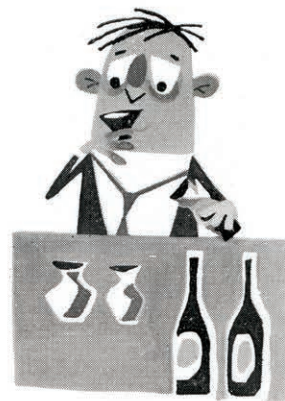


品質、生産費、価格、供給量についても清酒やビールを見れば、反対論者の主張が当たらないことが実証される。

だから問題は結局、葉たばこ耕作者の利益を害する点に集約される。専売制度によって葉たばこ耕作者は過当に保護されている。しかしこの数年に亘って年平均 100億円も不必要な葉たばこ買上げが続けられていることが今後も永久に続くことはあり得ない。昭和35年度にはまだ改められなかったが、もう許せない状態に来ている。国民がこの事実を知ったとき、いかに公社だからといって、不必要な葉たばこの買上げを許すはずがない。そうなったときの反動は大きい。大幅に葉たばこ耕作は縮少される。その日は近い。

葉たばこ耕作の縮少は、たばこの販売高、製造高の増加しない限り当然のことであるが、葉たばこの輸出が増加すれば問題は解決する。

葉たばこの生産国であるが、たばこの輸出国である。日本は世界第4位の葉たばこ生産国であるが、その輸出はふるわない。戦前の1935～9年の5カ年平均において、葉たばこ生産量の中に輸出量の占める比率は世界の平均約20%に対して日本は約10%であった。それが1956年には世界平均は20%と変わらないのに日本はやっと1%である。世界平均に比べてはもちろん、戦前に比べても問題にならない。この輸出不振には他に

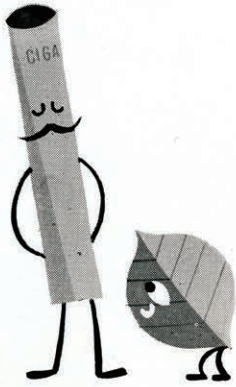


うまいノやすいノたっぷりノ

耕作者の手で一度乾燥







耕作者はベコベコ

も理由があろうが、耕作者保護政策によって葉たばこ生産費が割高なことが大きな理由である。専売公社も日本の葉たばこ生産費が世界標準価格に比べて2割ぐらい割高なことを認めている。そしてはっきりしたことは公表しないが専売公社の葉たばこ輸出が実質的に赤字輸出であることを認めている。

自由耕作になってどれだけ生産費が下がるかは、専売公社の秘密主義やその他の理由でハッキリとはいえないが、適地耕作、冗費節約などによって下がることは間違いない。

葉たばこ耕作者は、たばこ製造が民間企業となった場合に、葉たばこが買ったたかれることを心配しているが、葉たばこがなくてはたばこは製造できない。たばこ製造業者と葉たばこ耕作者との関係はビール会社とビール麦耕作者やホップ耕作者との関係と同じような関係になる。たばこ製造会社は原料確保のために葉たばこ耕作に協力せざるをえない。現在のような保護はないかわりに、肥料、耕作、格付にも現在以上の自由が得られる。収納鑑定に農民が圧迫感と恐怖感をいだき、公社職員の慰安旅行費、オートバイ購入費などまでも分担している現在の公社と耕作者との関係は全く支配者と被支配者との関係といわざるを得ない。民営になれば対等の関係になる。少くとも葉たばこ購入契約は自由契約となる。専売にともなう許可耕作による冗費もはぶける。必ずしも不利な面ばかりではない。耕作コストが下がれば輸出も伸びる。耕作権は失われても、これらの総計としてむしろ耕作者の利益は上がるであろう。

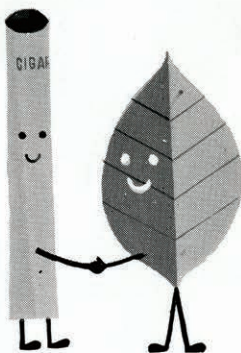
専売公社が大蔵省所管のためおかしいことが行われている。たばこ耕作は、明らかに農業であるにもかかわらず大蔵省や専売公社の監督下にある。葉たばこが不利ならば代替作物を耕作するというのが農業の自然である。葉たばこが有利ならば他の作物から転換するというのでなければならぬ。その転換の自由のないのが現状である。

たばこ製造が民間企業になれば、製造は通産省、徴税は大蔵省、葉たばこ耕作は農林省所管となる。それが当然である。こうして葉たばこ耕作が農林省所管となってこそ農業として葉たばこ耕作も発達し、輸出拡大も期待される。

葉たばこ耕作を完全に農業にすることは、葉たばこ耕作者にとって結局は利益であるが、目前においては、葉たばこ耕作の権利を失うこととなる。したがってその権利に対して補償することは、たばこ専売廃止の場合には当然のことである。

専売廃止について、たばこ耕作者に補償しなければならないというのはあやまった耕作者保護を証明することでもある。

民営になれば……





## 6

## 専売公社民営の具体策

われわれの主張に従って、専売制度を廃止し、日本専売公社を民営にする場合の一試案を参考のために示しておこう。

第一に、専売制度廃止実行委員会を設置し、6か月くらいの期限を定めて、専売制度廃止にともなう実行措置を決定する。われわれの見解によって、しょう腦、塩、たばこの三品目別に民営に移す方式を簡単に示すと、およそ次のようになる。

## (1) しょう腦

くすの木の栽培、しょう腦油の採集、しょう腦油の精製は全く自由にする。公社直営のくすの造林は民間に払下げる。

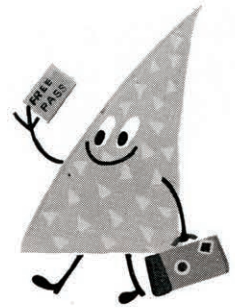
精製以外の仕事には保護が加えられていたのであるから、補償が主たる問題となるであろうが、その金額は大きなものではない。

(2) 塩については、その輸入、製造、販売を自由にする。ただし輸入塩を食料用に供し、または食料塩の原料とする場合には、差当り1トン5千円見当の課税を行うこととし、その課税は累年引下げることにする。

この変革によって打撃をうけるものは、専売公社の指導によって、入浜式から枝条架式、流下式に変えるために設備投資をして、まだその資本回収を終わっていない塩田業者がある。制度の変革による塩田業者の損失に対しては補償金支払の必要があるであろう。

われわれは、食料塩自給の必要性を強く認めないし、イオン交換樹脂法による国産塩コストの低下も予想されるから、将来においては食料用輸入塩課税は廃止すべきものと考えているが、政府の方針によっては一定の基準を示してその課税引下げの予告を行って置くことも考えられる。

われわれの案は、塩業整備臨時措置法が専売制度の下において塩業整備を行おうとするのに対して、専売制度を廃止して塩業整備を行おうとする点にちがいがあただけで、根本精神には

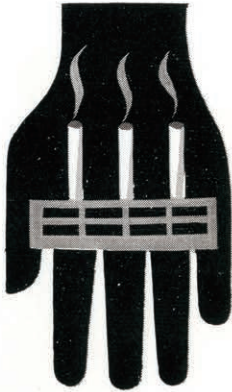


しょう腦はすべて自由に



輸入塩に負けないように……

大きな差異はない。ただ、われわれは、イオン交換樹脂法の育成と発達とに期待をかけ、塩輸入の自由化のテンポを速かにせよとの主張において公社の方針よりも急進的である。



製造工場払下げ

### (3) たばこ

葉たばこ耕作は全く自由にする。しかし、実際には、葉たばこ耕作者とたばこ製造会社との間の契約栽培と見られる。ちょうどビール産業におけるビール麦耕作と似た形になるであろう。

専売制度の下における葉たばこ耕作は歴史的に権利化して来ているから、葉たばこ耕作者に対して補償金を交付する必要がある。この補償金交付の問題は、しょう脳、塩に比して大きな問題のように考えられ勝であるが、適地耕作主義がとられるとしても葉たばこ耕作者の大部分は将来も耕作を続けることとなり、しかもたばこ製造会社との契約栽培が必ずしも公社との関係よりも不利であるとはいえない。将来は栽培コストの低下によって、葉たばこ耕作者の収益条件は改善されることが予想されるのである。従って葉たばこ耕作者に対する補償交付金総額は、世の中の人々が漠然と考えているよりもはるかに少なくてすむはずである。

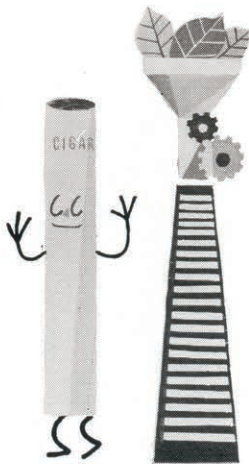
たばこの製造販売は許可制度にする。小売人については免許制度として現在の販売機構はそのまま維持する。卸売制度の必要があればこれも免許制度をとる。

たばこ製造許可会社の数は3あるいは4が適当である。2つでは競争激化の結果甲が乙を倒して独占となり、または甲と乙とが妥協して競争の利点が失われてしまうおそれがある。あまり多数では取締りも困難となり、徴税費や監督費がかさむこととなる。

製造工場は、専売公社の現有工場を払下げ、新設は将来たばこ製造高が増加して製造不足を生ずるまでは認めない。

許可会社に対するたばこ製造工場(40工場)と葉たばこ再乾燥工場(12工場)の払下げは地域分割の方法によらず、全国的に企業の便宜により適当な分割方法による。地域独占はなるべく避けるように考慮する。

払下げは一時に行うが、時価2,000億円にも達する設備の払下げ代金を全部現金一時払ということは実行上困難であるから、





一部政府の現物出資一部年賦払を認める。

葉たばこは原則として現金払下げとするが、製品の現金化するまでの延納は認める。現在、専売公社の保有する超過在庫分については3～5カ年の延納を認める。この葉たばこ払下げ代金の支払と将来の葉たばこ耕作量との間には密接な関係が認められるから、学識経験者、当事者の間において協議決定する。

徴税率は現在の専売国庫納付金とたばこ消費税との率を、原則としてそのまま用い、ビールに対する課税の方式をとる。

たばこ専売廃止後のたばこ事業の姿については、たばこ事業民営の問題点を論ずるに当たって明らかにしているから再論しないが、たばこがうまくなって、しかもたばこ関係の税収は酒税と同様に国民所得の成長と比例的に増加することが期待出来る。



たっぷり取税



うまくて安いたばこ

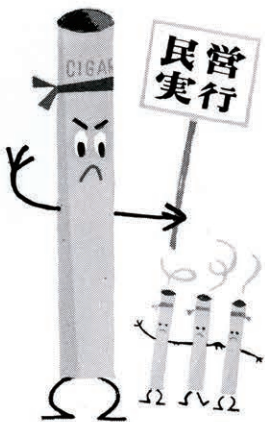
# 7 むすび

われわれは、日本専売公社をやめるばかりでなく、専売制度そのものも廃止すべしと主張する。しかしそれは決して専売制度や専売公社がその創設の当初から意義がなかったというのではない。その創設の時には有意義であり適切なものであったのである。日露戦争時代から今次の敗戦後までの国家財政に専売制度の尽した役割は大きなもので、専売益金は大きな、そして確実な政府の財源であった。

「公益専売」といわれる役割においても、あの戦後の食料塩不足やたばこ飢饉から、現在の食料塩や、たばこの自由販売に到達するまでに「専売公社」のつくした功績も大であった。

時代は推移し、食料塩も葉たばこも過剰生産の時代となった。今日の専売公社は、むしろしょう脳、塩、葉たばこの生産保護の機関と化している。しかし専売制度や専売公社によってそれらの生産を保護する必要はない。財政収入確保のためには消費税制度がある。専売制度、専売公社の役目は終わったのである。もはや、専売制度は無用であり、専売公社は無益である。現時代には、それにふさわしい制度に改変すべきである。

専売制度と専売公社との廃止は、すでに議論の時代ではなく、実行の時代である。実行が一日遅れればそれだけ、日本国民は迷惑する。一日も早くその実行方法を審議し、実行にともなう関係業者の補償や労働問題の処理を検討すべきである。10年も前に、吉田内閣はその実行にふみきろうとしていたではないか。要は政府の決意あるのみである。



政府の決意をまつ!



付 属 資 料

# 専売制度と公社経営

(昭和35年2月)

はしがき	19
第1章 今日における専売制度の意義	20
1 日本専売の意義	20
2 公益専売の意義	21
3 財政専売の意義	24
4 生産者保護制度となった 専売制度	25
第2章 公社経営の問題点	27
第3章 たばこの消費需要	29
1 本章の課題	29
2 喫煙習慣	29
3 喫煙者の消費量	31
4 銘柄選択の消費者行動	32
5 たばこの将来需要	35
第4章 農家経済と葉たばこ耕作	38
1 農業としてのたばこ耕作	38
2 恩恵的措置多き現行制度	41
3 特殊化された関連諸機構	42
4 収納にともなう諸問題	43
5 葉たばこ耕作と行政	45
第5章 葉たばこ貿易と国際競争力	46
1 世界の葉たばこ生産	46
2 世界の葉たばこ貿易	48
3 日本の葉たばこ輸出	51
4 世界と日本の製造たばこ 貿易	54
第6章 各国のたばこ産業と財政収入	55
1 概観	55
2 フランス	57
3 オーストリア	58
4 スペイン	58
5 アメリカ	58
付録	61
I 葉たばこ耕作の現状	62
II TOBACCO(たばこ)	78
III ビール産業における 消費課税と契約栽培	81
Recommendation の反響	90
あとがき	112



## は し が き

戦後、G.H.Q. により公社 (public corporation) 組織が紹介されるとともに、専売局もいち早く、官業と民営との長所を結合するという美名のもとにその経営機構を公社にかえた。

日本専売公社が設立せられてからはや10年を経過したが、公社の設立の理想は実現されたであろうか。現実には公社は内外からの批判のなかに立たされて、むしろ経営は限界にきている。

産業計画会議は、さきに国鉄民営論を公表しているが、ここに、専売公社については、公社制度と専売制度とを含めて、今日の姿を明らかにし、その経営改善を根本的に行なうためには民営によらざるをえないことを明らかにせんとするものである。

まず第1章において、専売制度の本質論を展開するとともに、今日における専売制度の現実的・構造的変貌を明らかにする。

第2章においては、きわめて概観的ではあるが、官業と民営との長所をかねそなえたと喧伝された公社経営の内包する諸問題に接近して、10年の実が示した公社制度の欠陥を衝いている。しかし、われわれとしては十分公社経営の実態を明らかにしえたとは自負しえない。これは、ひとえに、公社という性格から国民一般にもっとも開放的であるべき公社経営が、逆にその経営活動諸指標の公開をもはばかって、公社の経営内容の分析を困難ならしめているからである。

したがって、本章で問題とした公社経営の欠陥の第1として、その経営の非公開性を指摘しなければならない。したがって、第3章以下は、間接的証明の論法を用いて、財政専売の性格がもっとも強く、専売公社のもっとも主流をなすたばこ専売をとりあげ、公社とそれをとりまく一般大衆との関係を解析して、公社経営の本質に接近したものである。第3章では、たばこ消費の一般的構造を喫煙習慣、消費本数、銘柄選択などの諸断面から明らかにして、葉たばこ在庫増加の一面を浮彫

りにした。ついで第4章では、その供給面としての葉たばこ耕作を舞台に、専売制にまつわる葉たばこ耕作の農業経営からの乖離を明らかにし、国民経済的農業政策とのギャップの根ざす根本にふれた。第5章においては、貿易問題を中心に世界の葉たばこ生産とわが国葉たばこ輸出の停滞性を明らかにした。最後に参考として、専売制を施行する国と自由販売制による国とを数ヵ国選び、各国のたばこ生産と財政との関連を叙述して、わが国専売制度の現状をいっそう明らかにすることに努めた。

専売制と公社制を廃して自由競争による分割民営の利点については、われわれはしばしばその見解を明らかにしているから、本稿においては随所にその思想を展開するにとどめ、とくに1章を設けて論じないこととした。

なお、読者の便宜のために、本研究から得られた主要な結論を以下に掲げる。

### 結 論

われわれの研究の結論を要約すればつぎのごとくなる。

- 1) しょう脳と塩との専売は「公益専売」から「生産者保護」へと変質している。
- 2) しょう脳、塩の供給確保のために、その生産者を保護する必要はまったく認められない。
- 3) たばこ専売も、葉たばこ耕作の面においては、その実質において「生産者保護制度」となっている。
- 4) たとえ「生産者保護」の必要が認められるとしても「財政収入」を確保することをおもな目的とする日本専売公社が、「生産者保護」を行なうために支出をなし、その結果、国庫納付額を減少させることは本質的に矛盾する。「財政支出」による「生産者保護」は、そのような任務をもった別個の機関において行なうべきである。

- 5) 「財政専売」は、その発生の時期においては、消費税制度にまさる制度であった。しかし、専売制度を必要とした経済的・社会的諸条件はまったく変化してしまった。今日のごとき経済秩序、社会秩序のもとにおいては、消費税制度で十分である。むしろ専売制度にともなう弊害のほうが大きい。
- 6) 日本専売公社の行なう「たばこ専売事業」は、葉たばこ耕作とたばこ製造、すなわち農業と工業とに分けるべきであり、葉たばこ耕作は、農業政策、農林行政の対象であり、たばこ製造は工業政策、通商行政の対象である。たばこ事業は、課税の面においてのみ財政政策、大蔵行政の対象であるべきである。
- 7) 専売制度と公社制度とは廃止すべきであるが、廃止にはこれにともなう問題がある。専売公社廃止によって起こるべきおまな問題は、関係業者の既得権に対する損失補償と従業員の転失業救済とである。この2問題には解決

方法がある。

- 8) 業者の損失補償と労働問題との解決がつかずれば、日本専売公社は民間に払い下げ、民間企業として経営すべきである。
- 9) 専売制度と公社制度の廃止によって、
- a) 今日、問題となっている労働問題にせよ、在庫量増大にせよ、金融的措置にせよ、経営の弾力性の付加によって企業能率は向上する。
  - b) 供給の確保はもちろん、製造コストの低下、品質の向上をはかりうる。
  - c) 競争条件の導入は消費者嗜好を十分にとりいれた今日以上の販売促進の可能性を期待しうる。
  - d) たとえ専売納付金制度から消費税制度に転換しても、財政収入の確保は容易であり、むしろ増収を予想しうる。
  - e) コマーシャル・ベースでたばこの輸出が期待できる。

## 第1章 今日における専売制度の意義

### 1・1 日本の専売制度

1723年オーストリアでたばこ専売が行なわれて以来、世界の諸国において相当広く専売制度は行なわれてきた。専売制度というのは、国家が直接に、または他の機関に委託して、特定の商品を独占的に販売する制度である。わが国においては、現在、アルコール、たばこ、塩、しょう脳について、専売制度が行なわれている。そして、アルコールはアルコール特別会計により政府みずからが専売を行ない、たばこ、塩、しょう脳は、日本専売公社が専売を行なっている。

専売品は、その製造から販売にいたる段階のうち、専売を行なう事業主体がどの段階を行ない、どの段階を行なわないかはかならずしも一致していない。

アルコール専売においては、製造原料はとくに

必要のある場合には政府が指定する。製造は政府または政府が特許した製造場に行なわせる。そして、アルコール製造場の製造したアルコールは、政府が賠償金を交付して収納する。アルコールの販売は、政府の指定した売捌人が行なう。

たばこ専売においては、葉たばこの耕作は許可を受けたものが行なう。たばこ巻紙も許可を受けたものが行なう。たばこは、日本専売公社以外は製造できない。たばこの販売は、公社の指定した小売人が行なう。

しょう脳専売においては、しょう脳製造は割当を受けたものが行なう。そして公社に納付して、公社が直接販売する。

塩専売においては、公社の許可を受けた者が、塩を製造し、公社に納付する。そして、塩の元売人または小売人が販売する。



第1・1表はこれらの原料取得から販売にいたる間の国家の干与の程度を表にしたものである。

第1・1表 専売品と国家の干与

	原 料	製 造	販 売
アルコール	自 由	政 府 製 造 者 (特 許)	政 府 売 捌 人 (指 定)
たばこ	業 業 巻 巻 紙 紙 許 許 可 可	公 社	小 売 人 (指 定)
塩	許 可	公 社 製 造 者 (許 可)	販 売 人 (指 定)
しょう脳	自 由	製 造 者 (割 当)	公 社

わが国において現在行なわれている専売制度も、このようにいろいろとちがった点があるが、共通している点は、ある商品の販売を政府がみずから、またはその指定する者に独占的に行なわせ、価格を完全に統制していることである。すなわち、専売の経済的意味は、独占的完全価格統制にある。

しからば政府が専売を行なう目的はなにか。単純に独占によって完全なる価格統制を行なうというのでは、政府の専売を行なう目的は明らかではない。独占的完全価格統制は、政府の行なわんとする目的を達する手段であって、目的は他にある。その目的は、一般に、(1)財政収入の確保、または、(2)その商品の安定的供給にあるといわれる。そして、(1)を「財政専売」、(2)を「公益専売」といっている。

専売制度を歴史的にみると、専売は国家財政収入の確保のために行なわれ、それも戦前・戦時・戦後の財政窮乏のさいに行なわれた場合が多い。戦争は最大の国家的消費といわれるが、戦費調達または戦費支出の後始末が「財政専売」を生んだといってさしつかえない。しかも、「財政専売」によって財政収入を確保するためには、その商品の価格と供給とが安定的に確保せられなければならない。独占による価格支持によって供給を確保することは、財政専売の条件であった。これによって「財政専売」は、安定的供給のみを目的とする「公益専売」を派生した。公益専売は財政専売からその本来の目的である財政収入の確保という点を取り除いたものである。

専売の本質は、「公益専売」ではなく「財政専売」にあるが、わが国でも、専売は「財政専売」に端を発し、たばこ、塩、しょう脳専売のおこり

は、いずれも財政収入の確保にあった。ただ、アルコール専売のみは、はじめから戦争目的遂行のためアルコールの供給を確保するという目的であった。それとて、間接には酒類としての販売によって「財政専売」の意味も兼ねていた。現状においてもアルコール専売事業は赤字であり、毎年3億円前後の歳入を一般会計に繰り入れているから、その意味では「財政専売」ともみられるが、そのおもな目的は供給の確保にあり、本質的には「公益専売」とみるべきものである。

塩としょう脳とは、そのおこりは「財政専売」にあったが、現在は「公益専売」と呼ぶべきものになっている。すなわち、塩専売としょう脳専売は、第1・2表のごとく毎年赤字で、財政収入をもたらすどころではなく、毎年たばこ会計からの補填によってその事業を維持している実情で、国家財政には赤字負担をかけている。

第1・2表 塩、しょう脳事業の純損失

	昭30年度 (百万円)	31年度 (百万円)	32年度 (百万円)	33年度 (百万円)
塩				
総売上高	20,543	23,706	23,304	20,032
売上原価	16,944	21,222	20,686	18,028
管理販売費	4,082	3,538	3,780	3,606
営業外収支	41	53	25	15
当期純損失	△ 443	△ 1,001	△ 1,136	△ 1,586
しょう脳				
総売上高	946	923	800	570
売上原価	817	803	694	498
管理販売費	222	220	215	202
営業外収支	7	1	12	
当期純損失	△ 85	△ 98	△ 96	△ 130

## 1・2 公益専売の意義

専売の歴史においても明らかのように、専売制度の本質は、消費税の変形として財政収入を確保することにある。このいわゆる財政専売が「公益専売」に転化して、国家財政に実質的に赤字負担をかけるにいたってもなお専売制度が続けられるには、なんらかの社会的・国民経済的意義があるからでなければならない。

「公益専売」の目的は、

- 1) その専売品に供給確保の必要のあること
- 2) 専売でなければ供給が確保されないこと

にあるといわれる。

第1の供給確保の必要性は、衣食住関係の生活必需品と生産関係の基礎資材とにおいて高い。鉄鋼、エネルギーなどの基礎資材の供給が確保されなければ、一国の産業の拡大、成長は困難であり、生活必需品の供給が確保されなければ国民生活の安定は得られない。このために、鉄鋼、石炭、電気などの基礎産業の国営論が唱えられ、塩、マッチ、砂糖などの専売が主張されるのである。

しかしながら、自由経済社会において、生活必需品だからとか、どの産業にも必要な基礎原料だからといって専売にしたのでは、自由経済の原則はまったく没却されてしまう。そこで第2の「専売にしなければ供給の確保ができない」という条件が出てくる。

第2の条件として、専売制度によるのでなければ供給確保ができないということは、あまりにも条件が厳にすぎるから、専売制度にしたほうが供給が確保しやすいという点まで条件をゆるめれば、ほとんどなんでも専売にすれば自由販売の場合よりも供給を確保しやすい。

それは、専売では「独占」による「価格支持」によって供給を確保できるからである。すなわち、自由にすれば価格の騰落をまぬかれず、それにつれて供給が不安定になる。そこで、専売によって価格を支持して供給を確保しようというのが「公益専売」のねらいである。しかしながら、自由経済社会においては、「独占」とか「価格支持」とかは、万やむをえない場合のほかは極力さけるべきである。なんとなれば、自由社会における経済は本質的に自由であるべきであり、「独占」、「価格支持」はこれに反するからである。したがって、自由経済のもとにおける「公益専売」には、(1)その専売品が社会的に供給確保の必要のあること、(2)専売制度によらなければ安定的供給が確保できないこと、という2条件は絶対的なものというべきである。

しかるに、この「価格支持」による「供給確保」というところに「公益専売」の内在的矛盾がある。すなわち、「価格支持」によって生産を安定させる政策は、生産費の低下をさまたげる。あるときには、上昇さえまぬかれない。したがって、

価格低下を阻止して、自由のもとにおかれるならば、本来生まれるべき需要を抑制する。この需要の減退を「独占」によって防止しようというのである。しかしながら、支持価格が高ければ、たとえ「独占」を行なっても、需要は減退する傾向となる。そして需要減退によって滞貨が生じ、需要を維持するため販売価格を引き下げざるをえないこととなる。生産価格を支持しながら販売価格を引き下げれば、当然専売の事業主体は赤字経営にならざるをえない。「公益専売」には赤字経営の要因が内在しているというのは、このことである。

したがって、「公益専売」を行なうためにたとえ国家が財政的負担をしても、専売制度を行なわねばならないという理由がなければならぬ。軍事的、医療的、教育的には国家が財政負担をする必要がある場合も考えられるが、一般には国家が恒常的に財政負担をしても専売制度によって生産を確保しなければならないような場合はほとんど考えられない。

「公益専売」は一般的には、自由経済社会においては恒久的制度としては否定されねばならない。

以下現在わが国に行なわれている3つの「公益専売」の実情について説明する。

#### (1) アルコール

アルコール専売の場合には、局方アルコール、飲料アルコールには消費税相当の販売益金(1kl当り約22万円)があるため、特別会計全体としてはまだ黒字であり、一般会計に剰余金を納付している。しかし、製造工場の操業率が低く実質的には赤字のため、工場の民間払下げを断行している。

終戦時の13工場のうち昭和34年6月に払下げの決定した小林工場を含めて6工場を民間に払い下げ、現在国営は7工場である。昭和33年度末における国営工場の生産能力は28,000klで、需要とほぼ見合っている。しかし、アルコール専売特別会計14,000klのアルコールを宝酒造、三楽酒造、協和醸酵、国策パルプ、山陽パルプなどから買い上げているから、けっきょく操業率は50%である。また、民間に払い下げた6工場のうち日本飲料の北海道2工場は経営不振のためつぶれてしまった。アルコールの原価は、芋、糖みつを原料とする場



合に、民営で80,000円、官業で85,000円くらい、パルプ廃液ならば65,000円くらいである。小林工場は操業率30%といわれているから、そのコストは割高で、赤字経営であったが、この工場が政府の払下げ予定価格をもって民間払下げが決定した。しかも、民営ならば操業度を上げて採算がとれる見込みであるといわれる。

アルコールには、石油化学という有力な競争相手が出てきている。これらの事情を勘案するならば、専売制度によらなくても、アルコールの供給は確保されるばかりでなく、官業によってアルコール工場の経営はますます困難となり、近い将来にみんな赤字になることが予想される。アルコール専売特別会計が赤字となれば、その赤字は一般会計から補填しなければならない。すなわち、国民の税負担においてアルコール専売を支えることとなるが、国民の汗の結晶をさいてまでもアルコール工場を国営にしてアルコールの供給を確保する必要があるであろうか。かりに、現在のように飲料あるいは薬用アルコールの専売益金によって、アルコール専売特別会計の黒字を続けることができるとしても、アルコールの供給確保は専売制度でなければ達成せられないということはない。

また、もしかりに、専売制度でなければアルコールの供給確保が達成されないとしても、アルコールの供給を確保しなければならないという社会的・国家的必要性は、現在まったく失われていると考える。

## (2) しょう脳

しょう脳は台湾の特産品で、わが国の輸出品としてかなりの地歩を占めていたセルロイドの原料として重要商品であった。また、爆薬の原料としても重要商品であった。すなわち、軍事的、産業的、医療的に供給確保の必要性があった。

しかるに今日においては、台湾は中国領土となり、しょう脳の商品としての重要性も低くなって、産業保護や供給確保の必要性は失われてしまった。少なくとも、国家が財政負担をしてまでも専売制度によって供給確保をしなければならない理由はない。しょう脳専売制度は、たんにしょう脳の栽培業者保護制度に墮落してしまっただけである。

## (3) 塩

塩はアルコールやしょう脳と事情が異なる。

塩は食料として、また工業原料として、その供給を確保しなければならない必要がある。経済の成長、景気、その他の条件の変化によって変動はあるが、塩の需給を大づかみにみると、需要は食料品が全需要の3分の1で、その半分が家庭用、半分が漬物や魚類貯蔵などの業務用である。工業用は全体の3分の2を占め、工業用の大部分がソーダ工業用である。供給は3分の1が国内生産で、3分の2が輸入である。そして、海運市況で多少の変動はあるが、輸入の半分は近海塩（準近海塩を含む）で、半分が遠海塩とみればよい。

この状態が続いていけば、工業用は価格の低い輸入塩、食料塩は国際価格の3倍もするが、供給の安定している国産塩ということで、現在の塩専売制度も大きな問題とはならなかった。

しかるに、戦後の食料塩の不足に対する国産塩生産の奨励と技術革新の結果、塩の国内生産が近年急増しつつあり、食料塩の需要量をはるかに上回る生産量となってきている。もし国産塩のコストが国際基準であるならば、ソーダ工業の原料に回して、それだけ塩の輸入を少なくすることとなり、国際収支の改善となるのであるが、国産塩は価格が高くてとても工業原料としては使いきれないのである。

塩の輸入代金は1tにつき昭和31、32年度において約5,000円、昭和33年度には3,500円以下になっている。これに対して国産塩の専売公社買上げ値段は昭和31、32年度は13,000円、昭和33年に2度の引下げをしてもまだ12,000円である。さらに昭和34年の引下げによっても現在10,950円である。政府はさらにこれを引き下げていく方針であるが、国産塩価格を国際価格の2倍まで引き下げるのは容易なことではない。これでは、経済自由化によって国際競争にさらされている工業製品の原料として使うことはできない。工業塩として輸入塩を使用するのは当然のことである。

塩専売は戦争直後の食料塩不足の悩みをすっかり解消してくれたのはありがたかったが、食料塩国内自給の目的をはるかに通りすぎて、逆に生産過剰の弊を起こすにいたった。

これは、従来の入浜式にかわる流下式、枝条架式の新技術が生産性向上により生産費を低下させたにもかかわらず、専売公社が総体的に高い価格で国産塩の買上げを続けているため生産量が増加しているからである。昭和34年に専売公社は57億円の資金を投じて塩田整理を始めたが、その当初においては塩買上価格の引下げ方針を示しているにもかかわらず、塩田の転廃業希望者は公社の予定の半分にも達せず、その後加圧式機械製塩さえ拡張の気運もあった。そして、かえって公社の防府工場は旧式非能率のため民間払下げを考えざるをえない状態にあった。

しかるに、最近のイオン交換樹脂法の技術の進歩は、国産塩のコストを大幅に引き下げ、6,000円くらいで生産しうることが予想せられるにいたって、塩田法はその技術革新によってもイオン交換樹脂法の技術革新に追いつきえないことが明らかとなり、国産塩業界も新しい時代にはいりつつある。もはや、食料塩の国内自給のためにも現在の塩専売制度は時代に合致せず、技術革新をむしろ遅らせることとなり、いたずらに国産食料塩の過剰を結果するものとなっている。

工業塩の供給確保のため専売制度を必要としないことは、昭和32年度からソーダ工業は自己の採算でその原料塩を輸入しうることとしたことでも明らかであろう。

これをもってみるに、公益専売としてアルコール、しょう脳、塩の専売は、理論的にも実際上においてもその必要性を失い、今日においては、国家財政的にも国民経済的にも、むしろ弊害多き制度となっている。したがって、これを廃止すべき時期がきているというべきである。

この場合における重大なる支障は、現在、専売制度と公社制度とによって支えられている関係業者と従業者との救済である。この専売公社制度にとまなう関係業者に関する損失補償と労働問題とには、ある程度の困難さがあるが、解決の方途がないことではない。また、解決の困難は関係業者の既得権や労働問題のために、国家的、社会的に弊害を生じつつある公益専売を放置すべきいわれはない。弊害多き公益専売は廃止し、それにとまなう損失を受けるものには補償し、労働問題は

解決すればよい。

### 1・3 財政専売の意義

「公益専売」は、恒久的制度としては、本質的に成立しえない要素を内在しているが、「財政専売」はどうであろうか。

「財政専売」のおもな存在意義は、財政収入の確保にある。清酒、ビールに消費税を課するのに対して、「たばこ」については、公社からの専売益金の納付によって国家は財政収入を得ているのである。財政収入を得る手段として、消費税か、専売益金か、そのいずれを選択するかという問題である。すなわち、国家の財源として、消費税と専売益金と、いずれが財政収入が確実であるか、またいずれが財政収入が多いかということである。それは、けっきょくは理論の問題ではなく、具体的な現実の問題である。その時の経済秩序や社会秩序によって異なる問題である。ある部門の財政収入を確保するということは、(1)いかにしてもれなくその部門の財政収入を集めるか、(2)いかにしてその部門の財政収入を多くするか、ということである。

(1)は具体的にいえば、脱税を少なくするということであるが、それは消費税のほうが専売よりも脱税の機会が多く、発見が困難なことは否定できない。

消費税制度に脱税はつきものであるとあって、この制度の欠陥を強調する意見がある。しかし、酒税についてこれをみると、密造酒の増大は敗戦後の需給バランスの極端な破壊と、その過程での税率の異常な上昇に基因したのであり、だからといって、密造酒の根絶は権力的な取締りの強化や、この思想を底流にもつ専売制度への変更によって容易になしうるものではない。なによりも、需給バランスの安定と適正な税率の確定、すなわち正常な経済状態の復活によってのみ解決されるべきものであった。事実、密造はその後年々減少し、昭和32年度において総造石高の約10%を占めるにすぎない。しかも、この密造酒は下級酒に多く、嗜好品としての習慣形成、安定的経済発展、さらには加工の高度化を前提とするかぎりには、この比率の低下を予言しうる。むしろ問題は(2)のいかに



して財政収入を増加するかという点にある。

財政収入を増加するには、積極的に収入を増進することと、消極的に徴税経費を少なくすることとの2面がある。

徴税経費は、消費税のほうが納付金よりも多くかかるという議論もあるが、1つの専売公社であれ、数個の許可会社であれ、販売は全国多数の小売人を使うことには変わりがなく、納税者が単数か複数かといっても、徴税費がちがうほど多くの人にたばこ製造業を許可するわけではない。けっきょく、徴税費はあまり変わらないといってさしつかえない。

税率が一定だとすれば、税収は売上げに比例する。そうなれば、民営（消費税）と専売（納付金）とで、いずれが売上げが多くなるかがいちばん問題である。

価格が生産費用に比例的なものとすれば、工業生産は由来画一的な官業に不適當であって、生産費用は一般に競争によってコストの切下げに努力する民業のほうが低いというべきである。

嗜好品の売上げ増進にも、品質、宣伝、広告などの需要刺激手段があるはずだが、これらの手段は競争的な自由な創意や工夫によって発展可能なことで、お役人仕事では、第2章で詳論するごとく、大きな発展を望みえない。

現実的に、官業や公社よりも、民間企業のほうが生産費用が低く商売上手であり、販売高が増進することは否定できない。したがって、財政収入の絶対額は、民営にしたほうが増加するといわざるをえない。

「財政専売」は過去においては、国家財政確保のよき手段であったが、今日の経済社会においては積極的に官業にたよる論理はまったく存在せず、むしろ民営による「消費課税」によるほうが、歳入を確実に増大せしめるというべきで、少なくとも消費課税制度が財政政策として専売制度に劣るということはない。

#### 1・4 生産者保護制度となった専売制度

わが国で現在行なわれている専売は、官業によるアルコールと、日本専売公社によるたばこ、塩、しょう脳である。そして、アルコールとたばこ

は専売益金をあげて国家財政に寄与しているが、塩としょう脳とは赤字を出して国家財政から実質的に補助を受けている。しかし、塩やしょう脳の専売も、はじめから赤字であったわけではなく、財政収入をあげる手段であったことは既述のとおりであるが、それが財政上の目的が失われ、供給の安定的確保がおもな目的に変わり、「公益専売」と呼ばれるようになったのである。

そして「供給確保」の必要性が強かった時代には、塩もしょう脳も、赤字経営ではなく専売益金をあげていたのである。しょう脳が爆薬の原料として軍事的に、セルロイドの原料として産業上に、医薬原料として医療防疫用に必要性が大であり、供給が不足していた時代にはしょう脳専売も、赤字経営に悩むことはなかった。塩が不足して、食料の貯蔵用はもとより、家庭用にも困った時代には、専売によって塩の供給を確保する必要があり、その必要のあった時代には、塩専売はけっして赤字にはならなかった。

アルコールは多少事情がちがうが、アルコールの供給確保の必要性が高かった時代には、特別会計が赤字になることなどは懸念されなかった。

たばこ専売が問題となるのも、消費税収入に相当する収入に支えられて表面上は黒字経営にみえるが、それは消費課税に代替する政府納付金であって、企業経営の収支としては、実質上赤字経営となっているからである。

すなわち、「公益専売」に内在する赤字経営は、「財政専売」にも内在するのである。そして、専売事業が「赤字経営」の方向へ移行しつつあることは、専売制度そのものが限界に到達して、時代に適せぬようになったことを物語るのである。

専売公社の経営が限界点に到達しているから、経営形態を変えるべきだということ、公社経営はけっして非能率ではないというが、もしも公社経営が非能率でないにもかかわらず、公社経営が赤字となつているとすれば、専売制度が現在において不適當だということになる。専売公社が実質的に赤字であるとすれば、公社制度がわるいか専売制度がわるいか、その両者ともわるいかである。社会的、国民経済的に必要であるにもかかわらず、しかも公社制度も専売制度もよいにもかかわらず、

その経営が「赤字」となることはありえないと考える。その生産と供給とが必要であるにもかかわらず、その製造販売の事業が赤字経営に陥ることはありえない。そこにはなんらかの欠陥があるはずである。

すなわち、自由経済のもとにおいては、生産事業は、需要と供給との均衡を条件にその事業活動が行なわれ、不均衡下においては、事業の命運をかけて均衡化のたゆまざる努力が捧げられる。

もし、今日のごとく、不均衡下にありながら、均衡化への道が容易ならざるものとすれば、発生において「独占」の意義を貫徹していた専売制度が、経済的・社会的構造変化を経た今日、もはや初期の意義を失ったことを意味している。

しかるに、今日までの専売制度の歴史的経過のなかで、専売制度をはくむむためにとられた関連諸機関間の結びつきは、その歴史的経過と国家の干渉という面で容易に払拭しえないものとなってきた。経営の「赤字」は、実はこの結びつきにあるもので、需要価格に対し相対的に生産価格が高騰したことは、ここに根ざしている。したがって、今日の専売制度は、この結びつきの故に本来の専売の意義から脱却して、生産者保護制度の性格を強く描きつつある。

今日の専売制度は、財政収入確保の制度から、公益的供給確保の制度を経て、生産者保護制度へと転化してきているのである。公社専売制度が生産者保護制度となっていることは、その廃止に対する反対論として、葉たばこ、塩、しょう脳の生産者が困るからといって補償を要求することからも証明できる。

アルコールとしょう脳については、生産者の既得権を奪うという以外に、生産者保護の必要はないと政府も認識し、生産者の既得権を補償して専売制度を廃止する方向に漸次進みつつあるとみられる。

塩はなお食料用として国内自給政策を捨てきれないため、鹹水供給の必要上、多少とも、塩田業者保護の必要を認めている。しかし、これも入浜式から、枝条架式・流下式に変わるとともに、むしろ鹹水の供給過剰に悩みつつある。そのうえに、加圧直煮法、イオン交換樹脂法の発達は、価格支

持による国内自給の必要性を失わしめつつあり、塩専売もまったく生産業者保護のみを目的とする制度に推移してきている。そして、政府も塩田転用によって塩専売制度を漸次後退せしめているのである。防府工場の閉鎖の方針もこのひとつの現われとみるべきである。

たばこ専売は、まだ「財政専売」であるといわれているが、累年葉たばこ耕作面積を制限しながらも、葉たばこのストックは増加している。世界的にみても、葉たばこは生産過剰状態を続けている。すなわち、葉たばこもまた過剰農産物のひとつとなっているのである。

このように、たばこ専売も財政専売であるといわれながら、実質的には葉たばこ耕作者保護制度の要素を多分に包蔵してきている。昭和32年6月設置せられた「公共企業体審議会」の答申においても、たばこ専売制度を廃止するについては「45万人にのぼる葉たばこ耕作者の利益をいかにして保護するかを解決しなければならない」といっているが、これは裏をかえせば、たばこ専売制度は葉たばこ耕作者保護制度であることを主張しているものである。

かくのごとく、専売制度が本来の「財政専売」あるいは「公益専売」の意義を薄めて、むしろ「生産者保護」の機能を果たすようになった。かかる構造的変化に対して、なお「財政専売」、「公益専売」を主張して在来の専売制度を存続する意味があるであろうか。なお、国家財政の立場からみて、財政収入（専売納付金）と財政支出（生産者保護費用）とを同じ専売というカテゴリー内部で処理する意義があるであろうか。

もし「生産者保護」の意義を貫徹せんとするならば、国民経済的に「厚生」の立場に立って「保護政策」全体をまとめ、財政支出の最適配分を行なうことこそ真の経済政策であり、また生産者の真の利益を考えるならば、国民経済の構造変化を予想して、最適生産計画を指示するとともに、とってかわるべき生産への偏位を容易ならしめる方を生産者をして選択せしめる機会を与えることに真の「生産者保護」の意義が存在するはずである。



## 第2章 公社経営の問題点

公社は、理論的には官業と民営との長所をあわせたもので、公益事業にはもっとも理想的な経営形態であるといわれてきた。しかし、実際には、官業と民営との短所をあわせた、もっとも非能率な経営だとの批難をあびるにいたっている。

わが国においても、国鉄、電電、専売の3つを代表として数個の公社があるが、いずれもお役人仕事で、サービスが悪く、非能率で、しかも経営は電電以外は赤字だといわれている。

利潤追求を目的とする民営と、奉仕と能率とを目的とする公社と、そのいずれがサービスが良く、また能率が良いかは理論的には決定できない。しかし、現実において、国鉄、電電、専売の3公社が、お役人仕事の弊に陥り、サービスが悪く、能率があがっていないことは否定できないと思う。これは理論の問題ではなく、事実の問題である。これが問題の第1点である。

公社経営の第2の問題点は、労働問題である。G. H. Q. が国鉄、電電、専売という官業を公社経営に移したのは労働問題からであるといわれるが、公社は公共企業体としてその労働条件に制約がある。そのいちじるしい点は、罷業権の否定である。私鉄、電力、ガス事業などが公益事業でありながら、罷業権が認められているにもかかわらず、3公社の従業員には罷業権がない。銀行業の罷業は専売公社の罷業よりも社会的・国民経済的影響が大きいかもしれないが、銀行の従業員にも罷業権がある。けっきょく、公社の従業員に罷業権のないのは、公益事業に従事する労働者であるからというのではなく、たんに「公社」から賃金の支払いを受ける労働者であるからにすぎない。

また、生産事業であるならば、その企業の成績いかんによって賃金収入に増減が認められて然るべきであり、収益をあげることによって従業員の収入を増すことが能率を上昇させるひとつの要因

となっている。それが公社では、公社の営業成績が良くても悪くても、従業員の収入は現実には一定である。よく働いても怠けても収入は変わらない。これが公社経営を現実問題として非能率にしているひとつの要因である。

専売公社が生産事業であるならば、労働関係は正常なる状態におくべきである。

労働問題は労働者側にもある。専売公社の製造に従事する労働者は1週間44時間労働である。もちろん、労働時間を短縮することは労働者の理想であるが、そのためには労働の生産性を高めることが不可欠の条件であり、またその国の他の労働者との相対関係も考えられるべきである。

わが国の現状は1週間48時間労働が原則である。専売公社の労働者が1週間44時間労働で、しかも、たばこが不足だというのに週48時間労働を拒否するというのは妥当ではない。

しかも、週48時間労働拒否の原因は、たばこ生産の能率向上を目的とする巻上機械の更新にあった。1分間900回転の巻上機械を1分間1,200回転の新鋭機械にかえて生産性を向上しようとする公社側の合理化に反対して、たばこの供給を不足させることは労働者側に非がある。しかし、週44時間労働なのに公社が例年48時間労働を見込んで生産計画を立てることもおかしい話である。けっきょく、わが国の現状に即して週48時間労働に改めて労働条件を調整すべきである。正常なる生産計画に超過勤務を織り込むことは不合理である。

合理化、生産性向上、配置転換、労働条件向上という経済の進歩にともなう一連の措置が円滑に運ばれないような労使関係では、企業の発展も経済の成長も望めない。

公社経営の第3の問題点は、監督、管理、監査制度にある。公社は国会と監督官庁との2重の監督を受け、官庁の予算制度の制約を受ける。公社

に自主性を与え、制約をゆるめれば、公社経営は能率が上がるという。しかし、公社が公社であるかぎり、政府と国会との制約から脱しえないと考える。

公社経営の第4の問題点は金融にある。公社は予算制度によるから、予算にきまった金融は政府が保証しているし、予算以上に金融の必要があってもそれは認められない。

借入金には、それが公債であっても社債であっても、銀行からの借入金でも、預金部からの借入金でも、金利が必要である。そして、金利は生産費用の一部となる。公社では金利は予算に計上されるだけで、それは経費の予算を増し、政府への納付金を減らすだけである。公社の経営成績には直接関係がない。

公社の金融は公社の金融の必要性よりも政府の金融の都合に左右される。この公社の金融に独立性のないことと金利が専売品の価格に直接関連がないということは、公社金融の大きな弱点である。

ストックの増加はただちに直接公社の金融に影響すべきであるにもかかわらず、公社の金融ではなんの影響もない。民間ならば、ストック増加は運転資金の減少とか借入金増加とかとなり、ただちに企業努力を刺激する。

葉たばこのストックが5年間も平均100億円ずつ増加しても企業努力を促さないのも、公社金融なればのことである。

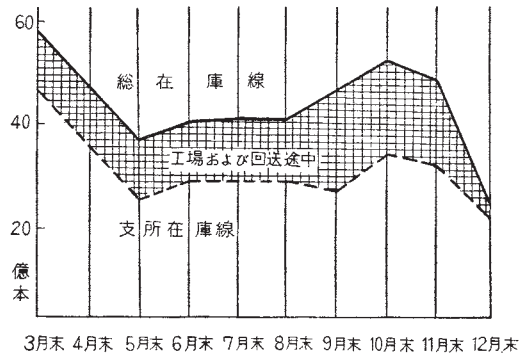
公社経営の第5の問題点は、経営の弾力性ともいべき点である。民間企業においては、自由な創意工夫によって景気の変動、市場の情勢、商品の需給状態に対応して、時々刻々、経営を弾力的に行なっていけるが、公社では、認可とか許可とかが必要であったり、一度決まったことは変更ができなかったりして経営にまったく弾力性がない。

最終消費のための消費財の生産販売には経営の弾力性が強く要求せられる。

昭和34年6月と12月とのたばこの供給不足はあらかじめわかっていたのである。それなのに製造を増加することができなかった。製品の需給の調節は、原材料ストックの調節とともに生産事業の基本計画でなければならぬ。専売公社では、そのいずれもが行なわれていない。原料である葉た

ばこは1年分以上も正常ストックを超過しながらまだ必要以上の買付けを続けている。公社経営はいちばん大切な点でまったく弾力性を欠いている。

第2・1図 両切たばこ月末在庫の推移



アメリカではフィルター付のシガレットが流行している。5年前には全シガレットの1割程度であったが、現在では半分以上がフィルターになっている。近年、流行は世界的になって、経済学者のいうデモンストレーション・エフェクトで、すぐ日本にもやってくる。フィルターたばこホープの需要は急激に増加している。それなのにホープは6大都市でしか売れ出さないし、年末には東京と大阪とに不足がちに売っているだけとなった。需要に応じて供給するなどということは公社経営ではのぞまれない。これも公社経営の非弾力性のひとつの例証である。

生産や販売を予算制でしばりつけては、うまい経営ができるはずがない。もちろん、最近における計量予測方法の発達は予算制度の合理的運営を可能ならしめているが、自由社会における経営は、経済変動に対応する弾力性が必要である。

そのほかにも公社経営には問題点が多々ある。塩回送会社、葉たばこ輸入商社などの問題もとりあげられている。それらの問題はこの調査研究では対象外においたが、公社従業員の医療費についてはハッキリしているので、ここに論及しておくこととする。

専売公社の公表する損益計算書のなかに、他の損益計算書にみられない不思議な勘定、それも相当大きな金額の勘定がある。

それは診療費である。専売公社の仕事として重要な試験研究費や行政費よりも多いのである。し



第2・1表 専売公社の診療費

	昭32. 4. 1～ 33. 3. 31 (百万円)	昭33. 4. 1～ 34. 3. 31 (百万円)
試験研究費	452	439
診療費	698	723
行政費	442	356

第2・2表 東京都における1家族当り支出と医療費

	実支出(円)	保健医療費(円)	比率(%)
昭30	388,656	8,388	2.2
31	391,236	7,464	1.9
32	420,888	8,064	1.9
33	448,812	9,036	2.0

かも昭和33年度において、かんじんな研究費や行政費は減っているのに医療費は増えている。

専売公社の従業員は約40,000人であるから、7億2,000万円の医療費は1人当り約18,000円である。

これは大きな支出である。

医療関係の従業員は医師707人、嘱託132人、合計839人である。公社従業員50人に対して1人の医師となる。医療関係の充実も文明国として結構であり、専売公社がその模範を示すこともよいかもしれないが、これではすこしゆきすぎではないか。公社内部でも、診療中に含まれる年5億円にもおおよぶ医療関係補助金は軽減すべきだとの議論もある。こんなことが行なわれていることは不思議で、これでは一事が万事で、公社には冗費支出が多いといわれても弁解しがたいであろう。

塩、しょう脳のストックの増加と赤字、葉たばこの在庫増加によって、公社としての専売が問題となっているが、専売公社としては「専売制度」そのものに問題があるとともに、「公社制度」にも問題があることを認識しなければならない。

## 第3章 たばこの消費需要

### 3・1 本章の課題

たばこ専売における今日の問題として、在庫量の増大が強く世論を喚起した。これに対し、葉たばこ耕作の減反政策がとられているとはいえ、その実績は微々たるものである。他面、近時における良好な気象条件と耕作技術の発展とは、反当収量の増加をもたらし、昭和34年のストライキで在庫問題を多少救いえたとはいえ、それは製造たばこについてであり、けっして葉たばこ在庫への不安を解消してはいない。

しかるに、本質的にこの在庫問題を解消する製造たばこの需要は、昭和30年以後伸悩みを続けている。

ある意味では、たばこも近時における農産物供給過剰への一般的趨勢をたどっている。かかる現実直面して、本章ではたばこ需要の本質を構造的に分析し、将来需要の発展方向の構図を描いて、専売制度下のたばこ需要を明らかにしてみるとともに、アメリカとの比較において需要面よりみた

専売制の制約条件に簡単にふれる。

### 3・2 喫煙習慣

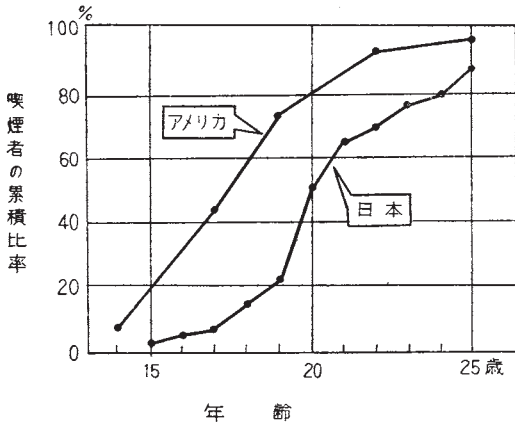
あらゆる商品の需要をみる場合、需要量は2つの指標に分けられる。すなわち、その商品に接触する人の数と、その接触者の平均消費量とがそれである。ここでは、前者のたばこへの接触層をまず明らかにしてみる。

われわれの社会の一般的行動規範は、未成年者の喫煙を批難する声が強い。したがって、習慣的に未成年者の喫煙習慣は少ない。

第3・1図は、喫煙者がいつごろからたばこを吸いはじめるかを明らかにしたグラフである。日本との比較でアメリカを付記しておいた。

19歳までにたばこをのみだした者は、アメリカで全喫煙者中71%も占めるに対して、わが国ではわずか20%であり、20歳までとってみてやっと5割に達する程度のものである。わが国の未成年者喫煙に対する社会悪としての意識の強さをまざま

第3・1図 たばこを吸いはじめた年齢



ざと知ることができる。

このようにして生まれた喫煙者ははたしてどんな階層に多いか。喫煙者の特性を大きく分類してみよう。この場合、喫煙者は、だいたい毎日たばこを吸ういわゆるレギュラー・スモーカーにしぼってみた。20歳以上の成人の全国平均でこのレギュラー・スモーカーは40.3%であり、オカシヨナル・スモーカーと呼ばれるたまにたばこを吸う者はわずかに3.2%にすぎないからである。

第3・1表は、成人の各種の階層分類によって、その層でのレギュラー・スモーカーの比率をみたものである。一般的にみて、市部での喫煙者が多く、農林漁業とか、サービス業とか事務、労務とかの勤労者に喫煙者が多い。アメリカのシカゴで Social Research, Inc. が1952年ごろに行なったたばこに関する動機調査においても、喫煙は、「力」を意味するものとされ、ヘビー・スモーカーは「大車輪で働いている人」と意識されていることが明らかにされているが、わが国勤労集団の喫煙者数の多いことも、この人間心理に結びついていると考えられる。それに反し、生活程度とか、収入とかはほとんどたばこを吸うか否かに規則的な影響を与えていない。むしろ、上記の人間心理に結びつく事象であるが、男女間の格差がもっとも大きい。女性の少ない喫煙は、未成年者と同様、たばこに対する「道徳上および肉体上の悪」というイメージと結びついている。わが国でも、成人の48.2%、約半数が婦人の喫煙を「よくない」と意識しているし、その人々の8割が「見た感

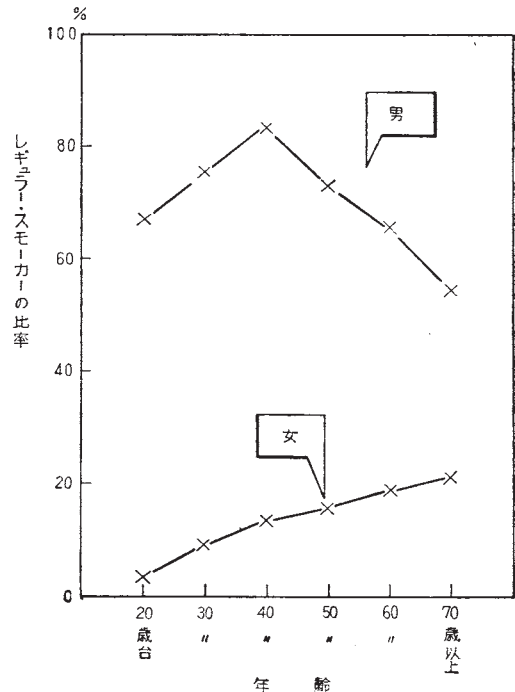
第3・1表 レギュラー・スモーカーの比率

市郡別	6 大 都 市	44.7%
	市 部	39.3
	郡 部	39.6
性別	男	72.1
	女	9.8
男の職業別	農 業	71.2
	林 業	73.3
	漁 業	65.4
	卸・小売・サービス業	76.8
	自由業・管理職	74.9
	事務勤労者	57.0
生活程度別	上	40.5
	中ノ上	38.6
	中	40.3
	中ノ下	42.8
	下	36.5

じがよくない」という理由をあげていることからこの一端は理解されよう。

年齢的にこの喫煙習慣の大小をみたのが第3・2図である。図からも明らかのごとく、40歳台の成人にもっともたばこを吸う人が多く、男子の82%

第3・2図 性別・年齢別レギュラー・スモーカーの比率





がたばこを吸っている。それより低年層、および高年層にいくにしたがって喫煙習慣は漸減している。ただ、女性だけは喫煙習慣が低位なるためか、高年層ほど高いという異なったパターンを示している。

このようにみえてくると、たばこを吸うか否かは、たばこに対する「力」と「道徳上および肉体上の悪」という相反するごときイメージによって本質的に決定されているようにみえる。したがって、職業、性、年齢が喫煙習慣を決定する主要な要因となっている。

### 3・3 喫煙者の消費量

喫煙習慣をもったものが、はたして何本ぐらいたばこを吸うであろうか。今日喫煙者の83.6%は巻たばこだけの喫煙であり、きざみだけはわずか6.2%、両者併用が10.1%という構成であるので、ここでは主として巻たばこだけを対象に分析を試みる。

第3・2表 喫煙者の巻たばこ消費量  
(1日当たり本数)

市郡別	6 大 都 市 部	15.0
	市 郡 部	14.8
		14.4
性別	男	15.3
	女	9.9
男の職業別	農 林 漁 業	14.4
	卸・小売・サービス業	17.3
	自由業・管理職	16.5
	事務勤労者	15.5
	労働者	14.2
	無職	13.6
生活程度別	上	16.4
	中ノ上	15.6
	中	14.6
	中ノ下	13.7
	下	12.2

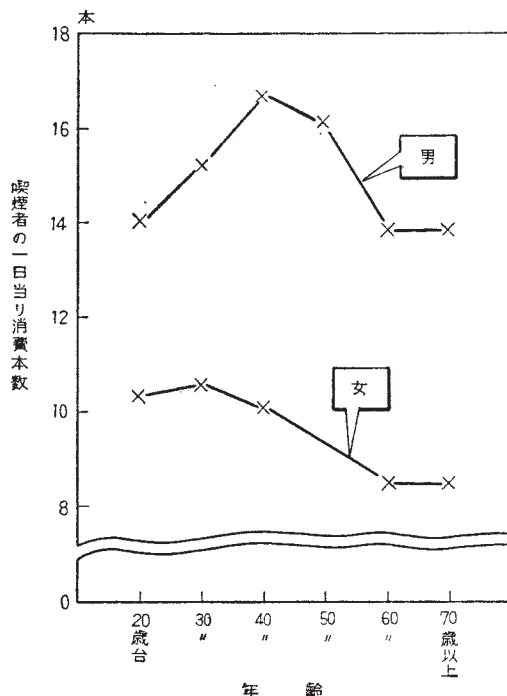
前節と同じように、各種の階層別に1日当たりの消費量を第3・2表に掲げておいた。喫煙習慣とかなり類似した傾向がみられ、市部の消費量が多く、男性がほぼ女性の1倍半の消費量をあげている。ただ、職業別にみて、喫煙習慣の高かった勤

労者、とくにそのうちでも肉体労働の激しい農林漁業、労務勤労者では逆にたばこ消費本数が低い。また、喫煙習慣ではほとんど規則性をもたなかった生活水準あるいは所得などの影響が、ここでは生活水準の高いものほど消費量が高いという消費者行動が数値的に示されている。しかし、これを完全な所得効果としてみるには、いささか問題がある。というのは、消費量の郡部、肉体労働者、女性などにおける低位性は、ある意味でこれらの階層と所得の低さとの関係を暗示するものであり、みかけ上の所得効果とみなしうるふしもあるからである。

年齢による効果については、第3・3図がこれをよく説明している。すなわち、喫煙習慣と同じく男子では、40歳台がもっとも消費量多く、1日16.7本にもおよび、それより低年層、高年層ほど消費量が減っている。女性については喫煙習慣とはまったく逆に、高年齢層ほど低い。

このようにしてみると、大勢的には消費本数に及ぼす要因は、ほぼ喫煙習慣のそれに類似しており、年齢、性別、職業などがおもにあげられるが、その作用において、肉体労働者、女性の高年齢層

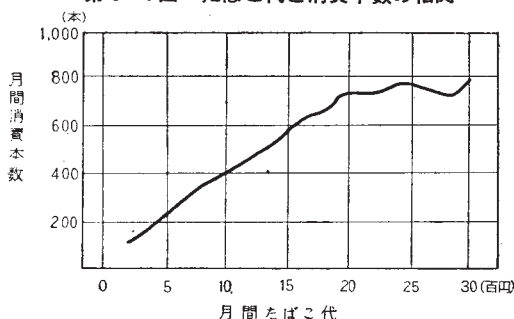
第3・3図 性別・年齢別喫煙者の消費本数



に消費量が低いという異質なパターンを読み取ることができる。

消費量の平均値で、消費水準の高さを検討したが、はたしてわれわれはどのような消費量分布でたばこを吸っているであろうか。「肉体上の悪」というメンタリティーがたばこに結びついているとすれば、おのずから消費量に上限があるはずである。専売公社の実施した「第1回パネル調査」から、月間たばこ代と消費本数との相関を求めると第3・4図が描ける。このグラフから興味ぶかい事実を発見する。月間たばこ代が2,000円をこすと、ほとんど消費本数は750本のところに収斂してしまう。すなわちこの事実、日に25本程度

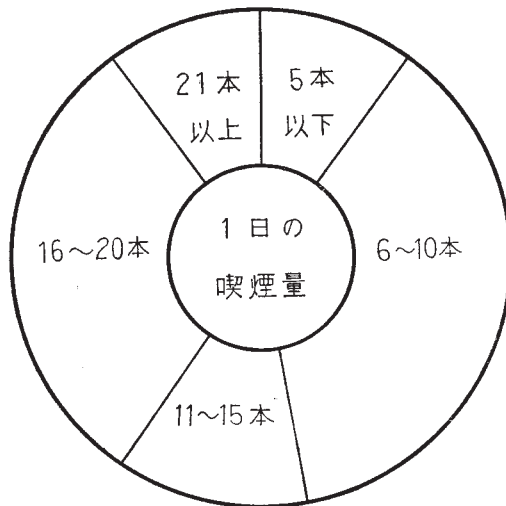
第3・4図 たばこ代と消費本数の相関



のものが、われわれの習慣から肉体的限界消費本数と意識しているものであるということを示している。したがって、2,000円以上のたばこ代支出者は、消費本数を固定して、高級たばこの消費量を増すことで支出金額を増加させているとみなすことができる。この25本の集団の喫煙者が2割あると「パネル調査」は報告しているが、この調査が世帯調査という制約を考慮すれば、かなり2割という数字は割り引いて解釈せねばならない。個人調査である「世論調査」から消費本数分布をみれば、6大都市でも、その分布は第3・5図のごとく、21本以上の喫煙者は7.8%にすぎない。ともあれ、肉体的限界としての1日25本という消費量は妥当な数値である。

消費量については上記の諸条件のほかに習慣的な効果があげられる。われわれは、ビールを飲むときは1本、2本という単位で、ビールの消費量は不連続的に増加するように、包装いかんによって、その消費量が規定される事実を知っている。

第3・5図 6大都市における1日当たり平均消費量の分布



たばこには10本入と20本入の兩種があり、パールのぞいては、各銘柄ごとでそのいずれかに固定している。第3・3表は「パネル調査」によって得られた各銘柄ごとの月間1人当たり消費本数を示したものである。表にも示されているごとく、価格効果の作用も一部考慮されるが、全般的にみて20本入包装のいこい、しんせい、パットでは10本入包装のピース、光に比べて3割方消費が多くなっている。われわれが等閑視しがちな包装効果が案外に大きなことを知る。

第3・3表 銘柄別消費量

				月間1人当たり消費本数
10本入	ピ	ー	ス	384
			光	387
10 20本入	パ	ー	ル	345
20本入	い	こ	い	476
		し	ん せ い	456
		パ	ッ ト	412

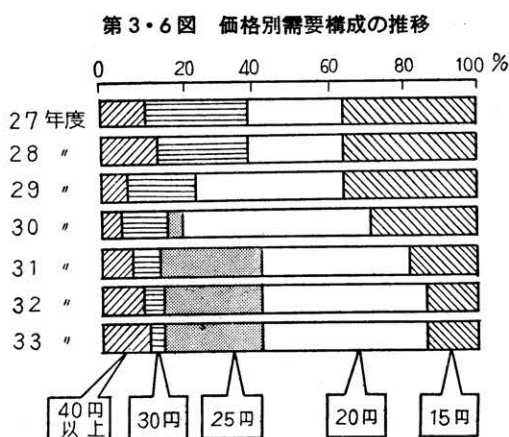
### 3・4 銘柄選択の消費者行動

今日、日本の巻たばこの銘柄は朝日、富士、ピース、ホープ、光、パール、いこい、みどり、新生、ゴールデンパットの10種である。アメリカの1955年ごろの銘柄数35に比べればきわめてその数は少ない。

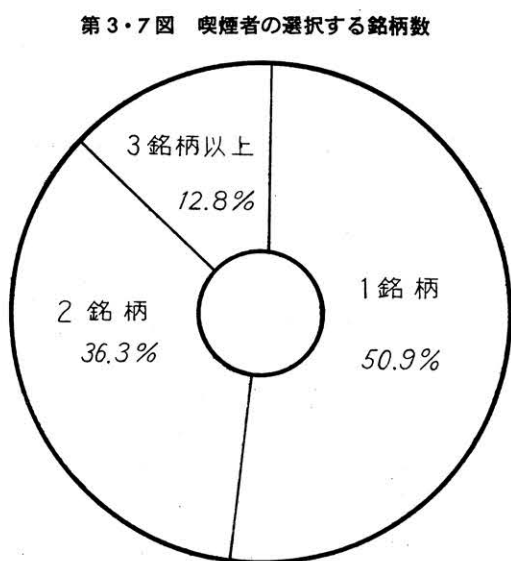
これらの10種の銘柄が消費者によっていかに選

扱われているか、銘柄別に価格は固有のものであるからには、銘柄は支出金額に結びつく問題であり、前述してきた消費量との積で、財政収入につながる諸問題を提示している。

第3・6図は、価格でグルーピングして昭和27年以後の需要構成の推移を示したものであるが、昭和30年以降の変動が激しい。とくに下級財としての朝日、ゴールデンバットの需要が、供給不足も手伝って減少した。



しかし、20円の新生を含めばその販売量に占める相対的構成比は、昭和27、28年の構成とほぼ等しい。すなわち、新生の進出が下級財における特徴的な動きである。それに対し、昭和30年以降は、いこいの進出がめざましく、上級財として光の分



野を侵蝕している。このようにみると、下級財での新生への指向、そして中級財でのいこいへの指向という2つの大きな流れが今日を彩っていることがわかる。

第3・7図はわれわれが銘柄を選択する場合、はたして何種の銘柄にしたしんでいるかを示した図である。1銘柄のみに固執している喫煙者は約半分で、3分の1は2銘柄を吸っている。いま、この銘柄間の結びつきで、比較的顕著なものを結びつきの強い順にあげるとつぎのようになる（前が第1位銘柄、後が第2位銘柄）。いこいとピース、新生といこい、いこいと新生、いこいとみどり、いこいと光、ピースといこい、……となる。すなわち、いこいがかかなり他の銘柄との結びつきをもった銘柄であることがわかる。

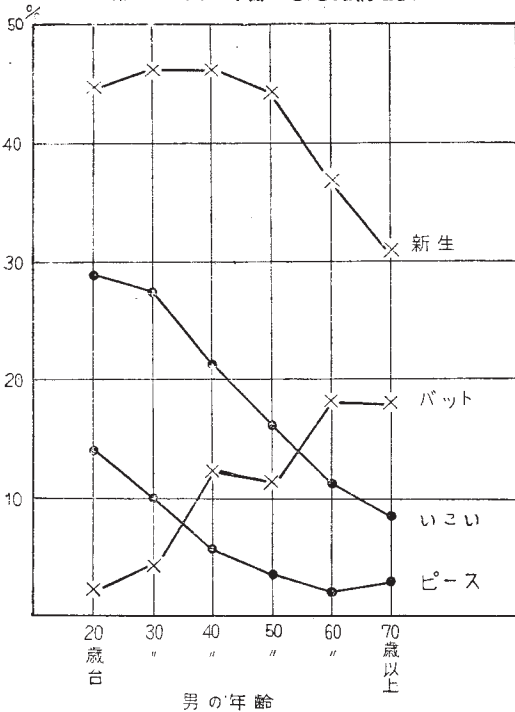
はたして、どの銘柄のたばこが、どのような喫煙者に好んで吸われているであろうか。第3・4表はその状況を明らかにする。喫煙者が主として

第3・4表 喫煙者各種階層別たばこ選択上位銘柄

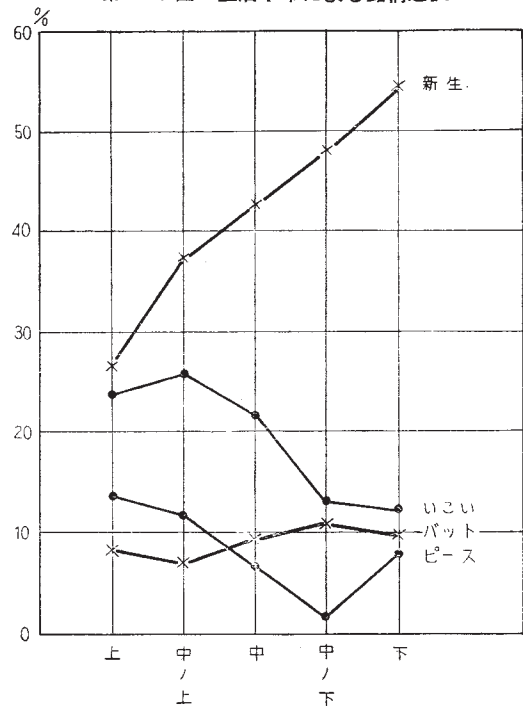
		第1位	第2位	第3位
市郡別	6大都市部	いこい	新生	ピース
	市部	新生	いこい	ピース
	郡部	新生	バット	みのり
性別	男	新生	いこい	バット
	女	新生	いこい	みのり
男の年齢別	20歳代	新生	いこい	ピース
	30 "	新生	いこい	ピース
	40 "	新生	いこい	バット
	50 "	新生	いこい	みのり
	60 "	新生	バット	みのり
	70歳以上	新生	みのり	バット
男の職業別	農林漁業	新生	バット	みのり
	卸・小売・サービス業	新生	いこい	ピース
	自由業・管理職	新生	いこい	ピース
	事務勤労者	いこい	新生	ピース
	労務勤労者	新生	いこい	バット
	無職	新生	いこい	みのり
生活程度別	上	新生	いこい	ピース
	中	新生	いこい	ピース
	上	新生	いこい	バット
	中	新生	いこい	みのり
	下	新生	いこい	みのり
	下	新生	いこい	バット



第3・8図 年齢による銘柄選択



第3・9図 生活水準による銘柄選択



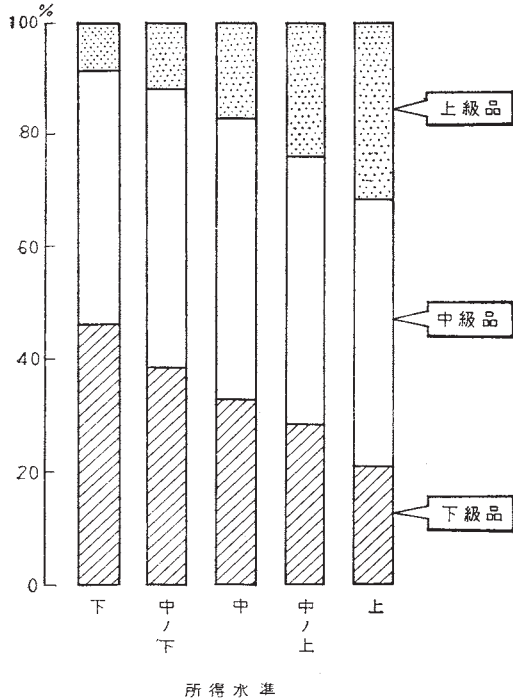
吸っているたばこを中心にみれば、平均して新生が全喫煙者の43.0%でもっとも高く、ついでいこい23.2%、ピース8.0%、バット3.7%、光4.1%、みどり3.8%、きぎょう3.7%、みのり3.4%、パール2.2%、朝日0.6%、富士0.5%、ホープ0.2%の順になる。これを階層別に分けても上位2銘柄における新生、いこいの序列は大勢的に確定している。むしろ第3位を占める銘柄によって、階層別の特徴が示される。農業を中心とする郡部ではみのりが、生活水準の相対的に低い肉体労働者階層にバットという下級品が、他はほとんど上級品としてのピースにかたよる。しかし、基本的には銘柄選択は、かなり年齢と所得水準によって影響を受けていることが感じられる。したがって、上位の銘柄の新生、いこいに、下級品としてのバット、上級品としてのピースを加え、年齢別、所得水準別の作用をみれば、第3・8図、第3・9図のごとくなる。

第3・8図は年齢の効果を見るものである。年齢の高い層ほど下級品、とくにバットの選択は高く、上級品の選択が低い。これは、前記した「肉体上の悪」というイメージと結びつくものであり、

価格の低いたばこほど軽いという潜在的イメージと符合する行動にほかならない。他方、所得で見れば高所得者層ほど上級品を、低所得者層ほど下級品を選択するという所得効果が価格を媒介として銘柄選択のうえに典型的に示されている。

この両結果は一見矛盾したように見える。すなわち、低年齢層は相対的に所得が低いにもかかわらず、上級品が選択されていることは、低所得層ほど下級品が選択されるという結果と相反するという事実と直面する。したがって、いま年齢効果を相殺するために、年齢別に所得分布にしたがって喫煙者を5等分し、所得水準別に分離して年齢別に同じ所得分布上の位置にある喫煙者を同じ所得層にあるとしてみれば、第3・10図のごとき銘柄選択の分布が示される。第3・10図に示すごとく、銘柄選択に与える所得効果はきわめて強いことが明らかとなる。すなわち、年齢が若くとも、その若い年齢の喫煙者層では、所得の高いものほど上級品を選択することが明らかとなる。消費量に関するかぎりはかなり所得効果は低いものであるが、銘柄を媒介とする価格においては所得効果がきわめて強いことが明らかとなった。

第3・10図 年齢構成を除去した銘柄選択に与える所得効果



したがって、たばこに支出する金額と所得との関連を世帯を対象とした「パネル調査」から計測するとつぎのごとくなる。

$$\text{喫煙者1人世帯 } M = 0.97N^{0.02}I^{0.24} \quad (R=0.5)$$

$$\text{喫煙者2人世帯 } M = 1.22N^{-0.02}I^{0.16} \quad (R=0.4)$$

$M$ : たばこの支出金額

$N$ : 家族人員数

$I$ : 家計収入

この結果からみると、たばこ支出金額は家計を対象とするかぎりには家族人員数に影響されることはないが、所得の1%高い世帯はほぼたばこ代が0.2%高いという所得効果が明らかにされている。この所得効果の強さは、最後に述べる時系列分析での売上代金に対する所得効果の強さとほぼ符合する。

### 3・5 たばこの将来需要

いままで、われわれはたばこの需要を今日の1時点分析してきた。これらの結果からも一応のたばこの将来需要が想定されるが、将来需要を過去の時の流れにそったデータから明らかにしておこう。

明治37年以來のたばこ需要量の長期的趨勢は、第3・11図の半対数グラフによって示される。いま、戦時および戦後の混乱期の昭和19~25年をのぞいて、たばこ需要の年平均成長率は計測すると約2.7%となる。したがって、人口の成長率1.3%よりも高く、所得の成長率4%よりも低い長期的成長をとげてきたことがわかる。

ここで、もう一度第3・11図にもどって、この年平均成長率2.7%の直線とたばこの需要実績とを比べつつ、とくに昭和19~25年をのぞいて26年以降のラインをずらしてみると、相対的にみて、26年以後のたばこ需要はトレンド・ライン以下にあることを知る。第3・12図の成人1人当りに直した消費量の推移はよりはっきりとこの事情を説明している。この需要の減退ははたして本質的なものか否か、戦後の需要構造を明らかにせねばならない。

昭和26~31年の間の4半期別データを用いて計測されたたばこの需要関数はつぎのごとくである。

$$Q = 1.046 \left( \frac{Y}{iN} \right)^{0.00014} \left( \frac{Q-1}{n-1} \right)^{0.596} n^{1.384} \quad (R=0.959)$$

$Q$ : 当期のたばこ需要量 (季節変動修正済)

$Q-1$ : 1期前のたばこ需要量 (季節変動修正済)

$Y$ : 分配国民所得

$i$ : 消費者物価指数

$N$ : 人口

$n$ : 当期の成人人口

$n-1$ : 1期前の成人人口

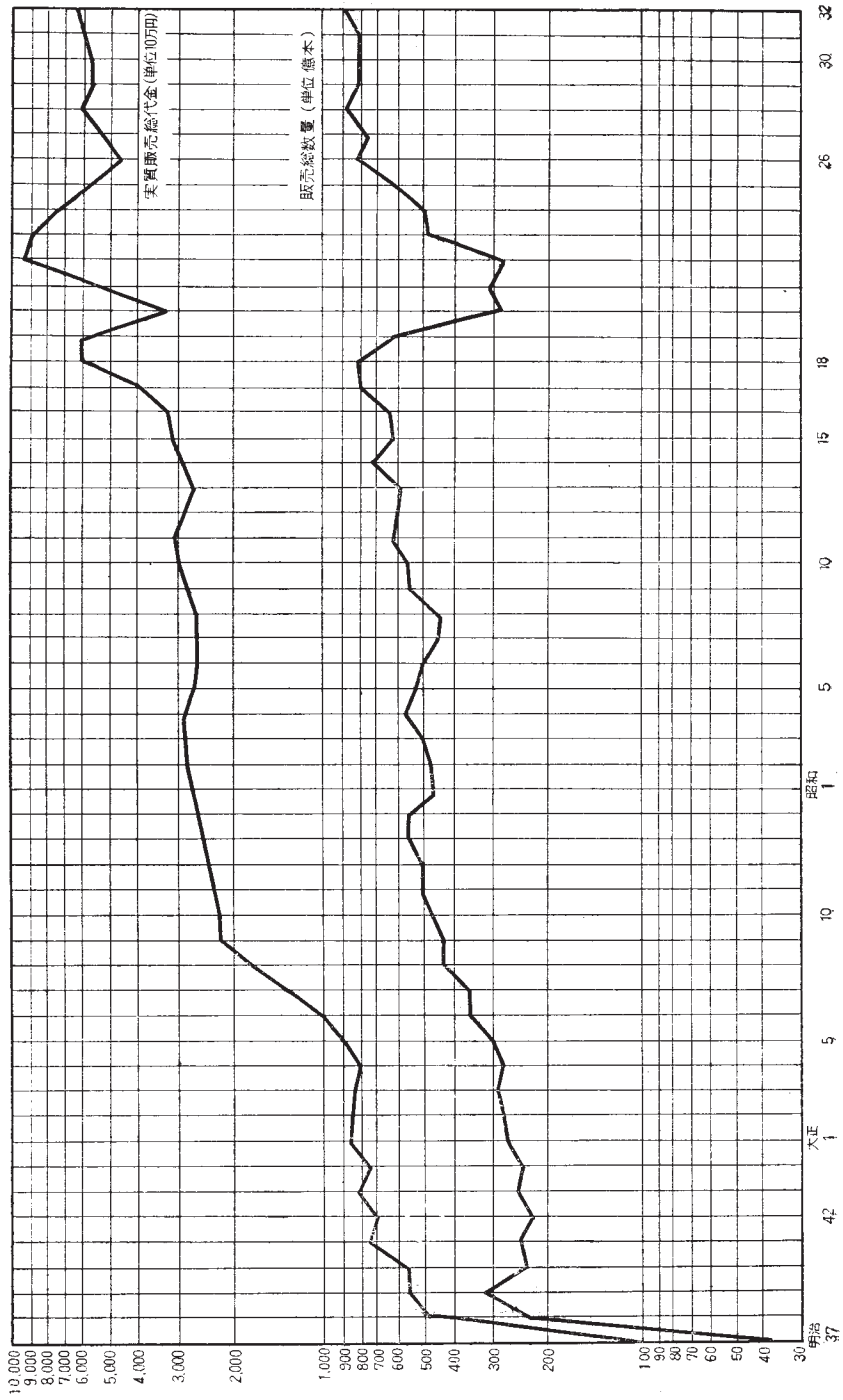
この計測結果よりも明らかなように、昭和26年以後は、ほとんど所得効果がない。それに反して、第2項の習慣効果、第3項の成人人口効果を読み取れる。この事実は、前章まででもすでに検証されたところであり、昭和28年の46都道府県系列を用いて計測した結果は、

$$Q = 0.048 \left( \frac{Y}{iN} \right)^{-0.0004} \left( \frac{Q-1}{N-1} \right)^{1.013} N^{0.9797} \quad (R=0.998)$$

となり、所得効果は0であり、習慣と人口の効果はほぼ1として作用することが明らかにされている。

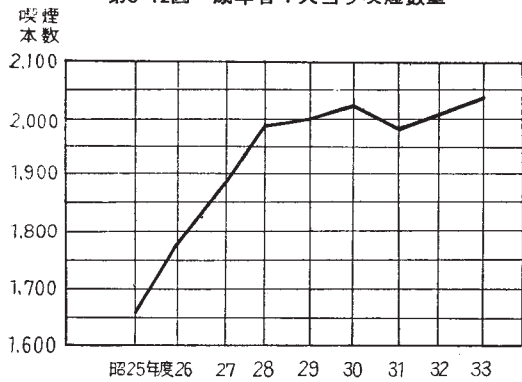
これらの諸結果は、すでに前節までに述べた1時点でのたばこ需要構造とまさに符合するものであり、このように考えてくると、われわれは戦前はいざしらず、戦後は非常に嗜好的・習慣的・人

第3・11図 たばこ需要の長期趨勢





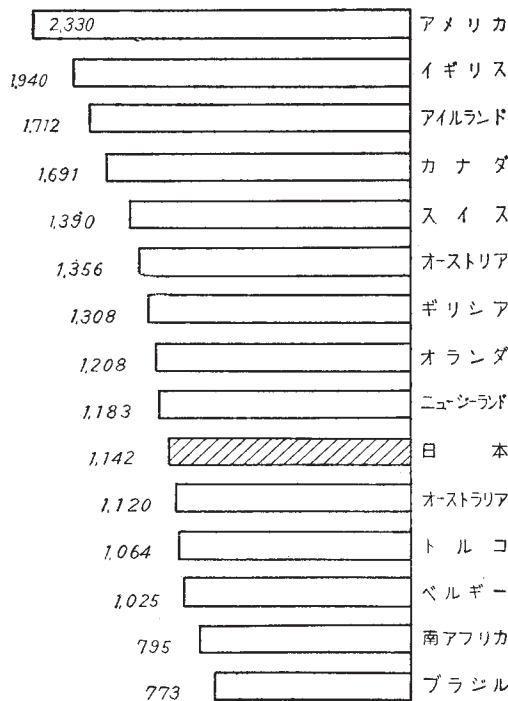
第3・12図 成年者1人当り喫煙数量



口的要因のみによってしかたばこの需要量が伸びないことが明らかとなる。まさに普及しつづいた財の需要動向と同じ構造とみなすことができる。ある意味では、たばこの将来需要はそれほど明るいものではないともいえる。

しかし、われわれは今日までのたばこのマーケティングの諸相にふれてみねばならない。つぎの第3・13図は、各国人口1人当り消費量の比較であるが、明らかに先進国ほど消費量は多く、後

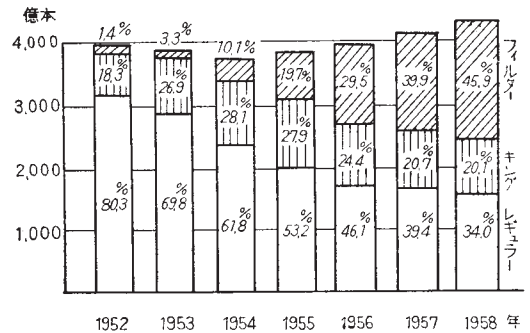
第3・13図 各国のシガレット1人当り年間消費量 (1956年)



進国ほど少ない。とくにアメリカの消費はその規模を異にしている。しかも、このアメリカでさえたばこに対する「道徳上および肉体的悪」としての意識は強い。しかも、人口の成長は高いとはいえない。このように考えると、今日のたばこマーケティングの諸問題が徐々に浮彫りにされてくる。

アメリカの未成年者と女性の喫煙が相対的に高いことはすでに明らかにした。これをわが国に適用する場合には、公社の公共性がじゃまをする。しかし、われわれはアメリカにおけるフィルター・チップたばこの進出に注目せねばならない。

第3・14図 フィルター・チップ、キングサイズの進出 (アメリカ)



第3・14図は1952年以來のアメリカにおける巻たばこ需要の推移を示しているが、1952年ごろから肺がん論争も手伝って急激に伸びたフィルター・チップは今日市場の5割を占めている。わが国のホープといささか趣を異にする。価格も高く、しかも新銘柄を育て上げるのに7年もの歳月がかかるといわれるアメリカたばこ市場において、かくもすみやかに減退しだした需要を促進する効果をフィルター・チップにもたしえたアメリカのたばこ市場の特色は、実に18社にもおよぶシガレット産業間の競争に由来する。もちろんラッキー・ストライク、ポール・モールを販売するアメリカン・タバコ社、キャメル、ウィンストンを販売するR・J・レイノルズ社、チェスターフィールドを販売するリゲット・アンド・マイヤース社の3社の市場占拠率がかなり大きく、販売数量で約4分の3を占めている。しかし、第1位のアメリカン・タバコ社が今日ではかなりポール・モールに

依存することになったし、また、1951年には第6位に位置していたブラウン・アンド・ウィリアムソン社が、バイセロイというフィルターたばこによって1955年には販売が倍増し、第4位に躍進しているなど、供給側における競争需要を大きく開拓している。このアメリカの現状は、供給者が競争場裡におかれるが故に、消費者の潜在的需要を喚起した典型としてわが国でも大いに参考にすべき事象である。

今日、専売公社もホープというフィルターたばこ、みどりというはっかたばこなど新製品開発を試みるとともに、「御進物にたばこ」あるいは「たばこは動くアクセサリ」などのキャッチ・フレーズによって、たばこの新しい需要層の把握に努力のあとが認められるとはいえ、完全なる独占権と財政収入の安定性のために、その営業政策も安易に流れ、大きく需要を変動せしめるほどにはいたっていない。消費者の側よりすれば、非常に微妙な心理的作用によって、銘柄選択が行なわれうる可能性が強いにもかかわらず、同一価格下の銘柄ががざられ、嗜好品にもかかわらず嗜好による消費者選択の場が与えられていない事実などは独占下の商法の端的な現われである。

このように、たばこ需要の将来は、今日までの諸条件のもとではかなり暗いものであるが、上記のアメリカの諸例でも明らかなごとく、条件の改善によってはけっして暗いとは断定できない。

最後に、財政収入上の問題として金額表示のた

ばこ需要について簡単にふれておく。

すでにクロス・セクション分析で銘柄選択に対する所得効果をくわしく述べたが、昭和25~30年の暦年でみて、たばこ売上代金について、つぎの需要方程式が導き出されている。

$$\frac{M}{N} = B \left( \frac{Y}{iN} \right)^{0.231} \left( \frac{M-1}{N-1} \right)^{-0.413} \left( \frac{j}{i} \right)^{-1.765}$$

(R=0.997)

M: 当年のたばこ売上代金

M-1: 前年のたばこ売上代金

j: たばこの価格指数

B: 常数

この計測結果からも明らかなように、所得1%の伸びは、たばこ売上代金を0.2%程度伸ばすという所得効果が示されている。

明治以降の長期的趨勢からみても、たばこ販売量の27年倍増に比べて、売上代金のほぼ20年に倍増してきている事実は、所得効果ないしは価格効果によるものであろう。今日、わが国の消費生活もきわめて安定した成長をとげ、衣食の段階から住にその焦点が移るほど拡大してきている。したがって、家庭電化、旅行、住宅建築など奢侈的消費が急激な発展をみせている。かかる意味からすれば、嗜好品としてのたばこのマーケティングさえ十分に行なわれるかぎり、財政収入の基礎としての売上代金の上昇は、むしろ明るいと断言しうる。

## 第4章 農家経済と葉たばこ耕作

### 4.1 農業としての葉たばこ耕作

たばこ専売事業の基底をなす葉たばこの生産は全国に散在する38万戸におよぶ農家の手になっている。現在のたばこ耕作は、昭和24年に制定された「たばこ専売法」(明治37年制定にかかる煙草専売法を全文改正)の適用を受け、専売公社の指導・監督のもとに完全な国家統制を受けている。

したがって、たばこ耕作は本来農業であり、他の農作物と一体的に営農の対象となるべきにもかかわらず、一般にたばこ作本位の営農が貫徹され、明治31年「葉煙草専売法」が施行されてから今日にいたるまでその慣行が継続されている。

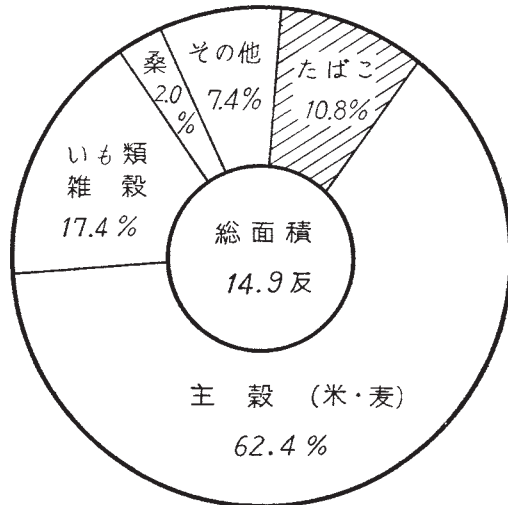
しかるに、たばこ耕作農民は第4・I図のごとくたばこを作るほかに、米を作り、麦を植え、じゃ

がいもを採っている。かかるたばこ作本位の営農に対応する農家は、一般的農業を営む農家の行動を大きく逸脱していない。

ここでしばらく、たばこ耕作農民のたばこ耕作にまつわる特性を農家経営の立場から明らかにしておく。

たばこ耕作のもっとも大きな特徴は、労働集約的で、家族労働の燃焼度の高いということにある。

第4・1図 たばこ耕作農家の農産物収獲面積



季節性の強い農業においては月ごとの労働繁閑の差が激しく、季節性を除去するとき作物のコンビネーションとそれに対応する労働の完全燃焼とが土地生産性、したがって農家の所得を大きく左右する。しかも、家族労働にたより、家族人員の多いわが国農家では余剰労働力を農業以外に求めることの困難な情勢のもとで、必然的に家族全員が完全に就業できるような労働集約作物が強く望まれる。

幸いたばこ作は、在来種で反当138日、黄色種101日、パーレー種99日というように、100~140日もの労働投下を必要とする。米、麦、甘藷の20日、みかん、りんごなどの果樹類の50~60日に比較するならば、きわめて労働集約的な作物の部類に属する。しかも、この労働は重労働に属するものは少なく、精細な注意力と判断力を要するとはいえ、婦人、子供、老人にいたるまでその生産への従事が可能であり、家族労働の完全燃焼の場として大きな役割を果たしている。現に調査上明らかにな

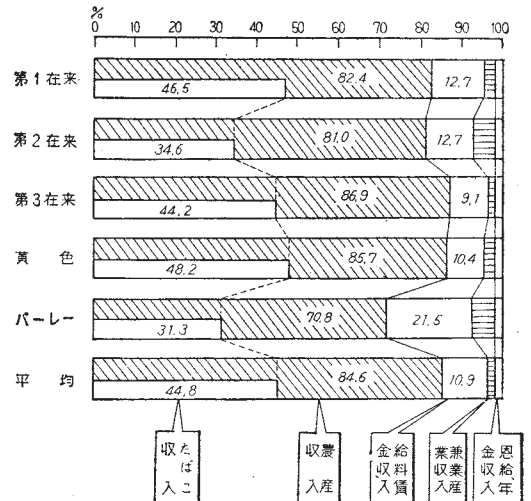
ったところによれば、たばこ労働の95%以上は家族労働によるものである。したがって、このような特性は農業経営のごとく、自家労働の評価にうとく、労賃プラス利潤としての付加価値の生産を行なう経営にとっては大きな魅力となる。しかも、とくに兼業機会が少なく、農業以外への家族労働燃焼の場がなく、かてて加えて労働集約的園芸作物の市場の形成から除かれている山間部畑作農民にとっては、もっともたよるべき家族労働燃焼の作物となっているわけである。たばこ耕作農民のうち第2種兼業に属するものがわずか2%程度であることから、この間の事情はうかがえよう。

かかる特性は、派生的に反当粗収益の増大を約束するという特性をもっている。

農産物の価格は「豊作貧乏」に表現されるごとく需給条件によって決定される一面、生産費による価格決定が下支えをなしている。したがって上記のごとく、労働燃焼度の高いたばこにおいては、生産費の5割以上が労働費であり、反当粗収益においては政府買上げの対象である米の2倍強、麦の約6倍もの粗収益があげられる。

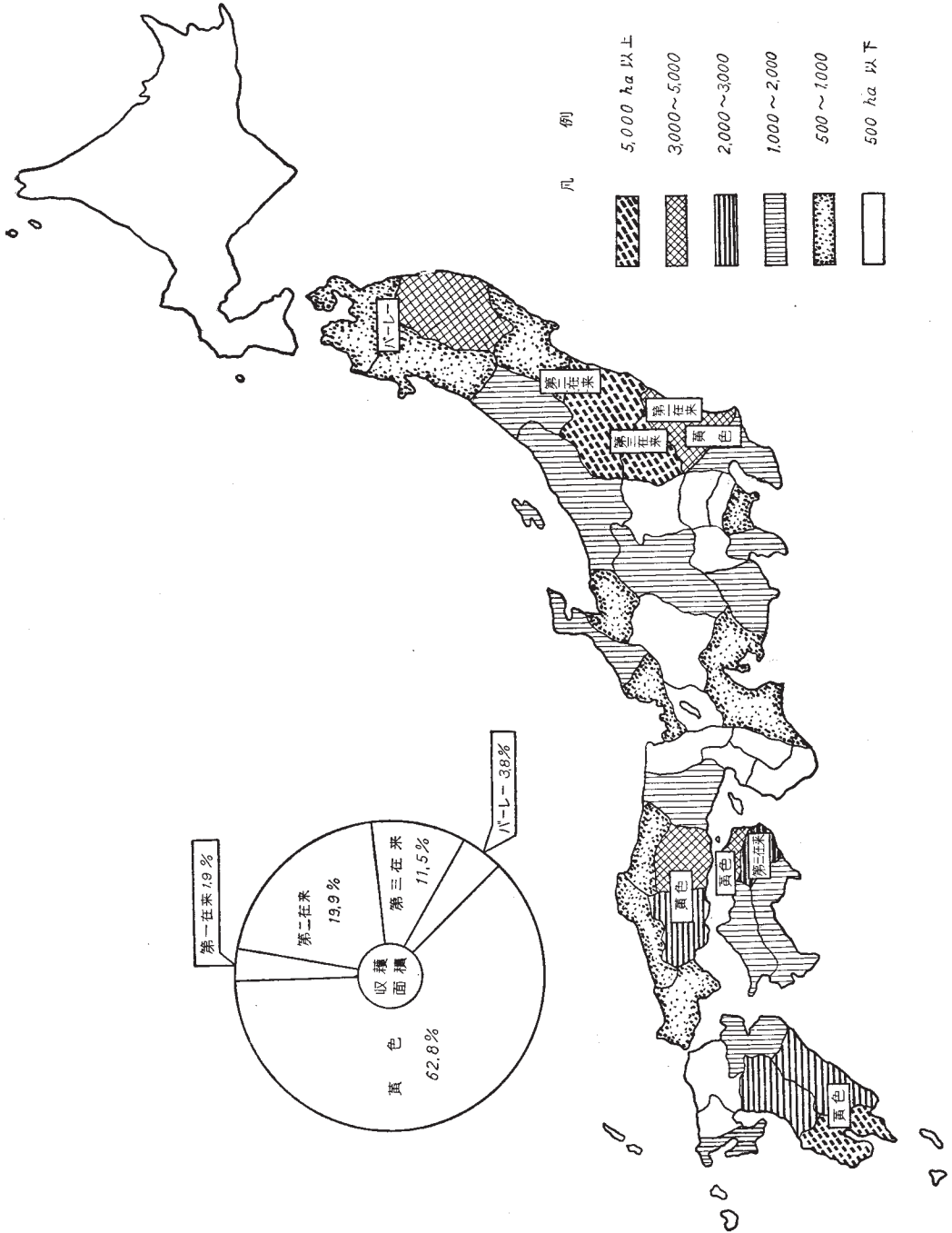
この反当粗収益の高さにさらに追討ちをかけるのが収益の安定性である。専売公社による独占的買上げと前年における価格決定とは、「豊作貧乏」のごとき需給条件の変化に対応する価格変動の余地をまったく吸収して、安定した収益確保を農民に与えている。豊凶による収入変化は収量の面に

第4・2図 農家の現金収入構成





第4・3図 昭和33年度府県別たばこ耕作面積の分布



のみ残されている。しかし、これとても後述するとき災害補償制度によって安定化への道が開かれている。

専売公社の全量買上げは必然的にたばこの換金作物としての特性を付与している。たばこ耕作農民はこの魅力によって第4・2図が示すように農家現金収入の3～5割をこのたばこに求めている。

したがって、これらの諸特性からたばこ耕作農民の類型として一般に2つ型が描かれる。すなわち、1つは山間部畑作農民の中心とするものであり、たばこ収入をはなれて農家収入を考えられない農民であり、たばこにとってかわるべき魅力ある農作物をもたない農家でもある。

在来種、バーレー種の耕作農民は主としてこの類型に属する。他の1つは、平坦地の農民が中心となるが、むしろ家族労働力の燃焼と安定した現金収入に対する魅力によって他の作物との関係からたばこを選択している農民であり、中心は黄色種耕作農民である。

これに、たばこの適地適作主義が結びついて、全国的には第4・3図のごとき作付の地理的配置が形成されている。

このようにみえてくると、葉たばこ耕作にまつわる諸問題は、農業経営の内部において解かれるべき問題であり、前述したごとく専売制度の「生産者保護」制度への偏向が予見されるかぎりには、農業政策の一環として「生産者保護」制度の本質が明らかにされねばならない。

#### 4・2 恩恵的措置多き現行制度

「生産者保護」への偏向をとげてきた葉たばこ専売には、はたしていかなる保護が行なわれているか。本節では保護制度の歴史的発展過程を示しつつ、専売制度との複合関係を明らかにする。

そもそも葉たばこ専売は遠く明治31年の「葉煙草専売法」に始まり、葉たばこの適正な賠償価格（買入価格）を定めることと、葉たばこの需給を調整することを主目的に生まれたものであった。それから7年後、明治37年戦争経済の要請から大衆課税政策の一環として「煙草専売法」が制定され、葉たばこの収納、製造、販売と一連にした専売制度が確立された。そして、昭和24年「たばこ専売

法」の制定によって大蔵省専売局から日本専売公社にその経営が移転している。

顧みると、明治31年の「葉煙草専売法」制定以来今日までゆうに60年の歴史をたどっている。かくのごとく長年月にもかかわらず、局部的改正はあっても本質的改正にふれていない法律は、専売法以外にほとんど他に類例をみない。そして当初から現在まで専売公社（専売局）と耕作農民のうちには、半ば習慣的に因果関係が形成され、専売制度なるがゆえに良きにつけ悪きにつけ因習的關係がはぐくまれてきた。

これら一連の因習的措置（多くは恩恵的）については以下に詳述するが、それらを通じて専売公社（専売局）のとった態度は初期の「賠償」価格という呼称が意味するごとく、供給者、需要者という自由な経済主体者の対応関係ではなく、情をかける者とかけられる者といったような封建的ともいふべき義理人情の世界観がかなり支配的であった。

そのもっとも典型的なものは災害補償制度である。大正10年にその発生をみたこの制度は、その後数次の改正を経て今日にいたっている。「たばこ専売法」第24条では「耕作者の耕作したたばこ又は収穫した葉たばこが風害、水害、震害、ひょう害、干害、病害その他の災害にかかり、著しい損害を受けたときは、公社は、その耕作者にその損害の2分の1に相当する金額の範囲内で大蔵省令で定める額の補償金を交付することができる」と規定している。現実には、災害によりその年の災害代金が平年度（過去3ヵ年の平均）の収納代金の7割に達しない耕作者に対して平年度収納代金の8割との差額の2分の1に相当する金額の範囲で災害補償金が交付されている。

この災害補償金についてもっとも特徴的なことは、米、麦などにみられる農業共済制度と異なり、農家はなんら拠出金を負担することなしに、まったく恩恵的に災害の補償を得られるという点である。

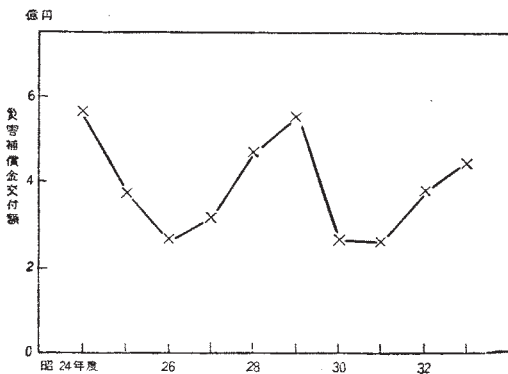
たしかに、たばこは耕作許可以降、収納までの間はいかなる災害を受けようとも他の作物への土地転用は許されず、価格の事前決定は凶作による価格騰貴を惹起しないという特殊性の故に、農民救済策の必要性ありとはいえ、他の農産物をこえ

でかかる過度の恩恵が必要であろうか。なんの負担もかからない恩恵は、救済策の美名にかくれて農民の専売公社への従属関係を確立してゆくこととなる。

災害補償は恩恵であるから災害評価について一方的評価が可能であり、災害補償の絶対額も被害との相対で十分なものを得られない(全減で平年度収納代金の4割)。

そのみか、第4・4図にも示されるごとく、年々2億から6億におよぶ災害補償費は、明らかにたばこ生産費のなかに加えられたものとなり、専売益金を引き下げる。

第4・4図 災害補償金交付額の推移



もし農民が自己の災害に対して十分に自己を主張しうる体制を望むかぎり、明らかに他の農産物と同様に保険理論に立脚した共済制度に踏み切るべきである。

このほか、生産用資材については、たばこ品質にもっとも影響の大である乾燥調理を行なうための乾燥室に対して建設奨励金があり、また農林漁金、農林中金、地方銀行、府県信連などからの融資斡旋も行なっている。また、生産資材の中核をなす肥料については「たばこ用肥料手形制度」があり、一般農業関係と類似の保護がたばこを対象にのみ施行されている。

他の特徴的な保護制度には、収納代金の概算払制度がある。前記生産資材購入の諸制度にもましてこの制度は実質的保護を行なっている。すなわち、1年におよぶたばこ耕作の全過程において、この概算払は資金調達役割を果たす。今日、公社収納取扱支所の前3ヵ年の反当平均収納代金の

20% (昭和27年度以前は15%) に耕作者のその年の耕作面積を乗じた額が7~8月のころに支払われている。この恩恵は今日では実に耕作者の99.5%で、ほとんど全部のものがそれを享受している。したがって、概算払金額は全国で実に635,700万円にもおよび、全収納代金の16.3%もがこれにあてられている。もし、収納時までの期間を半年、その間の金利を4% (年利8%) と仮定するならば、実に利息25,000万円にもおよぶ恩恵が農民によって享受されていることとなる。

しかし、かかる恩恵の故に後述するとき資材供給にまつわる諸問題を醸成している。

さらに、農民と公社とを結ぶたばこ耕作組合に対して、公社の指示した事業の実施に要した費用の全部または一部に対して交付金を交付している。この組織についても後に述べるが、年間5~6,000万円の交付金が支出され、耕作者の利益擁護と葉たばこ生産事業発展のための資金投下が行なわれている。

しかし、この交付金にしても、農民のボスと公社との関連強化費的性格が強く、公社の恩恵配分費とみなされる節が多々存在する。

かくのごとく、たばこが専売制度なるが故に歴史的に持続された恩恵の習慣は、さらに一般農業保護政策の発展にも迎合して、ここに特殊な農民保護を形成してきている。

#### 4・3 特殊化された関連諸機構

かくのごとく伝統的に築き上げられてきた恩恵的諸措置は、農民意識の古さの故に、容易に支配一被支配の関係への転化を予定されていた。すなわち、農産物としての機構ではなく、たばこ独自の諸機構を排他的に形成していった。

しかし、戦後農地改革という抜本的変革を経て、しかも種々の技術革新のもとで、徐々に目覚めてきた農民はようやくにしてこの支配機構の矛盾を自覚して、今日、日本各地で種々の問題を惹起している。

たとえば、すでにふれたたばこ耕作組合の実情もこの例である。「葉煙草専売法」が実施に移された3年後、明治34年にすでに政府は「葉煙草耕作組合規約要領」を示して耕作組合の設立を促し



たといわれる。専売局の所属機関ではなく、任意団体であったとはいえ、すでに機能的には、専売局の補助的機関であり、官製の組織体の域を脱してはいなかった。その後種々の変遷をたどり、近時昭和33年成立の「たばこ耕作組合法」によって、法人格を有する組合となっているが、いまだけっして本質的変貌をとげるにはいたらない。たばこ耕作組合は「耕作者の利益擁護と葉たばこ生産事業の健全な発展」を目的とするとはいえ、旧葉煙草耕作組合における御用機関的性格を強く継承している。けっきょく、「煙草」(漢字)が「たばこ」(かな)に変わっただけで、中身は実質的には変わっていない。これら新組合設立の時期はだいたい33年8～9月に集中し、公社の企画どおりきわめてスムーズに設立がおわっているが、設立のかけにたばこ耕作農民の意志をふみにじる専売公社と旧組合のボスによる強引な設立の動きがあったことはまぬかれないようである。たとえば、岩手県千厩地区のように、旧町村単位に23の組合が存在していたのを、公社は1つの新組合にまとめようとした。それに対し組合側は、町村合併による9町村組合案や4組合統合案を出して折衝したが話し合いがつかず、ついに知事の斡旋で解決をみた事実などは、この事情をつぶさに物語っている。

また、この組合運営は、前述したごとく専売公社からの交付金もあるが、主として組合員の賦課金運営によっている。この額は地方によって異なるが、たばこ生産県である鹿児島県の例では、人員割350円、面積割反当370円、さらに収納代金の3.9%が賦課されている。この例によれば、1反ではほぼ3,000円の賦課金を払わねばならない。このほかに臨時的に組合運営費用の負担が行なわれている例が多い。しかも、これらの運営費は収納代金のなかから天引きされる例が多い。さらにこれらの組合運営費用をもって、公社職員の慰安旅行費を負担し、さらには公社職員用のオートバイの購入を行なうなど、あるいはその運営費の一部が政治資金に流れるという話題が日本各地に流布されている。今日、たばこ耕作農民の抑圧された意識構造を考えるならば、これらの話題はけっして架空のことではなく、むしろ氷山の一角にすぎないものではなからうか。

肥料、その他の資材供給についても同様のことがいえる。たばこ耕作上不可欠な肥料、その他生産資材の供給にも、旧態依然として半強制的に公社が行なう耕作指導にまつわる特殊な因果関係と、耕作組合のボスの存在の介在により不明朗な取引関係が行なわれていることは否定できないようである。ことに肥料の供給に「高砂商事」(昭和33年解散され、最近中央資材として再発足)の介在したことはその典型であり、耕作組合の幹部と業者との間には以前からのくされ縁が相当根づよく存在している。この特殊な配給ルートを確保するために、鑑定にさいして指定肥料を使用しなかったために等級を下げられたという農民の不満を耳にすることがある。もちろん、品質にもっとも重点がおかれるたばこ耕作においては肥料のいかに品質に与える影響もあるうが、公社と耕作組合との上述のごとき結びつきは、少なくともかかる事実の発生を可能にするものである。本来、葉たばこ品質の向上をめざす努力が逆用されるうらみが強い。

1～2の事例で、公社と農民とをつなぐ諸機構がいかに専売制の長い歴史のうえに育てられ、今日特殊化し、その特殊化が、農民との間における真の葉たばこ生産の経済的発展をさまたげ、農民に恐怖を与えているかは明らかとならう。

#### 4・4 収納にともなう諸問題

上記の公社と農民とをつなぐ諸機構の特殊化がもっともシンプルに現われるのが、葉たばこ耕作農民が自己の耕作に対し、反対給付を受ける過程である。

乾燥、調理の終了した葉たばこは、所定の収納所に納付され、公社の鑑定員により鑑定され、等級の類別と秤量が行なわれ、同時に収納代金が即日支払われる。すなわち、農民の1年間にわたる労苦は、この鑑定により計量化されるわけである。

この鑑定は、今日、主任鑑定員と補助鑑定員の2人の合議制によって専売公社であらかじめ作製された標本を基準として肉眼で行なわれる。

たばこ耕作指導は、生産される葉たばこの品位を製造上および輸出上の要請に適應させることと、生産費の低減をはかることの基本方針のもとで、現在、公社の耕作指導員(33年度の総数は1,836名

うち委嘱者775名)により、直接耕作者に対し、たばこの播種から収納にいたるまで全耕作期間にわたり実地指導が行なわれている。耕作指導員の受け持つ耕作者および耕作指導面積はかなり大きいので(33年度の耕作指導員1人当たり受持耕作人員は228名、耕作指導面積は平均40町歩)、とくに耕作の重要季節には短期耕作指導員(おもに篤農家的耕作者を会社が委嘱する)を配置して耕作指導員を補助させている。

かかる耕作指導と収納鑑定とが同一機関の職員によって行なわれ、時には耕作指導員と鑑定員とが同一人によって兼ねられることがあり、耕作指導が暗黙にかなり耕作者に圧迫感や恐怖感をいだかせる原因となっている。また、商品価値のまったくない葉屑の取締りにも必要以上の恐怖感をいだかせていることはまぬかれない。さらに頼るべき科学的鑑定法がないため、肉眼鑑定によるほかはないが、この肉眼による鑑定方法は必要以上に鑑定人の位置を高めている。

かかる鑑定にまつわる諸問題は、今日制度上鑑定に対するクレームの処理(再鑑定)が規定されているとはいえ、このクレーム処理の実質的效果をまったくゼロとなし、前節で述べたごとき肥料などにまつわる農民のクレームを顕在化せしめるにいたっていない。現在の価格体系からすれば、1級の差は、kg当りにして40~70円もの高額であり、鑑定の農民に与える心理的圧迫感はきわめて重要であるといわねばならない。

収納に対して農家経済の立場から関心の対象になるのは、上記の質の評価とともに価格である。

今日における葉たばこ価格は、基本的には「生産費および物価、その他の経済事情を参酌して」公社によって事前に決定される。しかし実際には、米価決定原理と同じく、パリティ理論によって貫かれている。すなわち、基準時(昭和25、26両年)の価格水準を前提とし、その後の諸価格の変動で修正する農業パリティと、農産物相互間の価格バランスを考慮した調整係数(米、麦、まゆ、甘藷)とがその主要な指標となっている。

他方、かくて出された平均価格は、葉たばこの品質に応じて優等から8等まで、9段階に差別化される。その価格差は1等ごとに40~70円というきわめて大きな価格差がとられている。

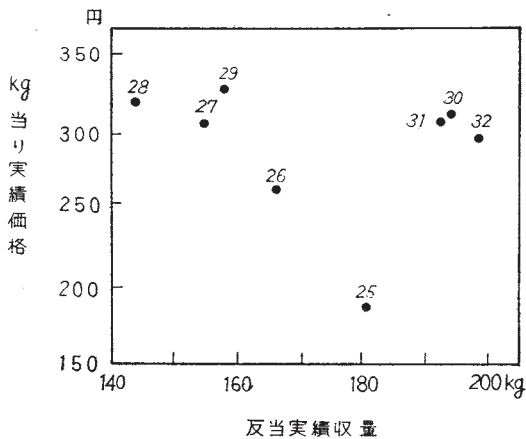
このような価格決定機構からすれば、平均価格はむしろ供給価格的性格が強く、その差別化に需要価格的性格が現われている。すなわち、前者は農家所得確保を意図するものであり、後者は品質向上を意図するものである。

しかし、われわれはかかる価格決定原理にもとづいて実際に農家に支払われた価格をみれば、昭和31年の実績例ではあるが、100kgの実績生産費が在来で24,000~35,000円、黄色で30,000円、バーレーで約24,000円といわれているのに対し、同じ100kg当り実績価格が、在来で第1種29,000円、第2種24,200円、第3種21,000円、黄色で30,800円、バーレー17,100円と生産費をつぐっていないのはいかなる理由によるのであろうか。農林省の昭和30年度生産費調査においては、平均化されてわずかばかりの利潤が出ているが、水稲の利潤率35%に比べれば実に0.4%ときわめて低い。ただ、農家の現実的経営行動が利潤追求というよりは付加価値生産にあるというならば、水稲の59%に対したばこは56%でほとんど格差がなく、その絶対額は約2倍におよび、また相対的価格変動には十分こたえうる価格決定であるとはいえ、現実の利潤面からみた価格構造は、農家所得の確保を目途とするかぎりけつして十分な価格であるとはいえない。たんにパリティ方式を基調とする価格決定原理では、たばこのごとく25~26年ごろから急激に耕作の技術革新(とくに肥料)の行なわれてきた財では、生産の技術構造変化を十分に考慮した農民保護の政策を貫徹しえないとみななければならない。

とすれば、一面今日の葉たばこ供給過剰と嗜好的作物特有の品質向上とをめぐり需要価格の要素が強く押し出されているかといえ、たしかに耕作者の1kg当り価格は昭和32年で、287円を中心として233~341円の間成全葉たばこ耕作者のほぼ3分の2が含まれ、耕作者の95%までとれば176~392円という大きな実質価格の幅がとられている。しかし、これを時の経過でみれば、第4・5図のごとく、大きな減反がないかぎり、また第4・1表が示すごとく品質に大きな変更のないかぎり、反当収量の増加は昭和25~29年までのように価格の低下と結びつくはずのものが、昭和30~

32年までの例のごとく、きわめて高い価格が設定されていることになる。

第4・5図 黄色種の反当収量と実績価格の関係



第4・5図は、ある意味で今日減反政策が問題となりながらも、なおこれを十分に葉たばこの経済性のなかで解決していないことを示している。

かくのごとく、価格決定は「耕作者保護」と、品質向上および供給制限との両者を追わんとする意図にもかかわらず、いずれをも追いつけない現状であることは明らかであり、「二兎を追うもの一兎をも得ず」のうらみが強い。

第4・1表 黄色種の等級別構成 (単位 %)

	優等	1等	2等	3等	4等	5等	6等	7等	8等
昭25	0.9	4.4	18.0	13.5	16.8	16.1	15.3	14.0	11.0
26	2.0	8.2	11.6	16.8	18.1	15.5	12.6	8.8	6.4
27	3.0	13.1	16.3	19.8	17.0	12.3	8.9	5.6	4.0
28	2.4	13.0	16.8	19.8	16.5	12.1	8.9	5.9	4.6
29	3.5	14.4	17.2	20.0	16.4	11.5	8.2	5.1	3.7
30	2.5	11.6	15.7	19.1	16.8	13.0	9.9	6.2	5.2
31	2.2	11.6	16.1	19.5	17.3	13.1	9.9	5.9	4.4
32	1.7	9.1	13.5	17.5	17.5	14.8	12.4	8.0	5.5

#### 4・5 葉たばこ耕作と行政

以上われわれは、農業経営からみた葉たばこ耕作の特質から説き起こし、それにもかかわらずこの葉たばこ耕作が長い専売制度という制約条件のもとでその専売制度を確保維持するためにいかに特殊な保護が行なわれてきたか、そして反面その特殊化はさまざまな機構を生み出し、その機構を通じて恩恵的諸措置がほどこされているが故に、

ひとつの「支配—被支配」の意識構造を生み出し、それが逆に農民圧迫要因になっている諸断面を明らかにしてきた。

今日、わが国農業はひとつの転換期に直面している。国民経済の安定的成長を確保しようとするならば、農業の低い成長はひとつの阻止要因を形成している。かかる過程のなかで、農業は本質的な体質改善をせまられている。しかも、農業内においても水田作と畑作との2重構造がまた農業の発展を阻止している。

かかる国民経済的要請はもはやひとつの農作物をそれ独自で解決しようものではなく、農業経営という場における解決を必要とする。

このような事情のもとにおいて、葉たばこが独自の特殊化された領域を主張することはもはやできない。

われわれは、耕作指導と収納鑑定 of 癒着が今日の葉たばこ耕作にひとつの問題をなげかけていることにもふれた。また、価格決定がそれのみで農家所得の本質的確保も、また葉たばこ需要者の要望をも同時的に解決しえないことにもふれた。

このようにみれば、農産物であるにもかかわらず葉たばこ生産のみがその耕作から収納にいたる全過程を専売公社という特殊な機関の行政下においてきたことが、今日の種々の矛盾を生み出してきていることが明らかになるであろう。

われわれは、ここで積極的にたばこの耕作面を農林省に移管し、専売公社は収納面のみを取り扱うこととする、すなわち耕作と収納との行政的分離を提案したい。

もし分離されるならば、今日における在庫量の問題、しかも品質によるその格差——上級葉の不足と下級葉の過剰——も価格決定における需要条件の十分な考慮によって解決されるであろうし、はたまたそれに対応する農業経営は、農林行政全般のなかで、他の農作物との複合のうえに解決への道が見出されるはずである。

かかる解決策は、量と価格との問題のみならず、今日その顕在化が醸成されつつある諸問題も、それが耕作と製造との結節点で主として発生していることから、おのずから妥当な解決へのいとぐちを捜す方向に指向せしめうる。



専売公社への転換が官業から少なくとも自由なる企業への接近を意図したにもかかわらず、歴史性の故にほとんど自由なる企業への接近を大きく実現していない事情は、とくに葉たばこ耕作に

おいて強い。

今日の国民経済的要請への回答をも含めて葉たばこの需要と供給との行政的分離の必要性の本質はここに存する。

## 第5章 葉たばこ貿易と国際競争力

### 5・1 世界の葉たばこ生産

1909年から13年までの5年間平均を基準にして最近までの世界の葉たばこ生産をみると、第5・1表のように第2次大戦中の5年間をのぞいて葉たばこ生産は着実な増加を示し、1950年代には基準期間より約50%の増加となっている。他方、この期間中栽培面積は、第5・2表のように約36%の増加で、この期間中の人口増加率にほぼ等しい。

すなわち、土地生産性では40年の間に15%の増加を示した。生産の成長率からみれば、葉たばこは米や麦よりも急速に伸びたが、砂糖ほどでは

なかった。

大陸別にこの事情をみると、アフリカとヨーロッパがもっとも急速な増加を示し、アジアは第1次大戦前からほぼ一定の生産水準を保っている。

しかし、アフリカとヨーロッパが世界の葉たばこ生産に占める比重はわずか19%にすぎない。

世界の葉たばこの70%以上は、アジアと北アメリカで生産されている。主要な生産国はアメリカ、中国、インド、日本、ブラジル、トルコ、ギリシア、南ローデシアである(第5・3表参照)。

これらの事情は、たばこが労働集約的な生産で

第5・1表 大陸別葉たばこ生産の推移 (1909~13年平均=100)

	1920~24	1925~29	1930~34	1935~39	1940~44	1945~49	1950	1950	
								トリスケットン	%
北 ア メ リ カ	125	131	129	144	149	206	205	976	31.5
ラテン・アメリカ	97	114	110	117	121	162	163	304	9.8
アジアおよびオセアニア (トルコを除く)	116	123	127	126	103	113	110	1,229	39.7
ヨーロッパ(トルコを含む)	129	166	163	187	161	200	239	455	14.7
ア フ リ カ	133	217	200	217	233	333	440	132	4.3
世 界 合 計	118	130	131	137	123	152	154	3,096	100

注) F. A. O., Commodity Series, "Tobacco" より。

第5・2表 大陸別葉たばこ栽培面積の推移 (1909~13年平均=100)

	1920~24	1925~29	1930~34	1935~39	1940~44	1945~49	1950	1950	
								1,000ha	%
北 ア メ リ カ	132	137	134	131	118	144	131	690	22.4
ラテン・アメリカ	93	117	111	118	122	155	159	345	11.2
アジアおよびオセアニア (トルコを除く)	112	111	113	113	99	109	105	1,326	43.1
ヨーロッパ(トルコを含む)	130	165	150	172	150	215	238	476	15.5
ア フ リ カ	109	182	200	209	218	318	436	240	7.8
世 界 合 計	116	124	123	125	113	136	136	3,077	100

注) F. A. O., Commodity Series, "Tobacco" より。

第5・3表 世界の葉たばこ生産量

(単位 1,000 t)

国名		1948~52平均	1955	1956	1957
ヨーロッパ	ベ	4.1	3.0	2.5	2.8
	ル	49.7	72.0	57.0	78.0
	チ	8.0	12.6	10.3	10.0
	フ	49.1	56.0	57.0	63.8
	西	24.4	26.0	23.0	22.0
	ギ	48.6	96.2	81.9	109.9
	ハイ	22.3	22.6	28.1	24.9
	ポ	75.5	72.3	71.2	77.6
	ル	29.1	46.4	33.6	45.8
	ス	17.7	26.4	26.0	35.9
	ユ	18.8	33.3	27.0	25.3
	計	23.7	43.3	30.7	63.3
		375	520	460	570
南米	ア	33.7	40.7	42.4	28.2
	ブ	112.9	148.2	143.5	142.3
	チ	6.6	2.6	2.7	—
	コ	20.8	38.9	40.7	37.6
	パ	7.8	5.5	6.0	5.7
	ベ	8.9	4.6	8.4	5.9
	計	200	245	250	230
中北米	カ	61.7	61.2	73.5	74.8
	キ	35.9	49.5	46.3	52.3
	ド	20.7	17.9	19.3	20.7
	メ	35.2	53.1	53.6	56.0
	プ	12.6	15.2	12.2	12.1
	ア	958.4	994.9	988.4	753.2
		計	1,130	1,200	1,200
アジア	中	45.2	39.4	48.9	48.6
	台	220.0	299.0	399.0	390.0
	イ	9.1	12.8	16.7	18.7
	イ	247.1	255.0	302.8	310.9
	イ	63.7	57.2	67.3	—
	日	12.4	11.2	14.4	14.3
	朝	3.3	5.0	5.5	5.2
	パ	89.8	150.0	153.0	145.0
	フ	21.0	26.2	26.1	26.0
	タ	69.7	110.7	91.4	88.9
	タ	22.5	38.4	50.9	49.8
		計	27.2	55.9	58.2
		90.8	120.0	116.0	114.2
		820	1,240	1,410	1,400
アフリカ	ア	20.1	19.7	7.2	5.0
	南	44.3	74.7	65.5	76.3
	北	3.6	4.8	4.3	0.5
	二	13.8	15.7	15.3	18.2
	南	21.9	13.7	19.9	25.1
		計	140	175	155
オセアニア	オ	2.4	2.8	4.4	5.2
	ニ	2.2	2.1	2.0	2.0
		5	5	6	7
諸	合計	2,670	3,380	3,480	3,370

注) 1. "Monthly Bulletin of Agricultural Economics & Statistics," Sept. 1958 より。  
 2. 大陸別の計には表示のものほかに、その他を含む。

あり、農産物中、多額の粗収入をもたらす意味で、農業に過剰労働力を抱えている国——概して後進国——が葉たばこ生産とその輸出に力を入れているためである。わが国の低位生産地帯における葉たばこ生産の中心と類似している。

葉たばこの主要タイプ別の生産の推移は、第5・4表が明らかにしてくれる。

第5・4表 主要タイプ別葉たばこ生産の推移  
(1920~24年平均=100)

	1920 ~24	1925 ~29	1930 ~34	1935 ~39	1940 ~44	1945 ~49	1950	1950	
								生産高 (メトリ ック・ト ン)	%
黄色種 オリエン ト葉	100	140	160	230	225	325	345	865	28.3
葉巻葉	100	116	96	131	100	149	158	216	7.1
世界 総生産	100	109	93	86	72	77	81	253	8.3
	100	110	111	116	104	128	129	3,060	

注) F. A. O., "Monthly Bulletin of Agricultural Economics & Statistics," Sept. 1958より。

黄色種 (flue-cured) が基準時 (1920~24年平均) に対し50年代には約3.5倍の激増ぶりを示しているのに対し、逆に葉巻葉は毎年漸減を続けている。

これは、軽いシガレットに対する需要の増加という消費者の嗜好変化を反映している。黄色種たばこ葉は、第2次大戦前までは世界の80~86%まで北アメリカで生産されていたが、黄色種葉に対する需要増加および戦後ヨーロッパ各国がドル不足のため葉たばこの輸入をドル地域から非ドル地域に転換したことから、ローデシアやインドでの黄色種の生産はいちじるしく刺激された。こうして黄色種葉の生産は、北アメリカの比重の相対的な減少をとめないながらも、全体としては飛躍的な発展をとげた。

葉たばこ生産のこのような増加は、たばこ需要の増加もさることながら葉たばこと他の農作物との価格関係がもっとも大きな要因として働いたと思われる。第5・5表と第5・1図は、アメリカにおける葉たばこと他の農作物との価格指数を比較したものである (基準時は1910年~14年)。

1930~34年の不況期においてさえ、葉たばこ価格の下落は他の農作物より小さかったし、他の時期においては、つねに葉たばこの価格指数の増加

第5・5表 アメリカにおける農産物価格指数  
(1910~14年平均=100)

年次	たばこ	全農産物	食料用 穀物	綿花	
1915~19	183	171	193	175	201
1920~24	189	162	147	197	155
1925~29	169	143	141	150	135
1930~34	117	84	70	77	78
1935~39	172	99	94	87	113
1940~44	241	145	123	138	170
1945~49	378	234	222	240	209
1950	402	232	224	280	276

注) F. A. O., Commodity Series, "Tobacco" より。

率は、他の農作物のそれを大きく上回っていた。

1950年には全農作物との相対価格は基準時に比べじつに73%も騰貴した。このように葉たばこが他の農作物との価格関係で非常に有利性をもっていたことは各国とも共通である。これは、たばこが各国で重要な財政収入の源となっており、良質で一定量の供給をつねに確保する必要性のために、専売国でも非専売国でも、価格支持が強力に行なわれた結果であろう。それ故に、葉たばこ生産に有利な気候的・土壌的条件にある土地の提供、その生産の拡大をたえず刺激したのである。

しかし、1953年以後のたばこ豊作、主要生産国の大量のたばこ在庫、購買力の低下にともなうたばこ消費の縮小などの事情から、葉たばこも世界的に過剰気味で、1957年からその生産量は減少をみせはじめている。

## 5・2 世界の葉たばこ貿易

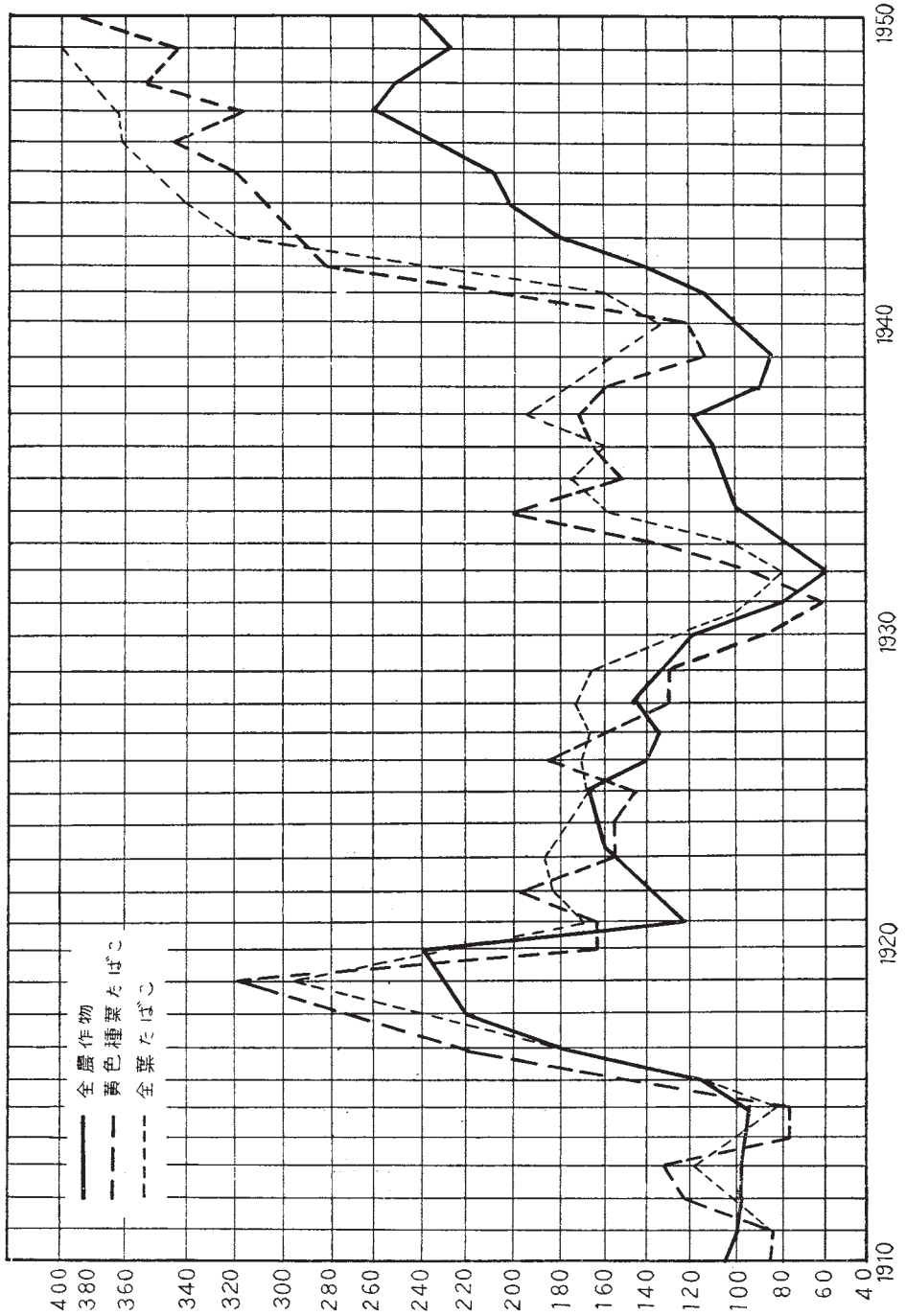
世界の葉たばこ輸出量は、全生産量の約20%で、1954年から57年までの年平均で635,000トンである。

1909~13年に比べて、1954~57年は57%の増加となっている。しかも、これは共産圏をのぞいているので、実際の増加率はさらに大きいものと考えられる。この輸出も主要生産地帯である北アメリカとアジアで全体の輸出量の約60%を占めている。

主要な輸出国は、アメリカ(全体の40%以上)、トルコ、南ローデシア、ギリシア、インド、ブラジル、カナダ、キューバなどで、これらの国はいず



第5・1図 アメリカの葉たばこと全農作物の価格指数



第5・6表 大陸別葉たばこ輸出

(単位 1,000メトリック・トン)

	1909 ~13 平均	1920 ~24 平均	1925 ~29 平均	1930 ~34 平均	1935 ~39 平均	1940 ~44 平均	1945 ~49 平均	1954 ~57 平均
北アメリカ	173	229	240	221	199	141	242	244
ヨーロッパ	43	86	137	119	135	116	98	114
ラテン・アメリカ	72	80	89	72	70	52	82	69
アフリカ	9	18	27	28	31	30	47	79
アジアおよびオセアニア	108	120	134	116	110	42	40*	129
世界合計	405 (100)	533 (132)	627 (155)	556 (137)	545 (135)	381 (94)	509 (128)	635 (157)

- 注) 1. 1944年までの資料は F. A. O., Commodity Series, "Tobacco" より。以後は F. A. O., "Monthly Bulletin of Agricultural Economics," Sept. 1958より。  
 2. 1954年よりの数字は共産圏を含んでいない。  
 3. \* オセアニアを除く。

れも葉たばこの生産でも主要な国であるが、それぞれの生産量に占める輸出量の比率を示したのが第5・7表である。この表からも、南ローデシア、ギリシア、トルコ、キューバにおいては葉たばこ生産が輸出産業として重要な位置を占めていることが明らかとなる。

第5・7表 各国の葉たばこ生産量中に占める輸出量の比率(%)

	1925 ~29 平均	1935 ~39 平均	1945 ~49 平均	1950	1955	1956
アメリカ	38.7	23.9	24.8	23.5	23.9	23.4
カナダ	12.5	22.9	14.5	21.8	36.0	18.5
ブラジル	34.4	34.8	30.4	34.0	18.9	14.2
キューバ	67.8	59.1	44.1	34.3	30.2	45.7
ギリシア	79.4	73.3	41.7	43.1	67.9	59.0
トルコ	69.2	58.6	52.8	60.7	51.3	52.4
インド、パキスタン	2.9	3.9	7.1	13.9	14.8	13.8
南ローデシア	66.7	75.0	70.6	102.5	78.9	78.7
日本	5.9	10.3	0.3	0.5	0.6	1.1
世界平均	24.1	19.8	16.7	18.3	17.4	20.1

注) 資料出所は前掲書。

これに比して、世界で第4番目の生産国である日本の輸出量が生産量のわずか1.1に%すぎないことは、日本が国内の自給自足のみに甘んじて、まったく葉たばこの国際貿易の圏外にあることが明瞭である。なお、日本の輸出問題については、後でくわしく考察することにした。

逆に輸入においては、世界輸入量の44%をヨーロッパが占め、イギリス(全体の2割5分以上)、西ドイツ、アメリカ、フランス、オランダ、オセアニア、ベルギーなどが主要な輸入国となっている。

第5・8表 大陸別葉たばこ輸入

(単位 1,000メトリック・トン)

	1903 ~13 平均	1920 ~24 平均	1925 ~29 平均	1930 ~34 平均	1935 ~39 平均	1940 ~44 平均	1945 ~49 平均	1954 ~57 平均	1954 ~57 %
北アメリカ	32	39	43	34	34	34	39	52	9.5
ヨーロッパ	300	380	397	389	388	290	319	407	74.4
ラテン・アメリカ	10	14	18	14	12	15	18	4	0.8
アジア	12	29	80	80	74	43	38	28	5.1
アフリカ	24	24	26	22	22	23	30	33	6.0
オセアニア	10	9	10	9	11	11	14	23	4.2
世界合計	388	495	574	548	541	416	458	547	100

注) 資料出所は前掲書。

なお、輸入量と輸出量が一致していないのは、通常各国にも輸入税、物品税の支払を節約するため、実際に使用するまで保税倉庫(bonded warehouse)に保管するので輸入とみなされないためである。したがって、製造技術上の適正在庫は年間使用量の2倍といわれているが、ストック減少の時期には、統計上では輸入量は輸出量を超過するのである。逆に、適正在在庫量を各国とも保有している時期には、統計上では輸入量は輸出量を下回るのである。

戦後の葉たばこ市場のなかで、日本の輸出問題と関連してとくに注目されるのは、南ローデシア産業の進出である。この国は、全生産量の約79%を輸出し、葉たばこ販売によって取得した純所得はその他の農作物による所得収入よりも多く、葉たばこ輸出を多角的な農業経営を営むための資金の獲得に運用している。良質で低廉なローデシア産黄色種は、西ドイツをはじめヨーロッパ市場で日本産業の強力な競争相手となっている。

また、最大の輸出国であるアメリカでは、農家収入を確保するため価格支持制をとっているの、耕作面積の統制にもかかわらず、政府資金によってストックされる余剰葉たばこは年々累積し、余剰農産物処理計画によって世界各国に売却されている。東南アジア諸地域に対しても、経済開発計画と結びついて、これら余剰葉たばこの売却が行

なわれている。このため、日本産葉の輸出は非常に圧迫を受けている。

日本産葉と競合関係にあるのは、このほか、ベトナム市場でイタリア産黄色種、エジプト市場で中国産桐郷葉、ロシア産トレビゾンデ葉、西ドイツ市場でローデシア産葉などである。

世界的に供給過剰となってきた葉たばこ市場での各国の競争は、いちだんと厳しく激しいものとなってきている。

### 5・3 日本の葉たばこ輸出

#### (1) 戦前と戦後の葉たばこ輸出

戦前の日本の葉たばこ輸出は、昭和6年から10年までの年平均で376万kg、昭和11年から19年までは714万kgで、昭和11年には1,048万kgという最高を記録し、当時の輸入量をはかるに上回る輸出実績をあげた(第5・9～5・10表参照)。

しかし、戦争による国際貿易の中絶によって、それまでの市場はまったく失われてしまった。

第5・9表 日本の葉たばこ輸出入の推移 (単位 1,000kg)

	昭1～5 平均	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31	32	33
輸 出 量	3,478	3,764	7,145	3,847	25	781	1,609	4,380	3,069
輸 入 量	6,048	5,641	1,390	1,127	315	8,021	3,821	1,801	5,737
……同上指数昭1～5=100……									
輸 出 量	100	108	205	111	1	22	46	126	88
輸 入 量	100	93	23	19	5	133	63	31	95

注) 日本専売公社総務部編『専売事業統計要覧』昭和33年版より。

第5・10表 葉たばこ輸出実績 (単位 1,000kg)

年度	総 数				ド イ ツ			オ ラ ン ダ			ベ ル ギ ー		
	在来種	黄色種	パーレ ー種	合 計	在来種	黄色種	パーレ ー種	在来種	黄色種	パーレ ー種	在来種	黄色種	パーレ ー種
昭24	4	6	—	10	—	—	—	—	—	—	4	—	—
25	64	441	7	512	—	394	—	—	—	—	13	8	—
26	435	293	1	729	33	254	—	—	8	—	—	19	—
27	669	491	—	1,160	39	114	—	—	—	—	—	—	—
28	440	44	—	484	18	29	—	10	—	—	—	4	—
29	681	20	—	701	41	—	—	13	—	—	3	—	—
30	559	273	—	832	5	—	—	37	—	—	63	—	—
31	438	251	920	1,609	49	—	403	35	9	380	86	—	103
32	1,103	656	2,621	4,380	62	154	2,007	92	—	10	59	—	267
33	1,682	470	917	3,069	504	50	402	229	—	4	125	—	11

年度	エ ジ プ ト			シリア	ホ ン コ ン			沖 縄			そ の 他		
	在来種	黄色種	パーレ ー種	在来種	黄色種	パーレ ー種	在来種	黄色種	パーレ ー種	在来種	黄色種	パーレ ー種	
昭24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—	
25	—	—	—	49	34	—	—	—	—	2	5	7	
26	351	—	—	—	9	—	10	—	—	41	3	1	
27	366	—	—	246	—	—	18	—	—	—	377	—	
28	—	—	—	375	—	—	36	—	—	1	11	—	
29	194	—	—	395	—	—	34	—	—	1	20	—	
30	132	12	—	247	13	—	43	11	—	32	237	—	
31	142	2	—	—	14	28	107	123	—	19	103	6	
32	693	11	8	—	118	211	188	292	2	9	81	43	
33	616	3	69	—	76	168	160	263	14	44	78	249	

注) 日本専売公社『十年のあゆみ』より。



戦後は、この市場回復をめざして種々の努力が払われており、輸出総量として戦前の水準に近づきつつあるといえる。しかし、戦後の輸出の半分は、戦前ほとんど輸出のなかったパーレー種で、日本の葉たばこ生産の大半を占める黄色種、在来種の輸出については戦前水準に遠く及ばないのである。

たとえば、戦前のエジプトは、日本から在来種150万kg以上を輸入し、エジプトの当時の全消費量の約3割に相当するほどの量であったが、戦争による貿易の途絶によって近東葉にまったくその地位を奪われてしまった。エジプトのシガレットの85%以上を独占的に製造するイースタン、クタレリーの両会社は、アメリカン・ブレンドへの転換と相まって、戦後はもはや日本在来種に関心を示さず、現在の同国向け輸出は中小工場にかぎられ、最近になってようやくその量は70~78万kgに達したにすぎない(第5・10表参照)。

また、戦前100万kg以上を輸出していた西ドイツについても、戦後はまったく振わず、昭和25年ごろから、ようやく回復のきざしをみせはじめた。これも、当時西ドイツがドル手持額の不足からアメリカ産黄色種の輸入を手控え、かわりにスターリング通貨で輸入できる日本産葉とローデシア産葉を輸入しはじめたからではあるが、西ドイツの対米収支の好転とローデシア産葉の価格が割安になったことから昭和28年ごろには再び黄色、在来兩種は激減し、わずかに市況の変化から有利となったパーレー種で息をついている現状である。

葉たばこは嗜好品の原料という性格から、一度消費者に親しまれたすと、その製品の葉組構成を変化させることは非常に困難である。したがって戦争中の空白は、それまでの輸入国での日本産葉の地位をまったく失わせてしまったものであり、この間にはいりこんだ他国産葉との国際競争に打ち勝つためには、品質と価格の面での厳しい向上を日本産葉は要求されねばならない。

(2) 日本産葉に対する海外需要の特質

葉たばこは、その用途から香喫味原料と補充用原料とに大きく分けることができる。前者はオリエント葉、キューバのハバナ葉、アメリカのバージニア葉であり、その他の葉たばこは、日本産の

ものをも含めて、ほとんど補充用原料としての用途である。

狭い耕地面積で膨大な国内需要量を生産しなければならぬことから、どうしても単位面積当りの収量が大きく(第5・11表参照)、一般に喫味が強く(収量が1ha当り1,900kgをこえるとニコチン含有量が多くなる)、品質上、日本葉はとくに有利な条件をもっているとはいえない。これまで輸出の実績をもっているのは在来種では松川葉、達磨葉、東根葉、南部葉であり、黄色種では鹿児島、宮崎両県産葉、水戸地方産葉などで、その他四国南部、山陰地方の海岸砂丘地帯のものが有望であるといわれている。

補充用原料としての需要の特質は、品質的には、葉肉の薄いもの、喫味が絶対に中性で親和力のあるもの、完熟したものなどであり、海外の需要に対する不断の品質研究や、これにもとづく輸出用適品産地の育成や、技術水準の向上、平均化による産葉の統一などの努力をいっそう強力に行なう必要がある。

第5・11表 単位面積当り収量 (1950年)  
(100kg/ha)

アメリカ	14.2	トルコ	6.6
カナダ	13.4	ギリシア	5.7
ブラジル	7.5	ハンガリー	12.0
アルゼンチン	10.3	イタリア	13.6
ドミニカ	22.0	フランス	17.6
中国	*11.0	南ローデシア	5.7
インド	7.5	アルジェリア	5.9
日本	18.1	ニアザランド	2.7
インドネシア	4.3	ブルガリア	6.7

注) 1. F. A. O., Commodity Series, "Tobacco" より。

2. \* 中共を除く。

さらに、補充用原料として大切なことは、価格が低廉であることである。とくに、補充用原料としての葉たばこは、世界的に生産過剰であり、国際市場における競争が激化している最近の情勢のもとでは、この点が輸出拡大にはむしろ決定的な要因になると思われる。

(3) 葉たばこの輸出価格

香喫味原料としての葉たばこは、気候・土壌条件からその産地がごくかぎられる関係上、国際市

場において独占的な地位を保ち、価格による輸出弾力性が非常に小さいのが特徴的である。逆に、補充用原料としての葉たばこは、産地によってそれぞれ微妙なくせのちがいをもちながらも、相互に代替性をもち、全体として供給が需要をたえず上回り、価格による輸出弾力性が大きいといわれている。

日本の輸出価格は、理論的には収納価格に収納経費、再乾燥経費、回送保管費、貿易商社のマージンをも含めての輸出諸掛等が加算されて決定されるはずであるが、これでは国際水準に比べてあまりに割高となるので、実際は収納価格に加算する諸経費をぎりぎりまで切りつめるという特殊な措置をとっている。特殊な措置とはけっきょく経費を「計算上」切りつめることで、実質的には赤字輸出となっているのである。このような不正常的措置をとっても、なお価格の面から輸出の中心は、在来種では3, 4, 5等、黄色種では4, 5, 6等の中下級品が中心となっているのである。

国際的に日本産黄色種と競合関係にあるのは南ローデシア産黄色種である。そこで、第5・12表に両者の相対価格と日本の輸出量との関係をみてみた。データが少なく十分とはいえないが、少なくとも相対価格と輸出量との逆相関関係をよみとることができる。

第5・12表 黄色種の国際競争力

(日本とローデシアの比較)

	ローデシア日 1kg 当り価格 (A)	本 1kg 当り価格 (B)	B A	日 本 輸出数量 (1,000kg)
昭29	282円	329円	1.17	20
30	285	310	1.09	272
31	240	308	1.28	250
32	292	291	1.00	653

- 注) 1. ローデシア産黄色種は、欧州向けの平均F.O.B. 価格。  
2. 日本については輸出価格の資料が得られなかったため、黄色種の平均収納価格をとった。

他国産葉との相対価格が日本の輸出量の増減に非常に関係があることを明瞭に示したのが、昭和31年以來のパーレー種輸出である。すなわち、最近の肺ガン論争以來、フィルター・チップたばこの消費が世界的に急増し、たとえば、アメリカでは1958年に全製造たばこ中に占める比重は約46%

を占めるにいたった。フィルターは、ニコチンとともに香嗅味をも奪ってしまうので、この種のたばこは喫味の強い葉組が要求され、その結果パーレー種に対する需要が急増したわけである。このため生産量に不足を来し、世界の全生産量の85%を占めるアメリカ産パーレー種の価格が、中下級品で3~4割高騰し、わが国のパーレー種が注目されはじめたのである。第5・13表はアメリカ産パーレー種とわが国パーレー種の平均価格の比較であるが、需要増が、急激に価格面で国際競争力をもたしめ、パーレー種は昭和31年に、わが国の全輸出量中の57%、32年には60%を占めるにいたったのである。

このようなパーレー種の場合もあるが、わが国の葉たばこの価格は一般に2割から3割高いといわれている。

したがって、国際市況の変化から一時的に輸出が伸びることはあっても、けっして長続きしないことが、今日の葉たばこ輸出の現状となっている。

もし根本的な研究によって生産費の引下げ、したがって価格の引下げが実現しうるならば、この一時的な輸出を長期的なものにかえ、戦前への回復、さらにはこれをこえる拡大もけっして不可能ではない。

第5・13表 パーレー種の国際競争力

(日本とアメリカの比較)

	アメリ 1kg 当り価格 (A)	日本 1kg 当り価格 (B)	B A	日 本 輸出数量 (1,000kg)
昭25	389円	95円	0.24	7
26	406	132	0.33	1
27	399	149	0.37	—
28	417	162	0.39	—
29	396	169	0.42	—
30	465	177	0.38	—
31	505	171	0.34	920
32	478	172	0.36	2,621

注) 全専売労組『労農提携資料』より。

このように、葉たばこの国際価格は、各国の生産費を基礎に、けっきょくは世界の需給関係によって、決定されているが、わが国の収納価格は、専売制であるために、需給関係よりもむしろ「耕作者保護」の意味をこめて、国内物価体系にもと

づくパティー方式によって決定されている。

したがって、国際価格と国内価格との乖離は必然的となり、国際価格への接近は、輸出にさいして収納価格に加算される諸経費を計算上ぎりぎりに切りつめるといふ特殊な操作を通じてのみ達せられるにすぎない。

たしかに、国際市況の変化から一時的に輸出が伸びることは今後もありうるであろう。しかし、もし長期的に、しかも着実に輸出の拡大をはかって、葉たばこストックの処理の道を捜すとすれば、このような特殊の措置にたよるよりも、さらに根本的に、経営と技術の革新にもとづく生産費の引下げ、および収納価格の決定構造に対する再検討が必要である。わが国の専売制のあり方は、葉たばこ輸出の面からもその再検討を迫られているのである。

#### 5・4 世界と日本の製造たばこ貿易

世界のシガレット製造量は、1951年以来、着実な増加を示しているが、反面、世界の輸出量は減少の一途をたどっている。世界の総製造量中に占める総輸出量の割合は、第5・14表が示すごとく1955年で4.5%、1955年で3%弱である。1955年の世界総輸出量は485億本で、ちなみに同年度における日本の全製造量は約1,053億本、すなわち世界総輸出量は日本の年間製造量の46%にすぎない。これは、従来、主要な輸出市場であったアフリカ、アジアなどの後進国の工業化が進展し、それぞれ自国のたばこ製造工業をもちはじめた結果である。

このほかに、多くの国々では、自国の産業保護

の立場から高率関税や高率たばこ税を設けて、外国たばこの流入を極力防いでいるし、また、ある国々では、外貨事情急迫の場合、シガレットは「ぜいたく品」、「不急品」としてまず第1に輸入を制限する品目に入れられるなどの事情から、シガレットの世界市場はいっそう狭くなっている。

主要な輸出国は、イギリス、アメリカ、アルジェリア、ベルギーなどで、アメリカとイギリスで全体の70%を占めている。

主要な輸入国は、マラヤ、仏領西アフリカ、オーストラリア、ホンコン、ベネズエラなどで、アフリカ、アジア、太平洋諸島が中心であることは、前述のとおりである。

世界第1の輸出国イギリスも、その75%は連邦諸国向けである。

世界のシガレット貿易は、後進国の工業化が進むほど減少していくことが予測できるし、数量的にも金額的にも葉たばこ貿易に比べて、いちじるしく小さく、その重要性を減ずるのである。

日本の製造たばこの輸出は、戦前、中国、ソ連、朝鮮、南洋群島などに、昭和12年から16年の平均で48億本の輪移出が行なわれていたが、戦後は、これらの市場への輸出にかかわって、沖繩向けと特需たばこが輸出の大半を占めていた。しかし、沖繩政府の島内産業保護政策のひとつとしてたばこの輸入税の引上げや製造工場の新設のため、沖繩向け輸出はあまり期待できない状態である。むしろ、これらの製造工場向けの葉たばこの輸出に期待がもてる。東南アジア地域もだいたい同様の事情にある。

第5・14表 世界のシガレット製造量と輸出量

	1951	1952	1953	1954	1955
世界総生産量(百万本)	1,424,349	1,517,437	1,619,834	1,687,131	1,722,248
世界総輸出量(百万本)	57,607	52,420	52,213	49,233	48,482
	……同上指数1951=100……				
世界総製造量	100	107	114	118	121
世界総輸出量	100	91	91	86	84

注) U. S. A. 農務省, "World Tobacco Analysis" より。



## 第6章 各国のたばこ産業と財政収入

### 6・1 概 説

現在、専売制度を採用している国は23ヵ国におよぶ。オーストリア、ブルガリア、チェコスロバキア、フランス、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ポーランド、スウェーデン、エクアドル、エチオピア、モロッコ、ビルマ、台湾、イラン、イラク、韓国、レバノン、タイ、シリア、日本などがそれである。とくに、第1次大戦後の急激に膨張した財政需要をまかなう対策として、専売制を創始した例が多い。専売品は、たばこを中心として、マッチ、塩、アルコール、阿片、麻薬などにおよんでいる。それに対し、アメリカ、イギリスは伝統的にこの制度を採用せず、自由企業のもので運営している。

たばこは、本来、生活必需品ではなく、しかも、健康上好ましくないといわれているのに、その消費はきわめて一般的である。したがって、たばこに対する課税は、生活必需品課税といった非難を受けることなしに、多額の税収入をあげることができる。

したがって、各国ともこれに重要な財源を求められている。この目的を、消費税課税によって果たしている国と財政専売制によって果たしている国があることは、前述したとおりである。

このちがいは、各国の国情、とくにそれぞれのたばこ産業の歴史と特色、租税体系の構造、国民所得や所得分布の構造などの諸要素にもとづいて生まれたものと考えられる。

いま、全租税収入中に占める直接税(所得税、法人税、収益税、財産税)と間接税(消費税、流通税など)の割合を、自由企業の国と専売制の国について比較してみよう。

第6・1表にみるとおり、自由企業制のアメリカ、イギリスは、取得税に重点をおき、消費税はこれを補完する意味をもつにすぎない租税体系で

ある。これに対して、専売制のフランス、イタリアでは、この関係は逆転して、消費税に非常に大きな比重がかかっていることは、興味のある事実である。

第6・1表 各国租税収入中の直接税と間接税の割合

	直 接 税 (財 産 税) (%)	間 接 税 (消費税・流通税) (%)
アメリカ	85.8	14.2(1957年)
イギリス	54.7	45.3( )
フランス	35.1	64.9(1955年)
イタリア	15.7	84.3(1953年)
日 本	50.2	49.8(1957年)

注) 加藤清『各国租税制度の解説』(日本経済新聞社刊)より。

アメリカ、イギリスが、現在みるような取得税中心の租税体系を確立したのは、第1次大戦後である。フランス、イタリアも第1次大戦後、取得税中心の体系への転換の努力を行なったのであるが、国民経済の窮乏や国民の所得水準のいちじるしい低下のため、高額所得者をおもな対象とする所得税収入だけでは、必要な財政需要を満たさえず、どうしても消費税を重視せざるをえなかった。

アメリカ、イギリスが、「たばこ」からいわば補助的な意味での税収入をあげればよかったのに対し、フランス、イタリアは、「たばこ」からできるかぎり大量の税収を安定的に確保しなければならなかった点に、この両国が専売制を採用したもっとも有力な根拠があると思われる。

わが国がたばこ専売制を採用したのは明治31年の「葉煙草専売法」にはじまり、明治37年の「煙草専売法」によるのであるが、それ以前は消費税の形式で、たばこに対する課税が行なわれていたのである。明治9年からの「煙草税則」の時代がそれで、それまで最大の税源であった地租を軽減

し、その補完税としてはじめられたのである。しかし、当時は、たばこ業は近代的産業としてはいちじるしく未発達で、印紙税といった近代的課税様式では税源の捕捉が困難で、ために脱税が多く、予定収入の1割にも満たないときもあった。

その後、2回にわたっての税則の改正も成果なく、日清戦争後の一挙に膨張した経費(国家予算は8千万円から2億円に増大した)を調達するため、政府は明治31年「煙草税則」に終止符を打ち、葉たばこ専売制を施行するにいたるのである。資本主義の確立期にあった当時の日本においては、所得税は産業を成長させるため増徴を避けなければならなかったし、地租も農業保護の立場から低減をはからなければならず、勢い、たばこ税に大きく依存しなければならなかった特殊な事情が、「煙草税則」の専売制度への転換に大きく働いたのである。

しかし、間接税中心の租税体系であったわが国においても、直接税の比重が漸次増大し、戦後にはついに体系中の主要な支柱に成長するにいたった(第6・2表参照)。

第6・2表 わが国租税収入構造の変化

年次	地租	直接税	間接税
明治1年	63.7	—	22.8
10	82.3	—	11.8
20	63.6	0.8	28.3
30	37.6	6.5	43.7
40	22.6	12.6	53.0
大正5年	16.1	16.3	52.2
昭和1年	6.0	23.9	57.5
10	4.8	25.9	56.9
20	0.3	61.3	24.6
30	—	51.7	41.3

注) 日本統計研究所『日本経済統計集』より。

わが国のいちじるしい経済発展の現状や国民所得の伸びからみても、この傾向はますます明確かつ強力に現われてくるものと考えられる。このような租税構造の質的な変化は、間接税を重視する考えをもはや現実にそぐわないものとし、間接税をあくまでも補完税として位置づけることを要請しているといえよう。

このように、各国での専売制の創設はそれぞれその契機を異にしているが、国庫収入に占めるたばこ税収の現実の割合は、かならずしも専売国が高く自由企業の国が低いということはない。この割合の高低は、小売価格中の税率に関係するのであって、実は制度のいかんによるのではない。第6・3表にみるとおり、イギリスなどは、原料の葉たばこをほとんど輸入にあおいでいる特殊事情にあるとはいえ、もっとも高い収税比率を示している。

このように、専売制度は、確実な一定の税収をもたらずとはいえ、反面、それに固有の非効率や種々の弊害をもたらずとは否定できない。国内のたばこ産業の保護育成との意義をもあわせもつ後進国の専売制と異なり、フランス、イタリア、日本で専売制のあり方に再検討の声があがっているのも理由のないことではない。

たばこ専売制度も、各国によっていろいろな特色をもっているが、その事業の管理形式の相違によって、一般につぎの3つに大きく分けられている。

1) 国家自身による直接管理によるもの(フランス、イタリア)

専売権はもちろん国家がもち、事業の管理も専売局を設置して官業の形態で行なう。

2) 業務の管理を私法上の会社に委託するもの(オーストリア、スウェーデン)

専売権は国家が保有するが、業務の管理は私法上の会社に委託する。国家はこの会社の株式の全部、または大部分を所有する。

3) 専売権を譲渡するもの(スペイン、ポルトガル)

専売権も、業務の管理とともに1~3の私法上の会社に一定期間または無期限に譲渡する。国家は、その会社の株式の大部分を保有し、かつ専売権の譲渡に対する相当額の補償請求権をもつ。

このなかでも国家自身の直接管理によって運営されている国では、とくに企業能率の判定が困難で、専売収益中に占める消費税部分と企業利益部分を区別したり、また公共企業体方式を導入して経営の自主性を確立しようとしたり、種々の試み

第6・3表 主要国たばこ産業の概況

	非 専 売 国			専 売 国		
	アメリカ	イギリス	西ドイツ	日 本	フランス	イタリア
原料供給形態(%)	国産 95 外国産 5	1 99	27 73	97.3 2.7	67.7 32.3	90.6 9.4
小売価格(円) (20本当り)	80	193	142	60	82	93
税 率 (%) (小売価格中の)	49	79	56	72	70	80
国庫総収入に占める割合 (%)	2.7	13.3	6.5	11.9	8	11
小売手数料 小売価格 (%)	11~14	6~6.5		8	5.9	6
課 税 方 法	製造業者に課税され、小売価格を通じて消費者に転嫁	たばこ税は葉たばこ輸入税として関税の形で徴収		専売益金として国庫に納入		
小売価格 1時間当り労賃 (%)	11	84	78	63	58	78

注) 日本専売公社『各国の専売制度』、『専売事業統計要覧』より。

がなされている。

税収の確保という至上目的のかけにとかく埋没しがちだった専売事業の企業性が、最近各国でも強く再認識されはじめ、能率的な運営、そのための管理方式のあり方が問題となっている。

以下、たばこ専売事業の3つの形式をそれぞれ代表するものとして、フランス、オーストリア、スペインを、また、自由企業のもとで運営されている例として、アメリカをとりあげ、おもに制度の特質と税収に重点をおいて考察してみることとする。

## 6・2 フランス

### (1) 機 構

フランスにおけるたばこ専売の歴史は、遠く19世紀初めごろにまでさかのぼるが、現行制度が確立したのは1926年である。

専売権(買付、製造、販売におよぶ)は国防証券が完全に償却されるまで、減債基金局に与えられ、たばこ専売益金は同局の財源に繰り入れられている。

葉たばこの収納、たばこの製造、販売の管理な

どの実際の事業の運営は、さらに「たばこおよびマッチの産業的経営機関」(SEITA)に委託されている。これが、日本の専売公社にあたるわけである。

減債基金局は法人格と、財政上の自治権とを有し、大蔵大臣の監督と会計検査院の検査を受ける。この基金局は、21名の委員からなる運営委員会により運営される。運営委員会の権限はたばこに関しては、その耕作、買付、販売に関する条文の変更を大蔵大臣に提案すること、たばこ販売価格に関する提案を行なうこと、葉たばこの買付、製造計画などにかざられている。

たばこ耕作に関しては生産過剰を防ぐため、専売局(SEITA)は播種を制限し、耕作者の遵守すべき割当を毎年決定する。種子は、専売局から耕作者に直接支給され、耕作者は、支持された耕作方法を厳密に守らなければならない。そのかわり、専売局は、収穫量のすべてを購入し、耕作者に現金で支払う義務がある。

このように、フランスの事情は、日本とかなり類似しているが、耕作者組合が非常に強力で、専売局に対して、耕作者の代表として大きな権威を



もっていることが、日本の事情といちじるしく異なる点である。それは、収納価格の決定や鑑定にさいして、耕作者組合が大きな役割を果たすことから知りうるのである。

葉たばこの収納価格は、8名の政府職員と8名の耕作者代表と1名の行政裁判所評定官(議長)からなる17名の評価委員会で、基本価格と品質その他にもとづく割増金について決定される。政府と耕作者代表の合意が成立しないときは、議長に決定権がある。

また、鑑定委員会は、各購買所に設けられ、政府職員2名、耕作者代表2名、ほかに1名(耕作者組合と政府の協議により決められた3名のリストから、大蔵大臣が1名を指名する)の計5名で構成される。

耕作者組合が専売局のたんなる上意下達の機関となっておらず、政府職員と同等の発言力をもって耕作者の利益を主張している。

#### (2) 税 収

国家予算の適用を受けているので、経費と収入との間に有機的な関連がなく、形式上は財務諸表上の純益が専売納付金となる。たばこ事業関係の専売納付金は売上総額の約70%にあたり、国庫総収入に占める割合は1955年度で7.9%となっている。

### 6・3 オーストリア

#### (1) 機 構

たばこの専売は1784年に始まり、大蔵大臣の監督のもとに、国营機構(オーストリアたばこ専売局)により管理されてきた。1939年改組され、事業の管理は、「旧オーストリア専売局オーストリアたばこ事業会社」に委託された。この株式はすべて大蔵省が保有し、この会社はたばこに関するいっさいの事項を管理している。しかし、議会の審議による事前の許可なしに販売価格を決定することはできない。

事業会社には、下部機関として葉たばこの生産、収納、熟成を管理する「たばこ収納醗酵株式会社」(ATAFEG)と外国葉の買付を管理する“Austria E.O.”がある。

ATAFEGは、耕作面積の決定、種子の供与、

耕作の許可と監督、収納、価格決定(耕作組合と合意のうえ)を行なう。

#### (2) 税 収

消費税率は、小売価格に対し、紙巻たばこが73%、葉巻が61.5%、パイプたばこが66%である。

この納付金の国庫総収入に占める割合は約12%である。

### 6・4 スペイン

#### (1) 機 構

たばこ専売は1867年に始まった。1887年国家はたばこ専売権を「タバカレラ株式会社」と称する一会社に譲渡した。ここでも国家は、その株式の大部分を保有し、タバカレラは、製造と販売についていっさいの権限を有している。

葉たばこの生産は、国家による直接専売が実施され、農務省所管の国立耕作局が直接監督を行なっている。国立耕作局は、毎年耕作面積と価格を決定し、選葉に従事する。

葉たばこ耕作者は、各国と同様の義務と同時に特権的な地位を享受している。スペインには耕作組合は存在しない。

#### (2) 税 収

スペインにおける専売納付金は、消費税(小売価格の43%)および専売権補償金とから成っている。両者を合計すると、売上総額に対して70%、国庫総収入の6.5%にあたる。

専売権補償金は、タバカレラ会社の純益の92%である。タバカレラには、每期、その純益の約8%弱が残されることになる。

### 6・5 アメリカ

たばこ産業は、葉たばこ耕作から製品を消費者に小売するまで、すべて自由企業として運営され、数万の個人、数千の合名会社(partnership)、および数百の株式会社(corporation)がこの過程に参加している。たばこ産業の発展は、世界第1である。

#### (1) 企業の種類

たばこ関係の企業としては、耕作については、自作、小作、エステートなどが存在し、これに付随して葉たばこ競売倉庫業があり、また製造業者

と耕作者の間に葉たばこ仲買業がある。ついで、たばこ製造業、卸売業、小売業と経過して、一般消費者の手に渡るのである。

たばこ製造会社の数は数千にのぼるが、第6・4表にもみられるように、紙巻たばこの全生産量の約68%はいわゆる“Big Three”によって生産され、さらに31%は他の3社で生産されている。この6社がたばこ製造において、完全に独立的な地位を占めている。

第6・4表 アメリカの上位6社の市場占拠率

会社名	主要銘柄名	1958
R. J. Reynolds	Camel	28.2%
American Tobacco	Lucky Strike, Pall Mall	26.1
Liggett & Myers	Chester-field	14.0
P. Lorillard Co.	Old Gold	11.1
Brown & Williamson		10.3
Philip Morris Inc.	Philip Morris	9.4
		99.1%

アメリカのたばこ産業の諸制度のなかで、とくに注目されるのはたばこ耕作制度である。この制度は、価格支持貸付金 (Price-Support Loans) の制度と市販量割当制 (Marketing Quotas) から成っている。

### (2) 市販量割当制

この制度は農業調整法 (1938年) にもとづいて、需給の均衡をはかり、供給過剰から耕作者を保護し、他方、製造、輸出に十分な供給量を確保することを目的としている。

市販割当量は、つぎのようにして決定される。

製造業者と輸出業者の年間需要量の調査にもとづいて、製造業者の年間需要量の2.9倍と輸出業者のその1.7倍の合計を、年度内の葉たばこ最高在庫限度とし (これは予備供給量と呼ばれる)、それから、葉たばこの取引開始期の在庫量を差し引いた数量が、実際供給量 (すなわち、当該年度の実生産量) として決定されるのである。すなわち、「実際供給量 = 予備供給量 - 期首在庫量」の関係である。

市販期のはじめより12月1日までに、農務長官は各種たばこについて、市販期当初現在の実際供

給量と予備供給量との関係を決定しなければならない。

この割当を実施するかどうかについては、耕作者の全国投票が行なわれる。有資格耕作者の3分の2が賛成しなければ、この割当は有効とはならない。

承認された全国市販量割当は、まず各州に割り当てられ、ついで過去の生産高、土地、労働、その他の諸要素を考慮して、各有資格耕作者に割り当てられる。たばこの作付面積が割当面積以内であるかどうかを明らかにするため、すべての農場の作付面積を厳密に測量する。割当数量を超過したたばこには、1ポンドにつき前年度の市販価格の40%相当額の罰金を課せられる。

このようにして市販量割当制は、数量と作付面積の両面で厳密なチェックを受け、つぎに述べる価格支持制度とならんで、長期にわたって需給の均衡と価格の安定に大きな効果をあげている。

### (3) 価格支持制

葉たばこの価格支持は、農務省の商品金融公社 (Commodity Credit Corporation) との協力のもとに融資と買取りの2方法で行なわれている。とくに、作付面積の割当後に市況が変化した年には、この制度は重要である。

価格支持の水準は、たばこのパリティ価格にもとづいて算出され、一般に融資も買取りもその90%となっている。割当を拒否したり、または超過したりしたものは、価格支持を受けることはできない。

融資については、耕作者は葉たばこを担保として年利3.5%で、生産者協同組合を通じて商品金融公社より融資を受けることができる。この場合、担保にした葉たばこの市価が下落しても、新たに葉たばこの引渡しをする必要はないし、また、金で返還せずに、担保にしている葉たばこで償還すれば利子は不要である。

収穫された葉たばこは、競売倉庫に出荷されるが、この競売に先立って、政府の鑑定 (federal grading) が行なわれ、種類別、等級別に支持価格が決定される。競売の結果の最高の指価が指示価格を下回ったときは、葉たばこは政府が買い上げるのである。

#### (4) 税 取

たばこ消費税は、すべて製造業者に課せられ、けっきょく小売価格を通じて消費者に転嫁される。

たばこ製品には、連邦政府税と州政府税（州によって税率は異なる）が課せられる。

現行税法では、葉巻たばこの一部（1,000本につき3ポンドをこえるもの）をのぞき、従量税方式を

採用している。20本詰紙巻たばこを例にとると、小売価格平均が23.2セント、たばこ税平均が11.3セント（うち、連邦税が8セント）で、税率は48.7%（連邦税のみでは34.5%）である。

なお、連邦たばこ税総額の国庫総収入中に占める割合は約2.7%である。

# 付 録

I	葉たばこ耕作の現状	62
1	葉たばこの種類	62
2	農業に占める葉たばこ耕作の地位	63
3	葉たばこ耕作農家の経営と葉たばこ	64
4	葉たばこ耕作面積	69
5	葉たばこの価格	70
6	葉たばこの需給推移	75
7	葉たばこの耕作制度	77
II	TOBACCO (たばこ)	78
	緒言	78
	要約	78
1	輸出	79
2	輸入	79
3	価格	80
4	たばこ製品のタイプ	80
5	消費	80
III	ビール産業における消費課税と契約栽培	81
	はしがき	81
1	消費課税に占めるビールの位置	81
2	ビール麦の契約栽培	85



# I 葉たばこ耕作の現状

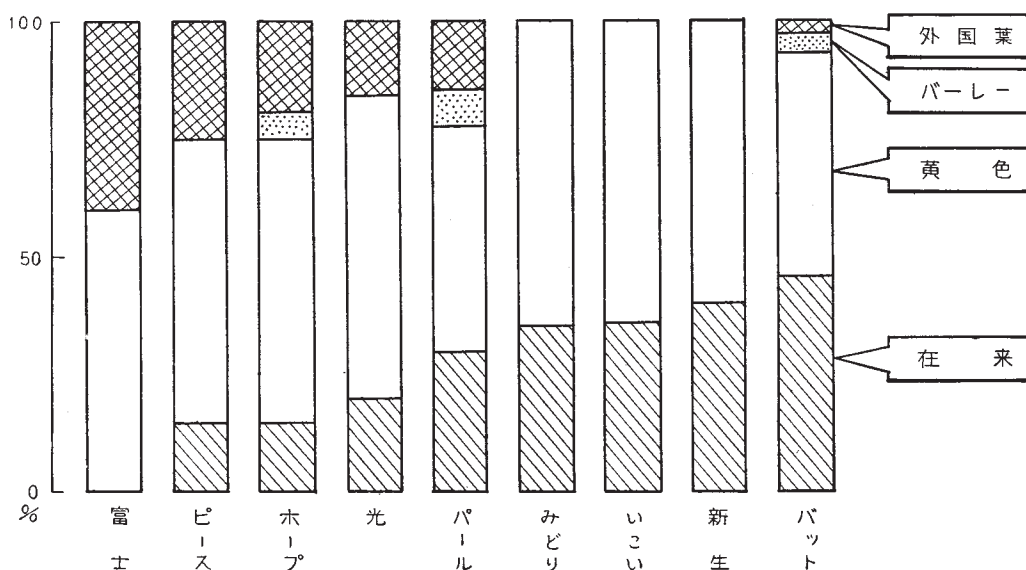
## 1 葉たばこの種類

1・1 葉たばこの種類

(単位 ha)

種	類	33年検査積面	主産県	用途	特 性
在来種	第1在来種	1,051 232 29 1,312	茨鹿児 鹿児	刻、口付の原料	黄褐色または褐色、質緻密、中支骨細く、吸湿性少なく、芳香に富み、喫味良好。
	第2在来種	8,540 2,654 1,440 549 263 13,446	福手宮 岩山岡 山島	両切および刻の補充原料	黄褐色、中支骨細く、葉肉薄く喫味緩和、悪臭なく、親和性に富む。
	第3在来種	4,307 188 1,482 102 158 1,527 7,764	栃木茨城 神茨香 茨静岩 奈静徳	刻、口付の主原料、両切の補充原料、一部葉巻用	黄褐色または褐色、葉長く葉幅大きく、葉肉厚く、やや弾力性に乏しい。中支骨太く、香気乏しく喫味緩和。
	計	22,522			
黄色種		42,435	鹿児島茨城 岡山香川 熊本広島	両切原料	オレンジ色またはレモン色で光沢があり、葉肉が厚く、質は緻密で弾力に富む。糖臭に富み、香気良く、喫味良好。
パーレー種		2,572	岩手秋田 青森	両切補充原料	わら色または褐色、葉肉やや薄く、中支骨太く、弾力がある。特有のチョコレート臭がある。喫味やや緩和。
合計		67,529			

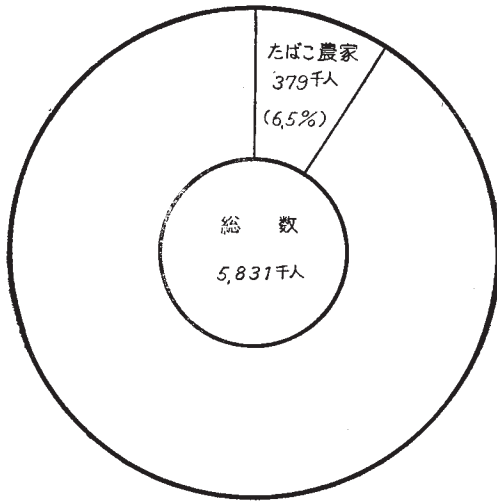
1・2 葉たばこの用途



## 2 農業に占める葉たばこ耕作の地位 (全府県)

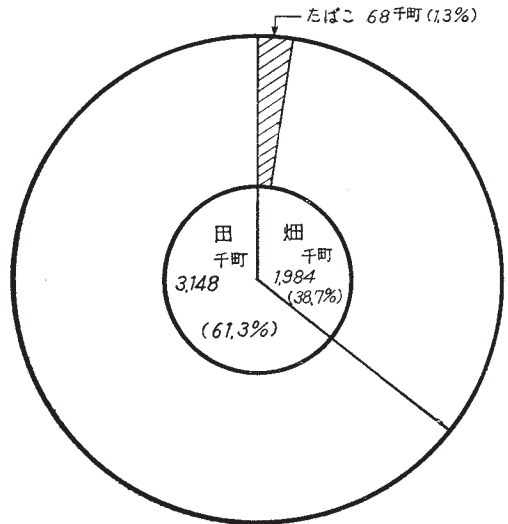
### 2・1 農家数

(全府県は昭31, たばこは昭33)



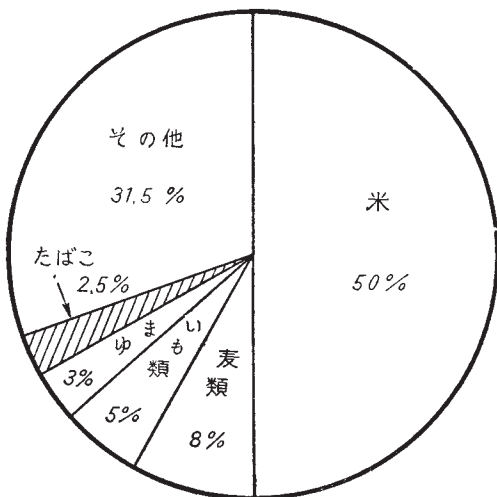
### 2・2 耕地面積

(全府県は昭31, たばこは昭33)



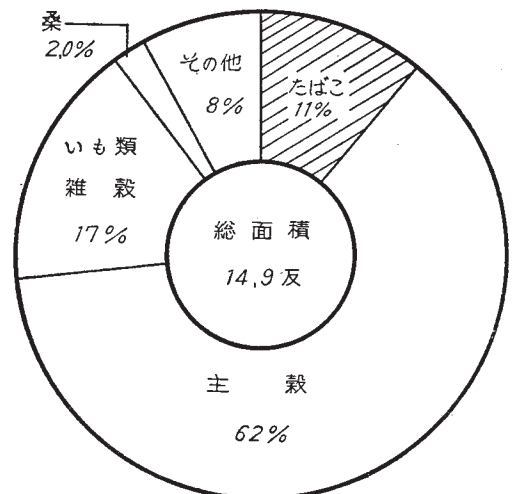
### 2・3 農業生産価額のウェイト

(ただし昭32, 全国)



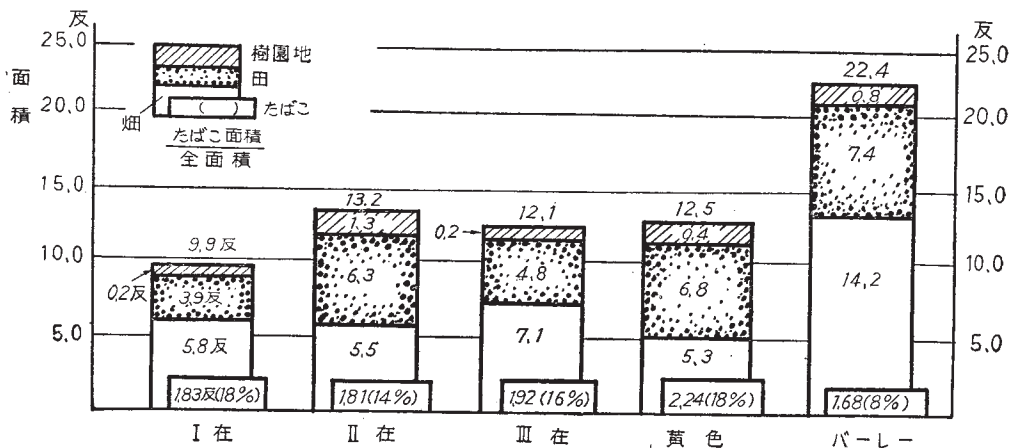
### 2・4 たばこ農家の総収穫面積

(昭30, たばこ作農家基本調査)



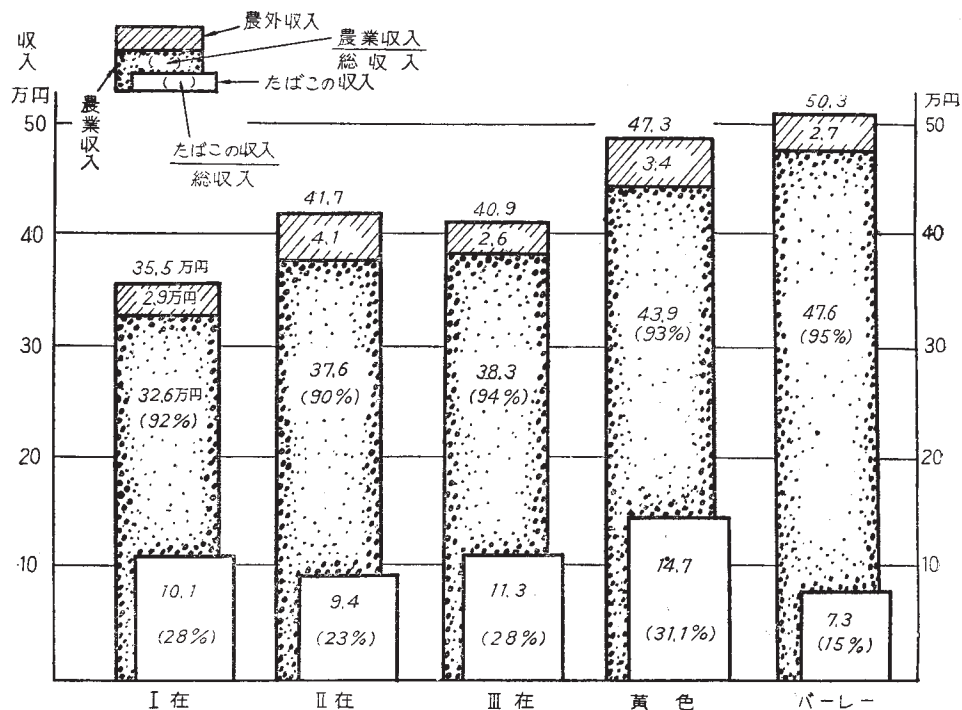
### 3 葉たばこ耕作農家の経営とたばこ

3・1 耕作面積に占めるたばこ面積 (昭32, 生産費調)



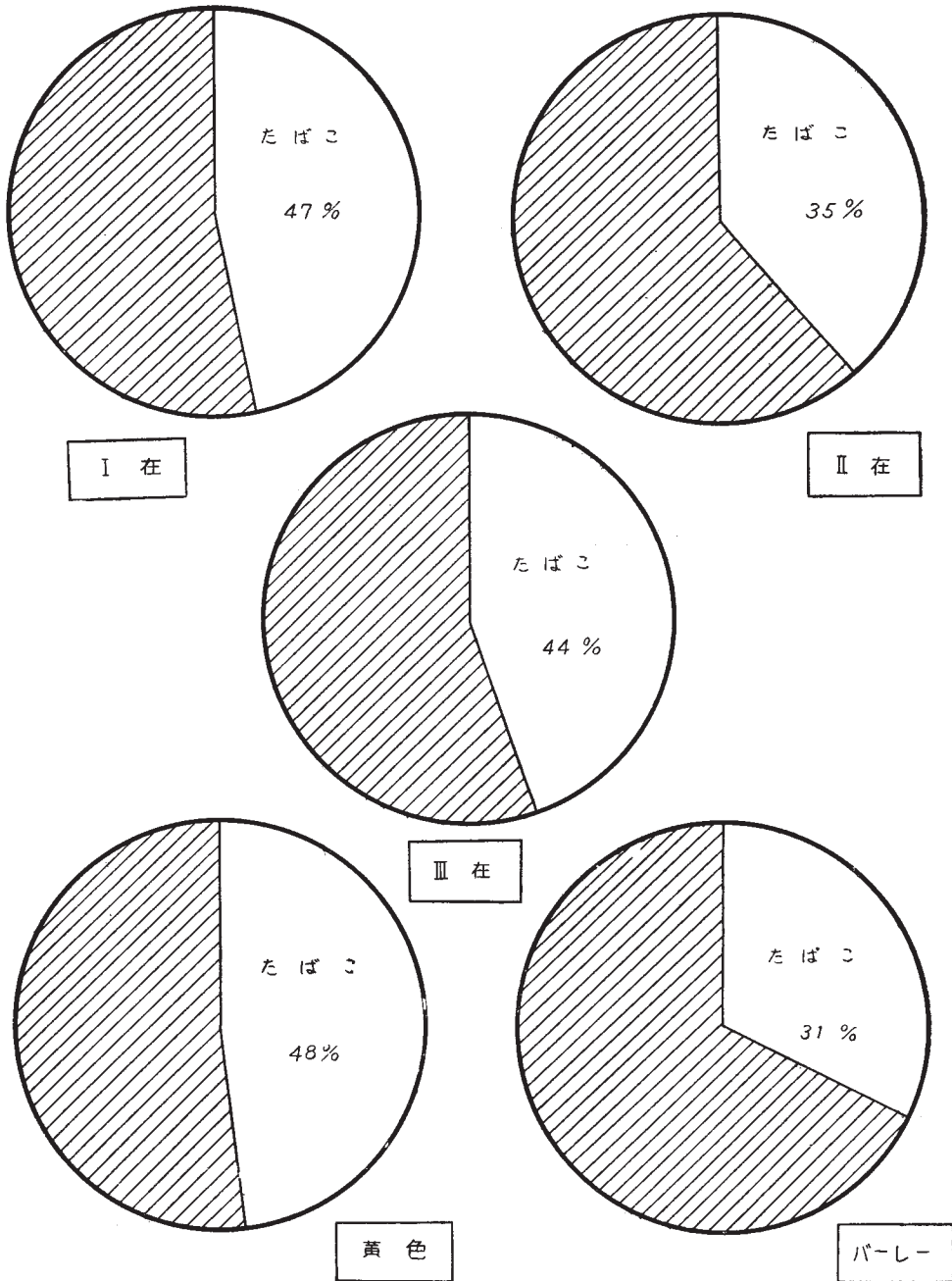
注) この表は実面積である。なお、昭31耕作利用率は  $\frac{\text{延面積}8,301\text{千町}}{\text{耕地}6,063\text{千町}} = 137\%$

3・2 農家収入に占めるたばこ収入 (昭32, 生産費調)



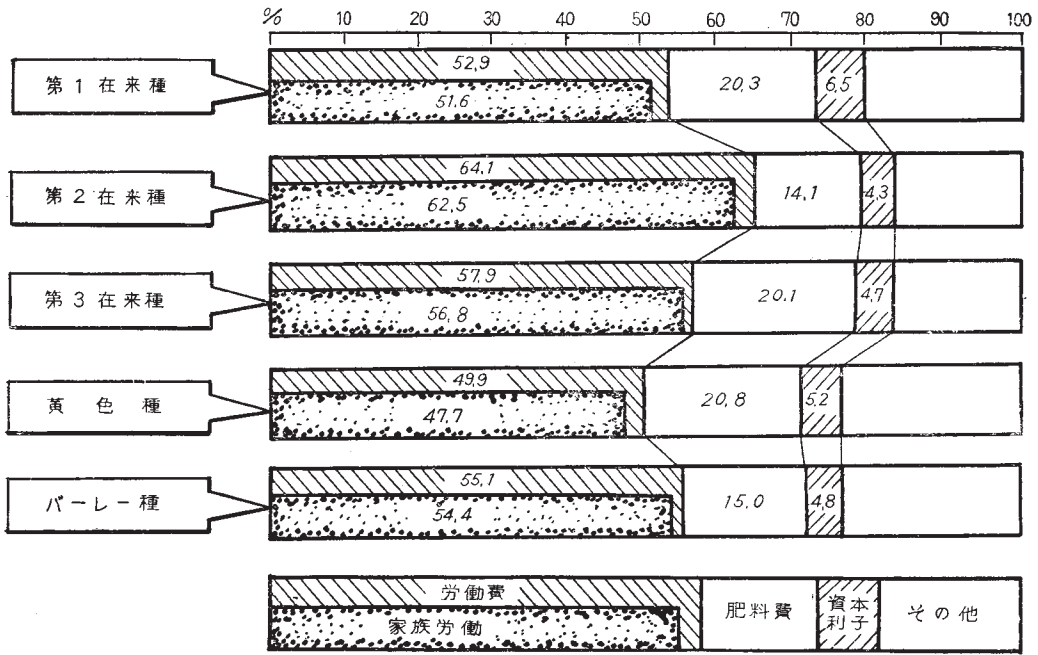
### 3・3 農家現金収入に占めるたばこ収入

(昭30年3月, たばこ作農家基本調査結果)

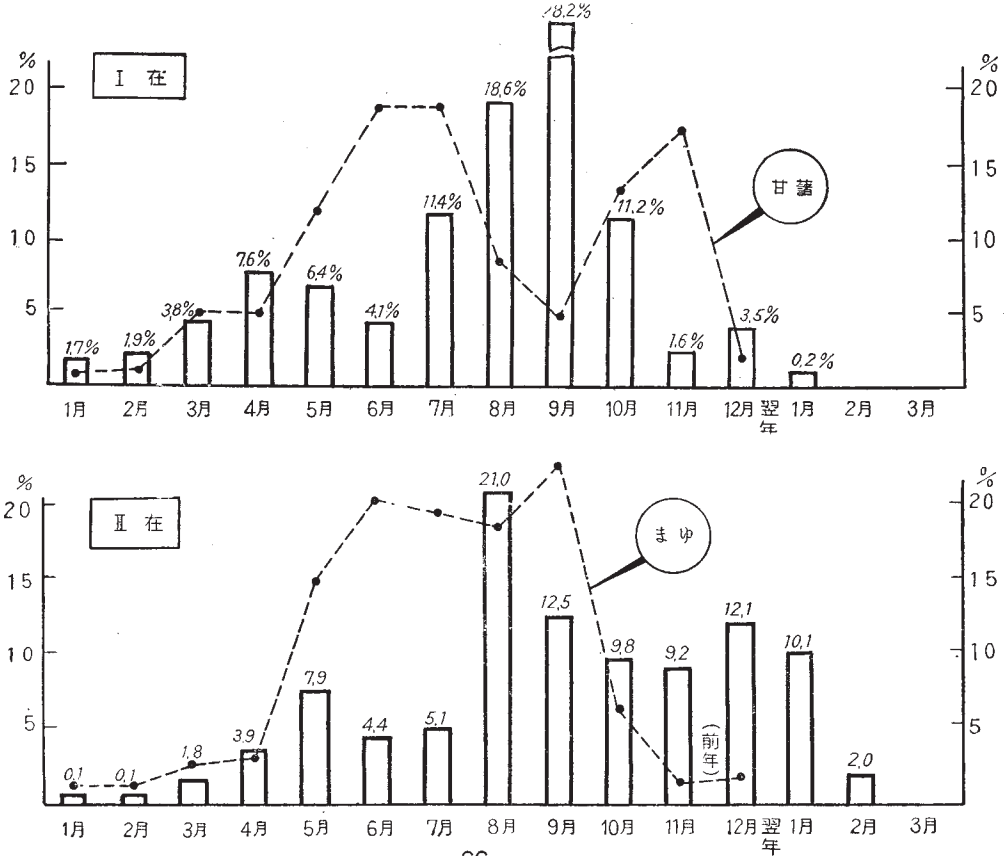


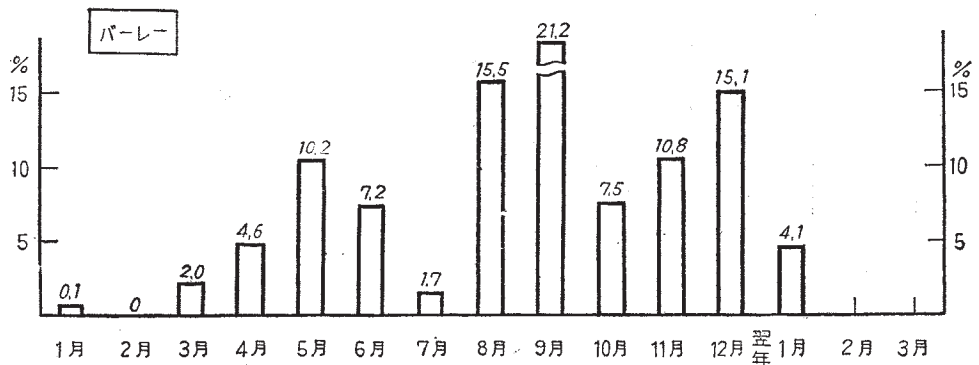
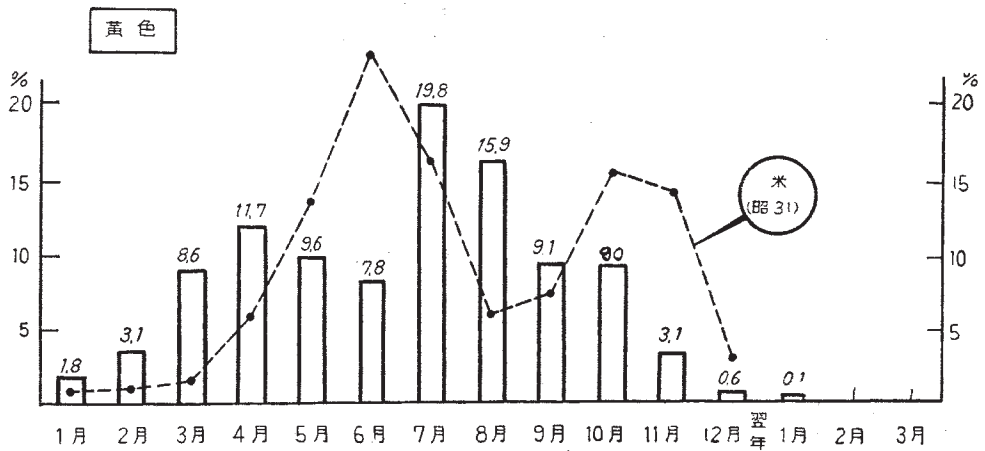
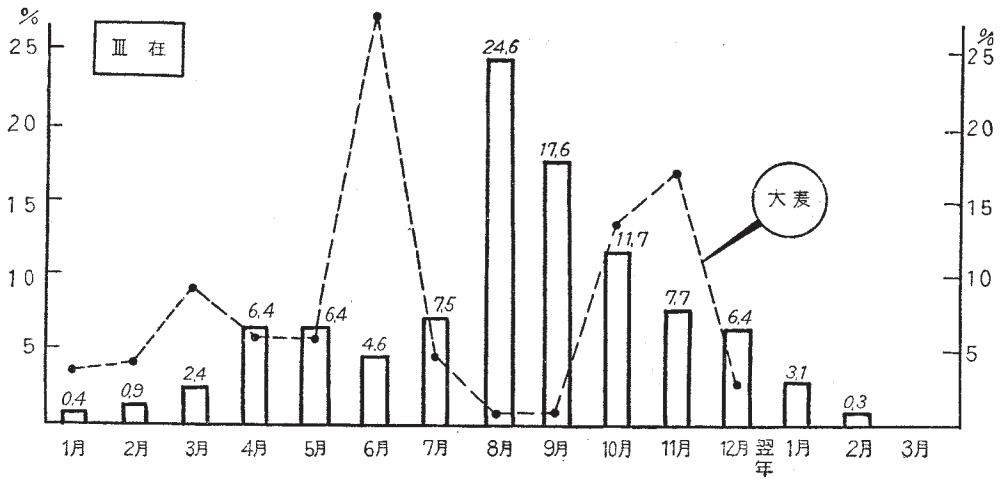


3・4 生産費の費目別構成 (昭31年度調査)

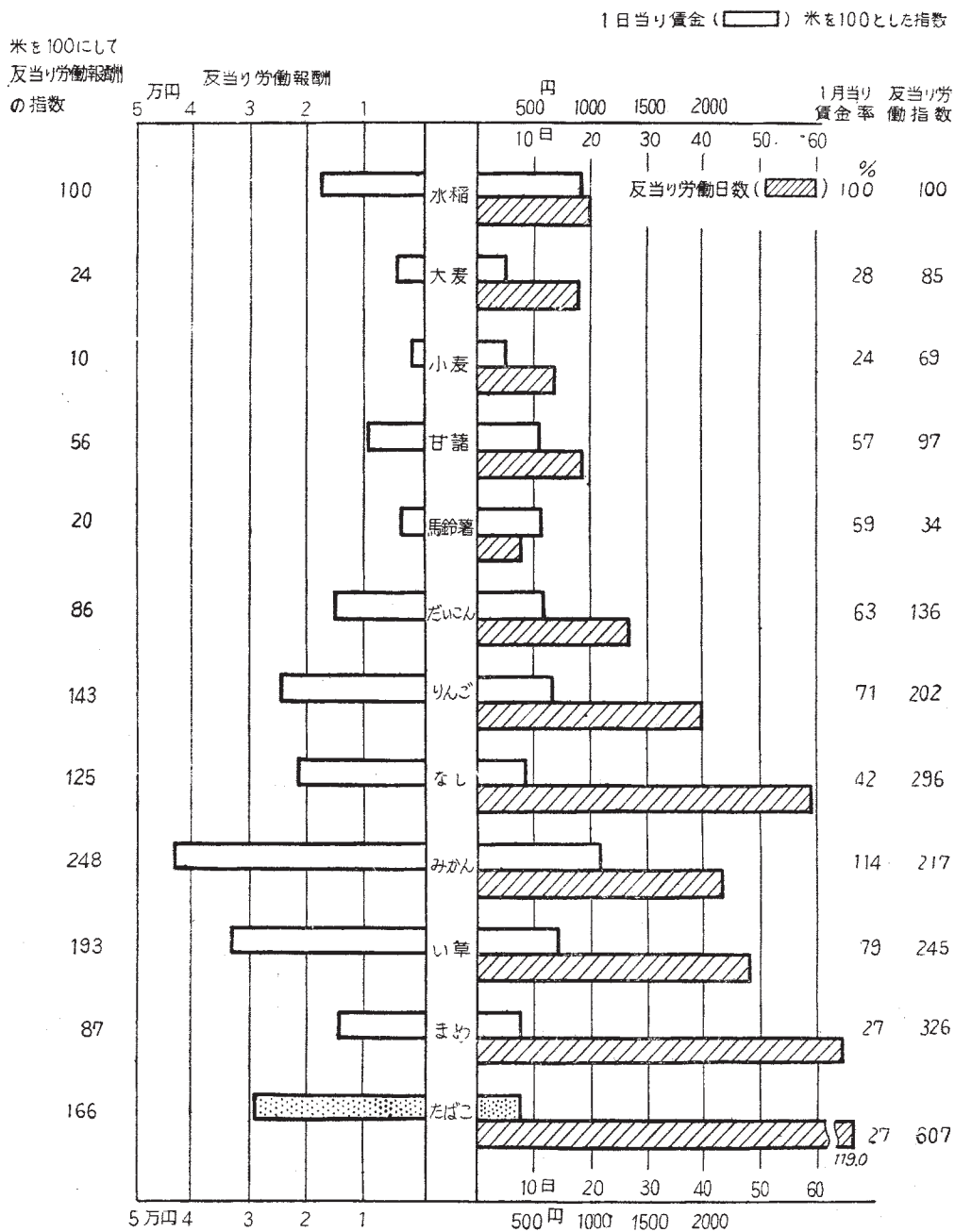


3・5 たばこ作月別労働分布 (昭32)



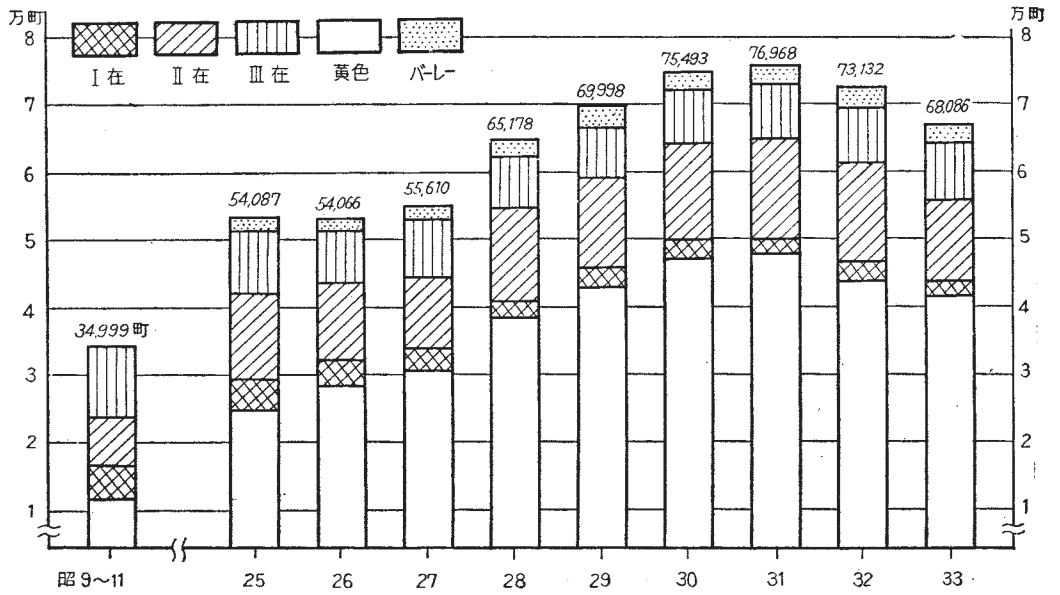


### 3・6 農産物の収益比較 (昭32, 生産費調査)

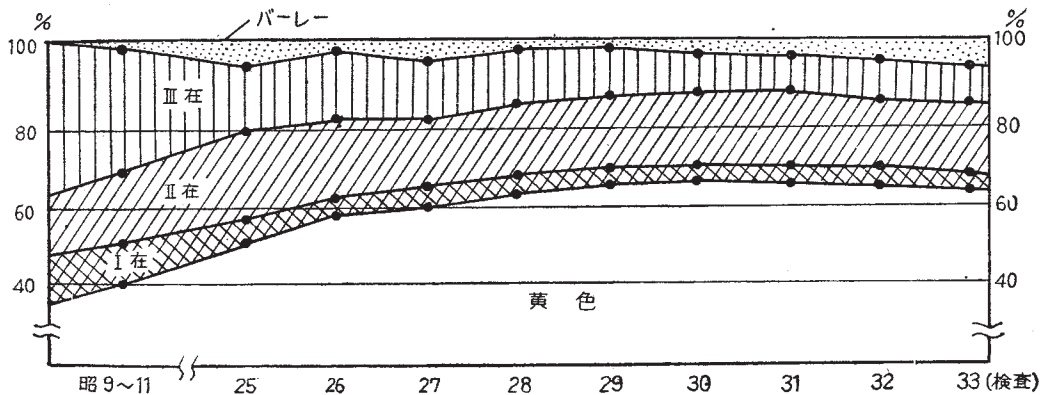
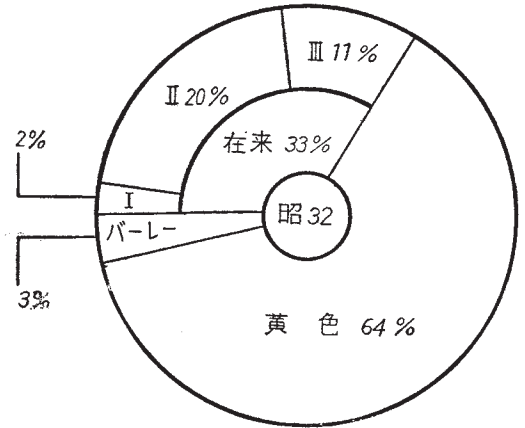


#### 4 葉たばこ耕作面積

##### 4.1 種類別の耕作面積

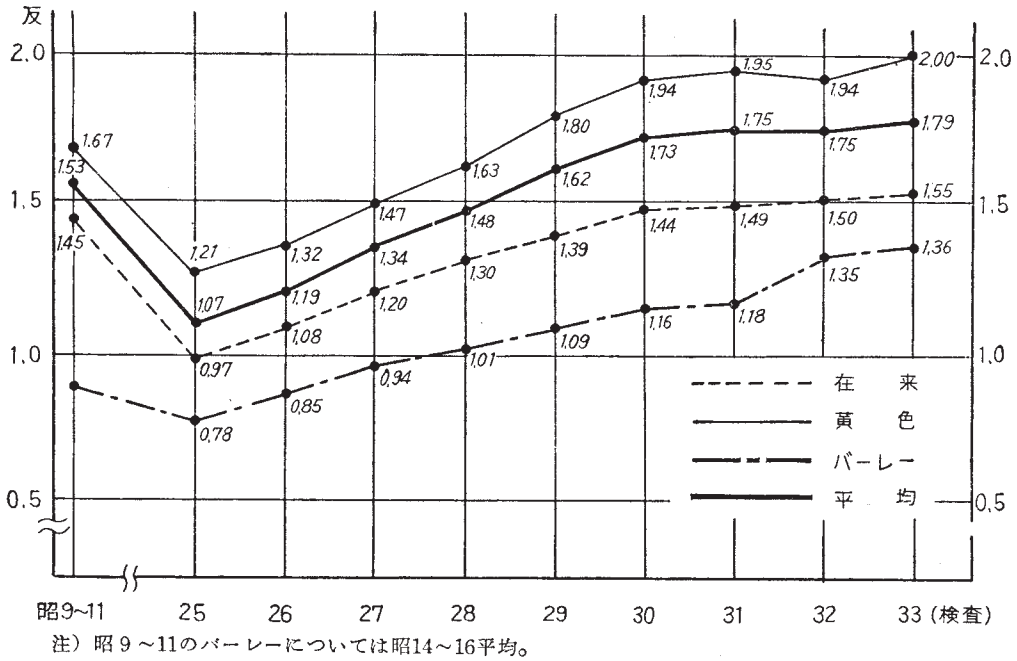


##### 4.2 種類別の面積ウェイト



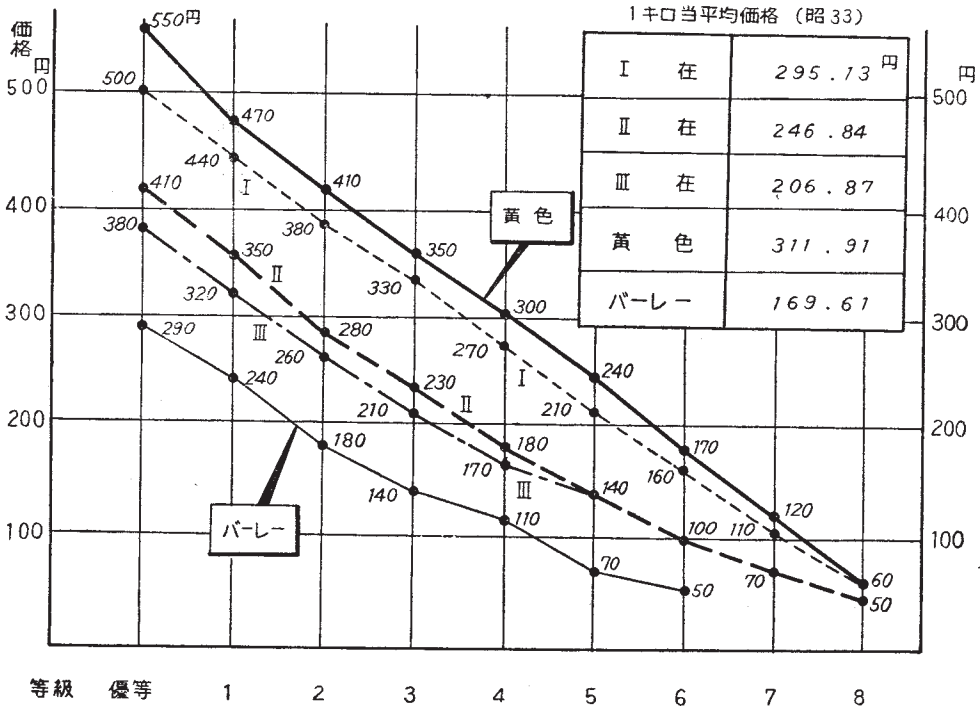


4.3 1人当り耕作面積の推移

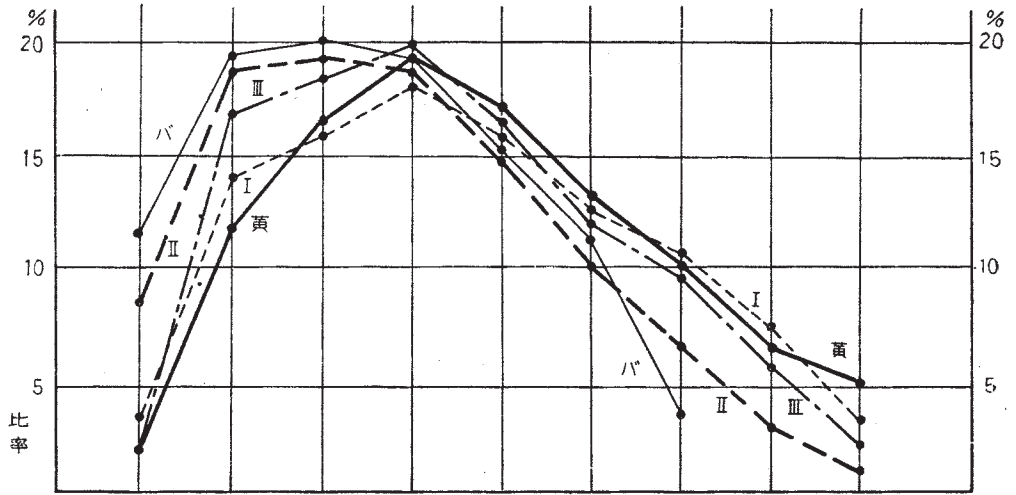


5 葉たばこの価格

5.1 等級別価格 (1t当り) (昭33年度)

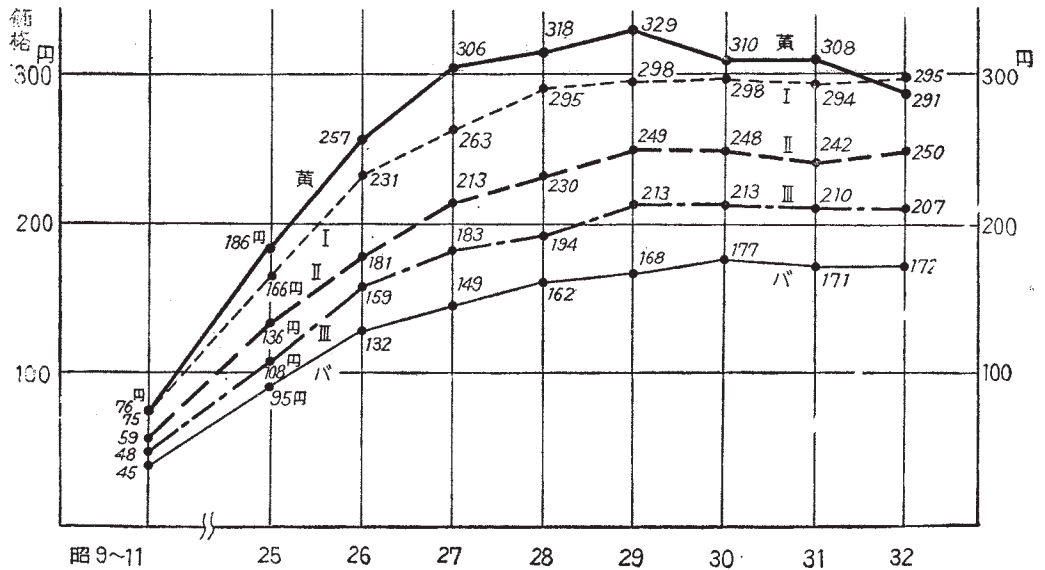


5・2 等級別生産比率(平年)

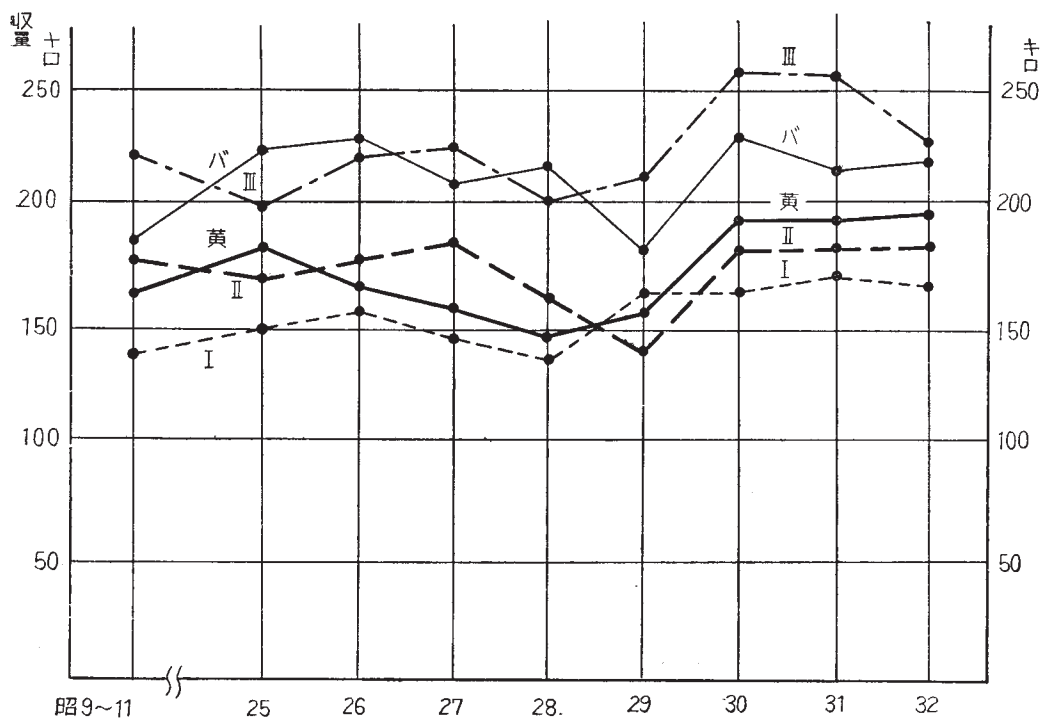


I 在	3.5%	14.2%	16.1%	18.2%	15.6%	12.5%	10.1%	7.0%	2.8%	I
II 在	8.1	19.0	19.1	19.3	14.9	10.0	6.0	2.7	0.7	II
III 在	2.3	16.6	18.3	19.5	15.6	11.6	9.3	5.1	1.7	III
黄色	2.4	12.1	16.2	19.4	16.9	12.7	9.6	6.0	4.7	黄
パーレー	11.6	19.6	20.0	19.1	15.2	11.1	3.4	—	—	パーレー

5・3 実績価格の推移



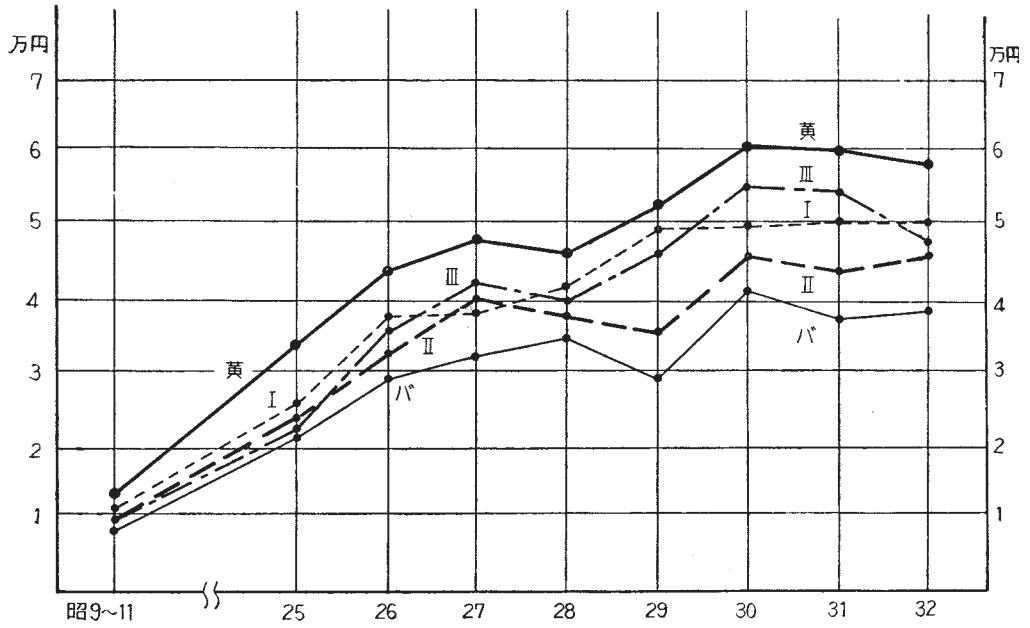
5.4 反 当 実 績 収 量 の 推 移



同 上 の 数 値 (括弧内は対戦前指数)

136kg (100%)	I 在	148kg (109%)	157kg (115%)	144kg (106%)	136kg (100%)	162kg (119%)	164kg (120%)	172kg (126%)	167kg (123%)
179 (100)	II 在	170 (95)	174 (97)	182 (102)	164 (92)	138 (77)	183 (102)	180 (101)	184 (103)
220 (100)	III 在	200 (91)	220 (100)	210 (95)	215 (98)	179 (81)	230 (105)	216 (98)	219 (100)
166 (100)	黄色	182 (110)	166 (100)	155 (93)	143 (86)	158 (95)	194 (117)	193 (117)	198 (119)
185 (100)	バーレー	224 (121)	223 (121)	210 (114)	215 (116)	179 (97)	230 (124)	216 (117)	219 (118)

5.5 反当実績代金の推移



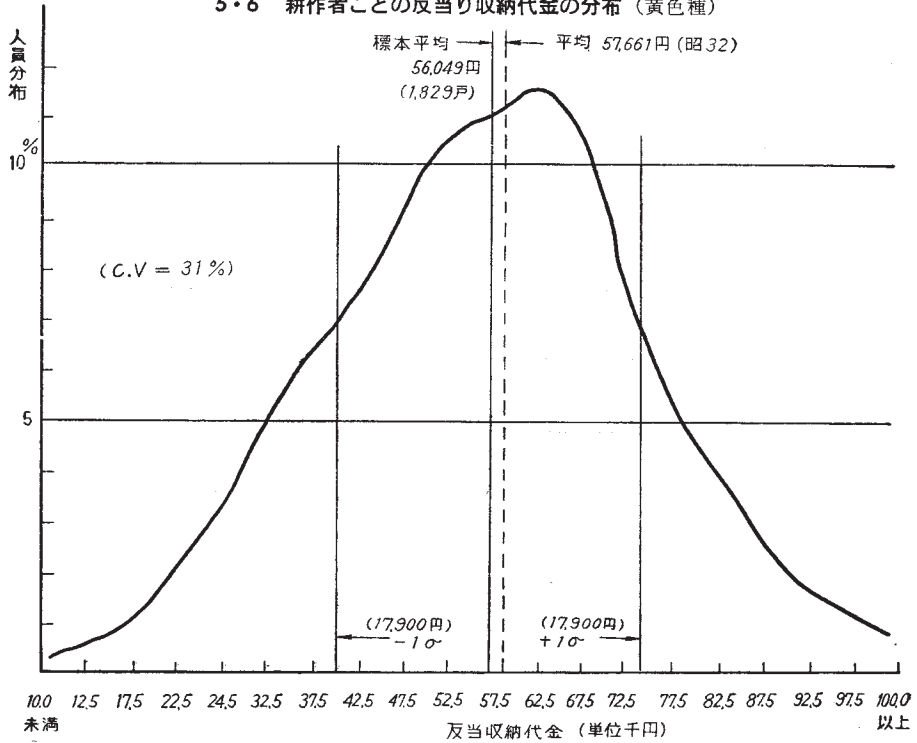
同上の数値

(単位 円)

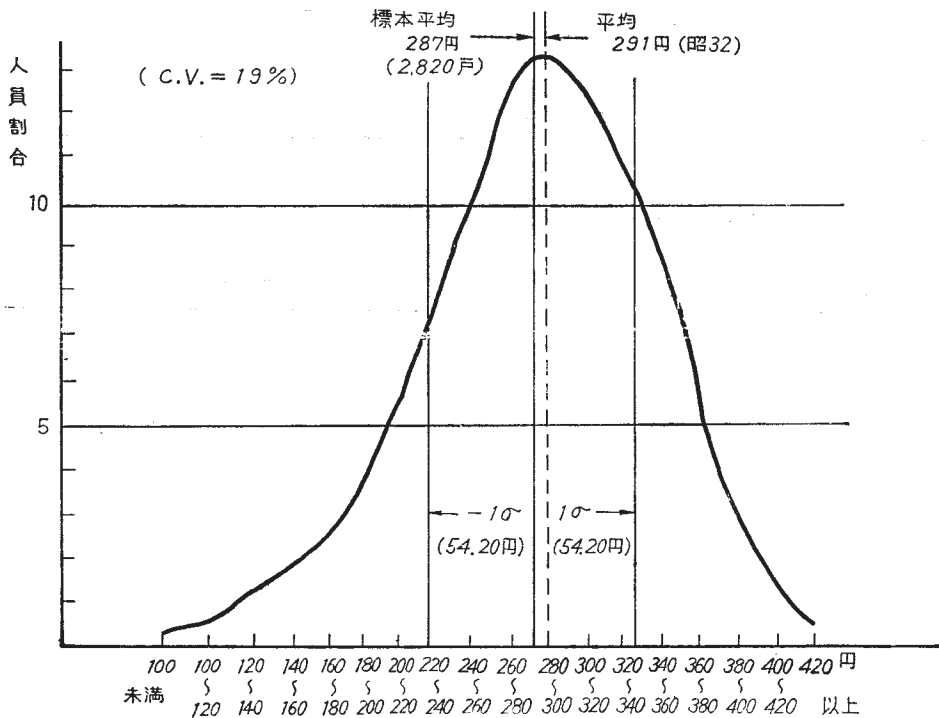
108.61	I 在	24,568	36,134	37,951	39,957	48,195	48,646	50,471	49,214
104.84	II 在	23,194	31,518	38,749	37,764	34,356	45,237	43,681	45,888
105.05	III 在	22,664	33,371	39,474	38,337	39,247	48,475	47,266	46,290
125.19	黄色	33,769	42,608	47,405	45,624	51,963	60,039	59,591	57,661
84.17	バーレー	21,211	29,445	31,155	34,868	30,065	40,750	36,930	37,838



5・6 耕作者ごとの反当り収納代金の分布 (黄色種)

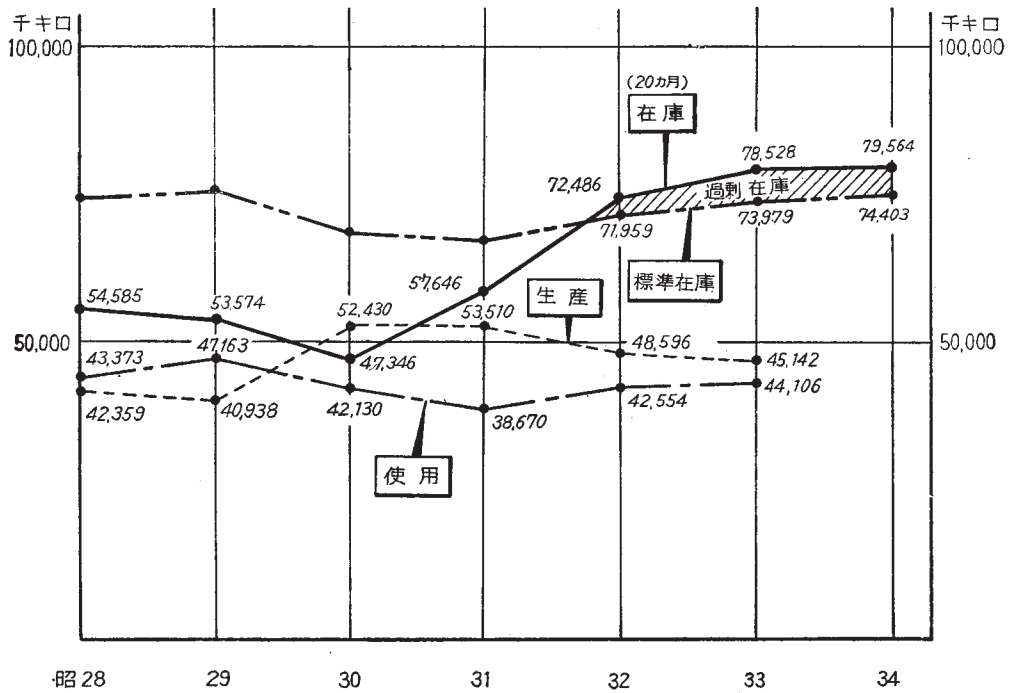


5・7 耕作者ごとの1t当り価格の分布 (黄色種)

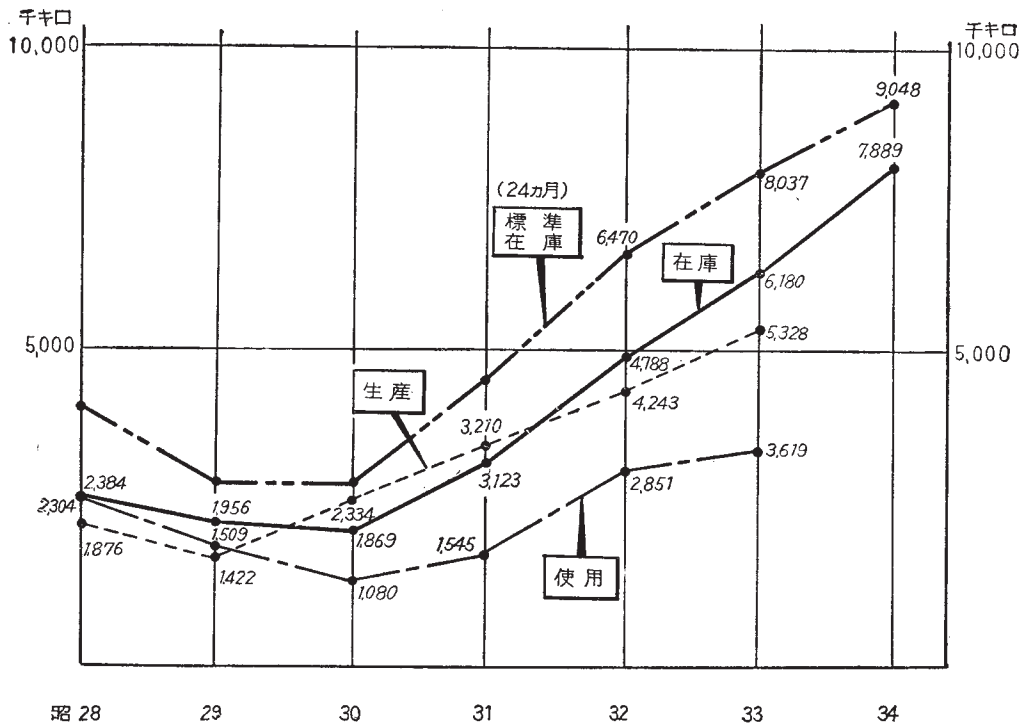


## 6 葉たばこの需給推移

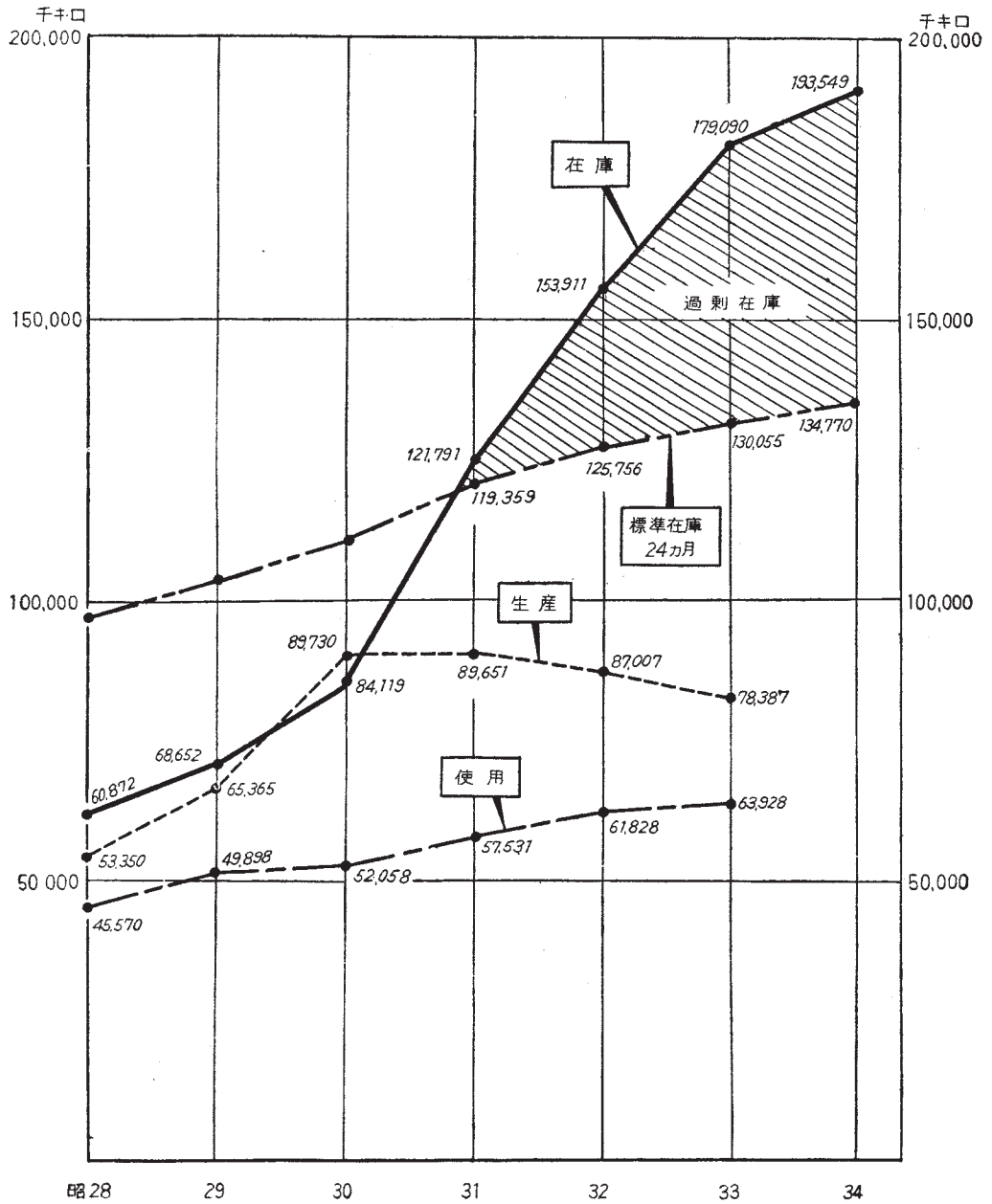
### 6・1 在来種の推移



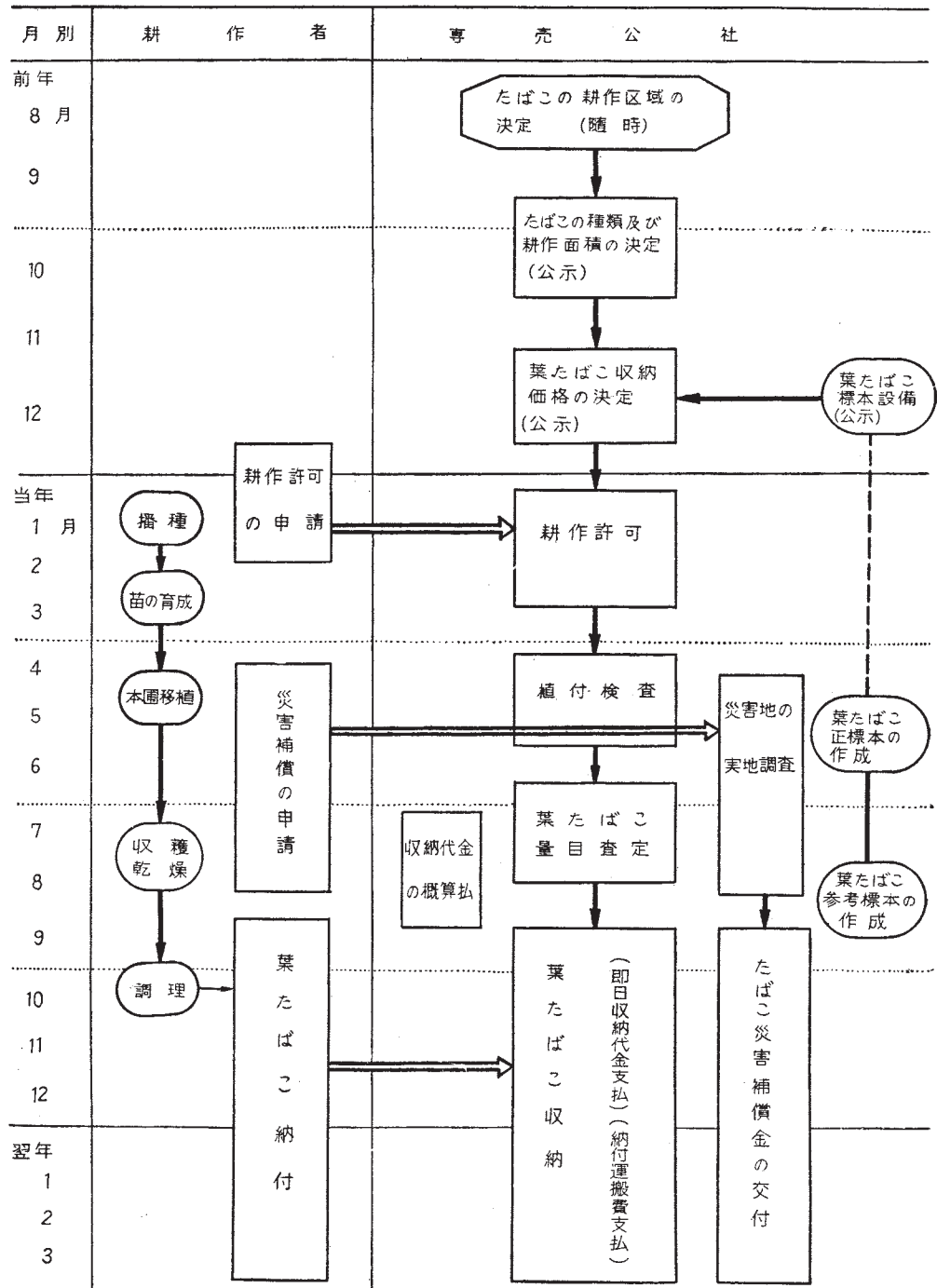
### 6・2 バレー種の推移



6・3 黄色種の推移



7 葉たばこの耕作制度





## II TOBACCO (たばこ)

本稿はF.A.O. (国連食糧農業機構) 商品シリーズNo. 20『たばこ』の緒言および要約の抜粋である。  
従来、あまり知られていないたばこ産業の国際的事情が概観されているので、付録としてとくに採録することとした。  
なお、『産計資料』第161号としてこの全訳がある。

### 緒 言

世界の各国において、たばこの栽培は、その国における農業の重要な部分を占めるようになった。

1500年ごろ、ヨーロッパ人がアメリカから最初にたばこをもってきてから、たばこの栽培は急速に普及した。16世紀の中ごろ、ポルトガルの船乗りたちはインドに、また16世紀の後期スペインの宣教師はフィリピンに伝えた。日本でのたばこの栽培は、17世紀の初期に始まった。最初はたばこを治療に用いたらしく、このことがヨーロッパ人の興味を引いた。まさしくこれは嗅ぎたばこの習慣を招いたものであって、17世紀から18世紀にかけて喫煙はまったく常習化し、婦人の間ですら一般化した。まもなくたばこの消費は新しい人たち、すなわち農村の人々や労働者階級に普及し、20世紀になって、大部分の婦人に広まり、かくしてたばこの販路は急速に拡大された。

アメリカにおいては、たばこは最近の20年間において農家が農産物を販売することによって取得した現金総収入の8%以上を占めている。その重要性においてたばこを凌駕するものとしては、わずかに綿花、小麦、とうもろこしがあるだけである。

たばこを栽培している代表的な州は北カロライナ州とケンタッキー州であるが、これらの州ではたばこの収入は農産物を販売することによって取得した現金総収入の65%から75%を占めている。

その他の主要な栽培国、とくにトルコ、ギリシアおよびローデシアのように特殊な葉タバコを輸出している国においてはその国民経済はたばこ産業の経済に大きく依存している。1950年におけるこれら各国の総輸出額に対して占めるたばこの輸出額の割合は、ギリシアでは42%、トルコでは23%

(1949年には37%)、南ローデシアでは42%であった。

インドでは農業生産高純計に対してたばこの占める割合は2%にすぎないが、たばこは現金を取得するもっとも重要な農産物である。1949年から1950年にはたばこは第8番に重要な輸出品目であった。

したがって、国際連合食糧農業機構(F.A.O.)の経済局が企画した商品研究シリーズに、たばこを加えることは当然のことである。

たばこの輸出国および輸入国では、たばこの栽培、乾燥、マーケティングおよび製造に関する技術的・経済的諸資料の相互交換を盛んにすることは、緊急を要する大切なことであると考えている。欧州たばこ会議(European Tobacco Conference)は1950年にローマで開催され、また、世界たばこ会議(World Tobacco Congress)は1951年にアムステルダムで開催されたが、これらの会議はたばこ産業についてのすべての部門を代表するところの国際的タバコ機関(Tobacco Organization)を創設することについての措置を講じた。

(以下略)

### 要 約

第1次大戦が始まる数年前から今日にいたるまでに、たばこの栽培面積は約30%拡張されたにすぎないが、葉たばこの生産高は50%以上も増加した。第2次大戦後、たばこの栽培面積と葉たばこの生産は、主としてヨーロッパ、近東、アフリカおよびラテン・アメリカでいちじるしく増加した。

北アメリカにおける葉たばこの生産は近年大幅に増加しているが、栽培面積は増加していない。

シガレット・タイプの生産、とくにフルー・キューアード・バージニア (flue cured Virginia) およびライト・エア・キューアード (light air-cured) たばこの生産は、もっともいちじるしく増加した。シガー用葉たばこ (cigar leaf) の生産は、20年前から徐々に減少している。

たばこと、たばこに類似した他の農作物を栽培しうる土地で栽培されるたばこ以外の農産物との間の価格関係は不断に改善されてきたので、これによって、葉たばこの生産は刺激され、その生産は増加した。そのうえ、1 ha当りの延労働時間を多くする集約生産は、多額の総利益をもたらすので、農業に余剰労働力がある国においては、葉たばこの生産を増加させたいという願望を刺激した。たばこの栽培、とくにたばこの取入れは全然、機械化されていない。雇用労働力に高度に依存している国では、労働賃金の値上りは、たばこの生産の増加を阻止する要因になりがちである。

## 1 輸 出

葉たばこの輸出総量は、現在年間約56万 tであり、世界の葉たばこ総生産高の20%弱である。

1925年から1929年までの5ヵ年間の葉たばこの輸出高は最低であった。1930年代初期の不況時代には、葉たばこの貿易数量はかなり多かったが、貿易額は60%減少した。

葉たばこのもっとも大きな輸出国はアメリカである。アメリカの輸出高は、世界の総輸出高の40%を占めているが、アメリカの葉たばこ生産高に対する割合は25%にすぎない。その他の主要輸出国は、トルコ、ギリシア、南ローデシア、インドネシア、ブラジルおよびキューバである。これらの諸国では、生産高に対する輸出高の割合は、アメリカの場合に比べてはるかに大きいので、供給過剰の問題によって、不利益をこうむることになりやすい。

ドルが不足したことおよび葉タバコの価格が比較的高かったことによって、戦後の数年間、アメリカの葉たばこの輸出は妨げられたが、インドや南ローデシアのような軟貨国の葉たばこの輸出は、かえって活発となった。オリエンタル地方の葉たばこ輸出国、とくにギリシアでは、ドイツに対す

る輸出が戦前よりも少なくなっているのに、葉たばこの輸出が伸び悩んでいる。しかし、トルコの輸出は戦前から今日にいたるまで2倍に増加している。

## 2 輸 入

ヨーロッパは、世界の葉たばこの輸出総量の70%を輸入している。したがって、ヨーロッパは葉たばこのもっとも重要な輸出市場である。1930年代初期の不況の時代にも、ヨーロッパの輸入数量はほんのわずかに減少したにすぎない。しかし、第2次大戦が始まる直前の5ヵ年間にヨーロッパが輸入した葉たばこの数量は1920年から1924年までの5ヵ年間にヨーロッパが輸入した数量よりも2%増加しただけであった。同じ期間にイギリスの葉たばこ輸入量は50%近くも増加したが、イギリスをのぞく他のヨーロッパ諸国では、自国内での葉たばこの生産が増加したために、輸入量を削減した結果、イギリスの輸入増加は、他のヨーロッパ諸国の輸入減少によって相殺されてしまった。

1945年から1949年までの戦後の5ヵ年間においても、この傾向は続いた。イギリスにおいては1945年から1949年の年間平均輸入量は、1935年から1939年の平均輸入量よりも30,000 t増加したが、ヨーロッパ全体の輸入総量は戦前よりも年平均70,000 t減少した。

イギリスにおいては1948年から1950年までの3年間 (1946~47年の輸入量は非常に多かった) に、葉たばこの年間平均輸入量は1935年から1939年の平均輸入量よりも9%増加したが、同じ期間における他のヨーロッパ諸国の輸入量は20%減少した。(このように他のヨーロッパ諸国の輸入量がいちじるしく減少したなかには、西ドイツにおける65%の輸入減少が含まれている。1948年から1950年における西ドイツをのぞくヨーロッパ全体の輸入総量は戦前よりも7%少ない)

イギリスは、イギリス連邦諸国からの輸入を増し、アメリカからの輸入を減らしている。シガレットに需要が移行したので、西ドイツをのぞく西欧諸国では近年総輸入量に占めるアメリカおよびオリエンタル葉たばこの輸出国からの輸入量の割合は戦前よりも高まっている。ドイツでは戦後葉

たばこ総輸入量に占めるアメリカからの輸入数量の割合は戦前に比較して非常に大きく、また逆に、オリエンタル葉たばこの輸出国からの輸入数量は戦前と比較して非常に少ない。これは主として経済協力局 (E.C.A., 新相互安全保障機関 New Mutual Security Agency) からの援助金の結果であり、また一面において、シガレットの需要がオリエンタル・シガレット・タイプから、ブレンデッド・アメリカン・タイプに移行した結果によるものである。また、インドネシアのシガー用葉タバコのヨーロッパ向け輸出が、戦後いちじるしく減少したことも、ヨーロッパ諸国がシガレット用葉たばこの輸出国から輸入した割合が増加していることを明らかにしている。

輸入諸国における葉たばこの貯蔵は、戦時中に使いつくされてしまったが、依然として戦前の貯蔵量までには回復されていない。アメリカにおいてさえ、年間葉たばこ必要量に対すること2~3年間の葉たばこの貯蔵量は戦前よりも少ない。主要な葉たばこ輸出国であるギリシアやトルコのオリエンタル葉たばこ貯蔵量は増加しつづけている。

### 3 価 格

第1次大戦このかた、葉たばこの価格は一般に他の農産物の価格に比べて値上りしているけれども、1930年代の大不況時代には、とくにフルー・キューアード・タバコの価格は、生産がいちじるしく増加したので大幅に下落した。しかしながら、この大不況以後今日にいたるまで、たばこの価格はたばこ以外の他のすべての農産物の価格に比べて急速に騰貴している。これは、多分に北アメリカの生産制限および価格支持計画の結果によるものである。イギリスの葉たばこ平均輸入単価でわかるとおり、戦後貨幣の平価を切り下げたことにより、軟貨国は葉たばこの輸出市場において以前よりも有利に競争することができるようになった。他方、ヨーロッパ諸国ではドルが不足していたので、アメリカのシガレット用葉たばこの代用として軟貨国の葉たばこを輸入するため、軟貨を獲得することに努力した。その結果、南ローデシアやインドの葉タバコの輸出は活発となり、価格は騰貴している。

タバコ以外の他の数種類の農産物についてもたばこと同様に厳しく生産を制限し、市場を統制している。このような統制はたばこの専売制度を採用している諸国が実施しているばかりではなく、若干の主要輸出国ならびに自国での葉たばこの生産を奨励している輸入国でも、このような統制を実施している。

### 4 たばこ製品のタイプ

たばこの製造に関するもっとも重要な発展の所産は、1929年以来シガレットの製造がいちじるしく増加し、シガレット以外の他のたばこ製品がいちじるしく減少したことである。高級シガー用葉たばこが不足したこと、賃金が上がったこと、および戦争以来シガーの税金が相対的に大幅に引き上げられたことなどが重なって、ヨーロッパ諸国のシガーの製造高は非常に減少している。他方、シガレットの生産については、各国でシガレットの生産がオリエンタル・タイプからバージニア・タイプあるいはブレンデッド・タイプへ移行したように思われる。しかし、オリエンタル葉たばこは、ブレンデッド・シガレットの製造には以前よりも多い数量が用いられている。これに対してアメリカのシガレットは、現在戦前よりも少ない割合でオリエンタル葉タバコを混合している。

たばこ製品の貿易は葉たばこの貿易に比べその重要性ははなはだ少ない。イギリスのシガレット輸出量は戦争以来今日にいたるまでの間に60%増加し、アメリカのシガレット輸出量は同じ期間に180%増加した。オランダ以外の大部分の主要シガー輸出国ではシガーの輸出量は急速に減少しているのに、ベネルックス3国同盟 (Benelux Union) が締結されたので、オランダのシガー輸出はかえって促進されている。

### 5 消 費

1人当りのたばこの消費量は、1人当りの国民所得と密接な相関関係にあるように思われる。しかし、喫煙がすべての成人、とくに婦人に普及する程度は国によって異なり、このことが密接な相関関係からの偏差を引き起こすことになる。たばこの消費量の大部分は現在シガレットの喫煙によ

るものである。戦前シガーやパイプたばこの喫煙が支配的であった諸国でも、シガレットに移行する傾向をたどっているが、若干のヨーロッパ諸国および東洋では、依然としてパイプたばこはたばこの消費量の主要な部分を占めている。2～3の例外はあるが、1950年から1951年の1人当りのたばこ消費量は戦前の消費量を凌駕している。たばこの消費量は、価格に対してむしろ非弾力的であるが、しかし多くの国におけるこの2～3年間の非常に高率な税水準は品質の悪い製品へ移行して

いるだけではなく、消費量の実際的な低減をも惹起している。シガーの消費量については、賃金や葉たばこの値上りが、シガーの消費を制限するうえに多少の影響を与えている。そのうえ、シガーの税は、多くの国において、シガレットの税よりも相対的に高くなり、すでに戦前の高いレベルに達した。たばこに高率の税をかけている国では、消費者のたばこに対する支出額の総支出に占める割合はいちじるしく増大している。

### Ⅲ ビール産業における消費課税と契約栽培

#### はしがき

われわれは「専売制度と公社経営」のなかで主として「たばこ」を中心として、専売制度にまつわる諸問題を可及的に明らかにしてきた。

さて、われわれが一般に意識している「酒」と「たばこ」との対応にも似て、酒の大宗となりつつあるビール産業とたばこ産業との間にはきわめて類似の経済構造が描かれている。すなわち、たばこが完全な独占を形成しているのに対し、ビールはキリン（市場占拠率40%）、朝日（30%）、日本（28%）の3大会社の下に宝（2%）の進出ありとはいえ、市場を4社で形成するかなり独占に近い寡占下におかれている。また、その生産はたばこが葉たばこ、ビールがビール麦、ホップと、共に農産物を原料とし、その生産物はともに嗜好品の範疇に属し、社会的には「道徳的悪」の意識に連なるものであり、したがって、課税の方式に専売益金と消費税との差異こそあれ、その税率の高いことにおいて財政収入上の地位はきわめて類似している。

これらの事情よりすれば、われわれは、たばこを中心とした専売制度の反省とあわせて、この類似産業たるビール産業に対し一瞥を与える必要性を痛感せざるをえない。

本稿は、かかる要請に答えるために、2つの課題をとらえて、ビール産業の動向にふれるものである。1つは消費税としてのビールの位置を明ら

かにするものであり、1つは農民とビール会社との対応関係としての契約栽培の実態を明らかにするものである。

#### 1 消費課税に占めるビールの位置

わが国の消費課税収入は、酒税、清涼飲料税、砂糖税、織物税、揮発油税、物品税、骨ばい税、通行税、入場税、地方道路税、（たばこ専売益金）などから構成される。

このうち酒税とたばこ専売益金は、次表のごとく消費税収入の首位を占め、合計して国税収入の3分の1程度の水準をつねに維持している。揮発油税、関税が最近その相対的比重を増してきてい

主要税収構成比

	昭9～ 11年 (%)	昭20 (%)	昭25 (%)	昭30 (%)	昭 32	
					%	実 数 (百万円)
所 得 税	18.8	33.1	38.6	30.6	21.6	230,061
法 人 税	7.8	10.1	14.7	21.1	29.1	309,579
相 続 税	2.4	1.5	0.5	0.6	0.6	6,496
酒 税	17.7	9.8	18.4	17.6	17.0	181,047
砂糖消費税	6.7	0.1	0.1	5.2	5.0	53,164
物 品 税	—	4.6	2.9	3.0	3.2	34,268
関 税	12.8	0.1	0.3	3.0	3.8	40,449
印 紙 収 入	6.8	1.4	1.6	2.6	3.0	31,698
専 売 益 金	16.5	9.1	20.1	12.5	11.1	118,266
総 額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1,065,181

注) 日本統計研究所『日本経済統計集』より。



酒類収入構造の変化

年度	種類別 清酒 (%)	合成清酒 (%)	焼酎 (%)	ビール (%)	濁酒・白酒・味 りん・果実酒 (%)	雑酒 (%)	合計	
							%	金額(百万円)
昭9～11平均	71.3	—	11.5	12.9	2.0	2.2	100.0	216
19	50.1	9.4	6.4	26.0	4.0	4.0	100.0	869
20	63.1	4.8	6.2	14.6	7.3	4.0	100.0	1,139
21	61.6	7.2	8.8	15.5	2.3	4.5	100.0	2,390
22	66.8	7.3	6.8	13.3	1.5	4.2	100.0	27,647
23	54.9	12.3	10.1	16.8	1.3	4.5	100.0	56,311
24	37.8	12.0	23.0	22.1	0.8	4.2	100.0	83,477
25	37.7	9.6	23.2	25.1	0.7	3.6	100.0	109,447
26	37.2	13.8	17.4	27.2	0.8	3.5	100.0	130,492
27	43.6	9.7	16.0	26.4	0.8	3.6	100.0	136,972
28	44.6	8.8	13.7	28.9	0.9	3.3	100.0	143,767
29	46.0	9.2	13.2	27.2	0.8	3.5	100.0	151,743
30	46.1	8.1	13.2	28.0	0.8	3.8	100.0	160,712
31	46.1	7.5	11.7	29.5	0.8	4.5	100.0	174,302
32	44.8	7.1	10.1	31.9	0.8	5.3	100.0	191,471
33	42.1	6.5	9.7	34.1	0.8	6.8	100.0	205,635
34								

- 注) 1. 『主税局統計年報書』および『国税庁統計年報書』の酒税表による。  
 2. 年度は会計年度である。ただし、基準年度における清酒・濁酒・白酒・味りん・焼酎は酒造年度による。  
 なお、基準年度における雑酒は「酒精および酒精含有飲料税法」によって課されたもの（合成清酒・果実酒・雑酒など）の税額構成比である。  
 3. 課税額は戻移入酒の税額控除などをしない額である。

るが、この事情は基本的には変化していない。

このように、一貫して国庫収入のうえで重要な地位を占めている酒税も、戦前と戦後においては特徴的な変化を内包している。

戦中から戦後にかけて酒類生産量は激減したため、税収上に占める酒税構成比の減少もいちじるしかった。これは、酒類生産用としての米までも食料用に供出せねばならないほどの緊迫した食料事情のもとで当面した原料難にもとづくものであった。したがって、酒税の増収をはかるためにはインフレに照応するように税率を改訂することが必要であった。かかる事情も、戦後の復興過程をへて、戦前の清酒中心から焼酎（合成酒を含む）およびビールとの2者併立へ、酒類の消費構造、したがって生産構造の変貌をとげ、あわせて生産水準も徐々に回復した。かくして昭和27年度には、生産高も税収もほぼ戦前水準に復帰した。

戦前、戦後の大きな変化は、むしろ酒税収入構造にある。すなわち、戦前の酒税収入の70%を占

めていた清酒が40%台に低下し、10%台であったビールが30%以上のウェイトを占めるにいたっている。

とくに、昭和22年以降のビールの着実な増加は注目に値する。消費需要との関連で、この点については後述する。

酒税は名酒類について1石当りの税額が決められており、課税は製造場から搬出される数量に対して行なわれる。いわゆる庫出従量税である。1石当り税額は、清酒特級68,500円、第1級49,000円、第2級22,500円、合成酒1級27,300円、第2級17,600円、濁酒15,000円、ビール20,000円、焼酎甲類14,300円、乙類12,700円、その他となっている。これを換算して、1.8lびんの小売価格の構成割合を次ページ表に示しておいた。

酒税部分の小売価格に占める割合は、戦前で20~30%に相当したが、終戦時には70~80%を占めるにいたっていた。インフレ過程の進行にともなって税率の相対的低下を防ぐため相つぐ引上げが

小売価格と構成割合

区	分	小売価格 1.8lびん(円)	小売価格の構成割合				
			製造原価(%)	酒 税(%)	卸 差 益(%)	小売差益(%)	
清 酒	特 級	1,075	23.3	63.6	4.0	9.2	
	第 1 級	835	27.8	58.5	4.1	9.5	
	第 2 級	490	41.2	41.7	6.5	10.5	
合成清酒	第 1 級	519	31.2	52.9	5.4	10.5	
	第 2 級	380	40.3	41.4	6.5	11.8	
焼 酎	甲 類	35 度	525	36.0	48.5	5.3	10.1
		25 度	345	44.0	37.0	7.2	11.8
		20 度	275	47.3	38.7	7.1	12.0
	乙 類	35 度	525	41.9	42.6	5.3	10.1
		25 度	345	48.7	32.3	7.2	11.8
		20 度	275	51.9	29.4	7.1	12.0
味 り ん	甲 類	630	44.4	40.0	4.5	11.1	
	乙 類	395	46.3	36.6	6.4	10.7	
ビ	ー	ル 633ml	125	35.3	56.1		8.6
果	実	酒	295	70.2	16.3	6.8	6.8
雑 酒	特 級 ウ ィ ス キ ー	720ml	1,250	30.4	52.8	3.6	13.2
	第 1 級 ウ ィ ス キ ー	720ml	730	37.8	42.6	4.5	15.1
	第 2 級 ウ ィ ス キ ー	640ml	330	42.9	37.7	5.0	14.4
	カ 甘 味 ぶ とう 酒	550ml	205	62.0	19.8	3.7	14.6

行なわれ、昭和22年4月には業務用酒類に対する加算税を加えると酒税部分は小売価格の90%にも達した。消費課税は当該課税物品がつねに安定した増加傾向を描く場合にのみ低率で十分の税収をあげることができるが、戦争中および戦争直後のような生産量・流通量の大幅な縮小の過程では、その異常時における高い財政収入確保の要請に対応して、このように高税率を課さねばならなかった。この流通量の激減と課税率の高騰とは、相乗的に密造酒の増大となって現われていった。

消費税制度に脱税はつきものであるといてこの制度の欠陥を強調する意見がある。しかし、酒税について考えてみると、密造酒の増大は敗戦後の需給バランスの極端な破壊とその過程での税率の異常な上昇に基因したのであり、だからといって密造酒の根絶は権力的な取締りの強化や、この思想を底流にもつ専売制度への変更によって容易になしうるものではない。なによりも需給バランスの安定と適正な税率の確定、すなわち正常な経

済状態の回復によってのみ解決されるべきものであった。事実、密造はその後年々減少し、昭和32年度において総造石高の約10%を占めるにすぎない。しかも、密造酒は下級酒に多く、嗜好品として習慣形成、安定的経済発展、加工の高度化を前提とするかぎりには、この比率の低下を予言しうる。

主要課税商品の税率を戦前と戦後について示したのが次ページ上表である。表の示すように、酒税率は昭和20年代よりかなり引き下げられてはいるが、戦前と比較するとまだ非常な高水準にあり、とくにたばこの相対で、戦後の高い課税率が特徴的である。しかし、かかる高い課税率にもかかわらず、酒類に対する強い需要増は、消費者意識の変化を暗示するものであり、財政収入上の安定帯としての地位を明らかにしている。

またこの事情はわが国の租税体系のなかで大きな比重を占めている所得税、法人税、酒税、専売益金という財政収入の4本の柱の変化からも明らかとなる。これらの伸びを昭和26年度を基準にし

主要課税商品の税率

税商品(料金)		年 度		昭 9 ~ 11 平均 (%)	昭 25 (%)	昭 30 (%)
		昭 5 ~ 8 平均 (%)	昭 29 ~ 31 平均 (%)			
酒 税	清 酒 特 級	19.2	78.8	63.7		
	〃 1 級	23.6	77.2	58.6		
	〃 2 級	32.0	71.8	44.5		
	合 成 清 酒 2 級	29.1	71.6	44.5		
	焼 酎 甲 類	32.9	69.8	39.7		
ビ ー ル	25.8	77.3	56.1			
たばこ 益 金	ピ ー ス (チェリー)	59.0	81.4	70.6		
	ゴ ー ル デ ン バ ッ ト	61.4	74.3	62.2		
砂 糖 消 費 税 ・ 白 砂 糖				35.3	47.1	36.6
骨ばい税	マ ー ジ ャ ン (牛骨10合)	15.8	11.1	23.8		
	ト ラ ン プ	25.0~31.3	40.0~41.3	23.0		
入 場 税 (映画)	一 般 封 切 全 国 映 画 館	—	50.0	23.1		
		—	50.0	17.9		
物 品 税	自 動 車 (パッカード6型54年)	—	—	関 税 40.2		
	ゴルフ・クラブ(国産シャフト30インチ以上)	—	(製) 41.2	25.7		
	扇 風 機	—	20.0	18.0		
	真 珠 指 環	—	(製) 41.2	16.7		
	ピ ア ノ	—	(製) 33.3	16.2		
	電 気 蓄 音 機	—	(製) 37.5	14.7		
	電 気 冷 蔵 庫	—	(製) 33.3	14.3		
	写 真 機	—	(製) 37.5	13.8		
	自 動 車 (トヨベット・マスター)	—	(製) 23.1	11.7		
	サ イ ダ ー	9.6	31.9	9.3		
	テ レ ビ (T社12インチ卓上型)	—	—	7.3		
	マ ッ チ	—	9.0	3.2		

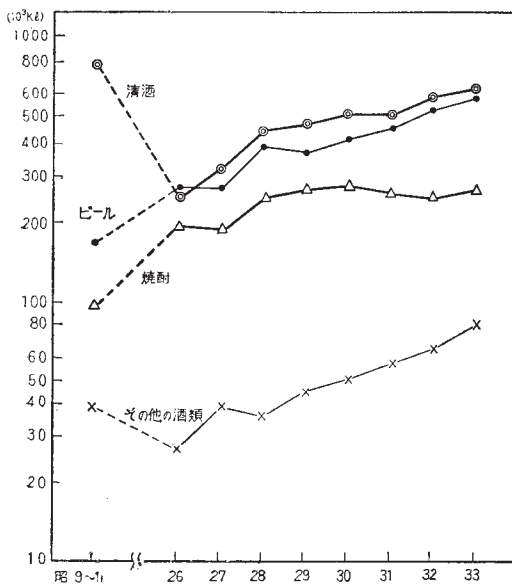
- 注) 1. 資料は臨時税制調査会編『臨時税制調査会資料集—間接税関係資料—』, 主税局『税制主要参考資料集』(昭30年8月), 『財政経済統計月報』第14号。  
 2. 基準年度のたばこは昭5~9平均である。  
 3. 小売価格(または製造移出価格)中に占める税部分の割合を求めたものである。

主要税収入の推移

	租 税 総 額		所 得 税		酒 税		専 売 益 金		法 人 税	
	金額(千円)	指 数	金額(千円)	指 数	金額(千円)	指 数	金額(千円)	指 数	金額(千円)	指 数
昭26	723,144	100.0	225,671	100.0	122,830	100.0	118,838	100.0	183,881	100.0
27	843,030	116.6	269,918	119.6	139,290	113.4	133,719	112.5	186,008	101.1
28	942,520	130.3	292,294	129.5	140,251	114.2	159,223	134.0	198,881	108.1
29	934,083	129.2	285,632	126.6	151,213	123.1	152,088	128.0	200,251	108.9
30	910,233	125.9	278,675	123.5	160,508	130.7	147,000	123.7	192,121	104.4
31	939,430	129.9	262,331	116.2	164,950	134.3	154,493	130.0	219,084	119.1
32	1,065,181	147.3	230,061	101.9	181,047	147.4	164,617	138.5	309,579	168.3

て比較したのが68ページ下表である。租税収入総額は基準年次より47%（昭32年度）増大した。この増加を主として支えたのは、税金全体における比重の大きさからみても法人税、所得税などの取得税であるが、とくに租税総額の増加テンポをわずかに上回りながらたえず安定的な成長をつづけている酒税に注目しなければならないであろう。

上記のごとく、酒類が専売制の助けをかりずに財政収入として安定した支柱の役割を果たした背景には、すでに述べたごとく安定した需要増加が介在している。



戦前と比較しつつ戦後の各種酒類の需要の伸びを供給量の面から図示したものをみれば明らかのごとく、清酒が戦前水準におよばないことをひとつの特徴とする。とはいえ、戦後に関するかぎり、あらゆる酒類が大きな成長をとげていることが明らかである。ちなみに、グラフ上から年平均成長率を大ざっぱに推計すれば、ウィスキーを含むその他の酒類が16%でもっとも高く、ついで清酒、ビールのそれぞれ14%、焼酎がもっとも低く5%となっている。他商品の成長率と比べ焼酎をのぞききわめて高い成長率といわねばならない。

いま簡単に昭和27年以後のビール需要の伸びを他の経済的要因と相関させてみれば次式のごとくなる。

$$\log D = 1.900 \log Y + 0.133 \log \left( \frac{D}{n} \right)_{-1} + 2.052$$

(0.857)                      (0.475)

$D$ はビール消費量、 $Y$ は人口1人当り実質個人可処分所得、 $\left( \frac{D}{n} \right)_{-1}$ は前年の可働年齢人口当りビール消費量、パラメーター下の括弧内は推計の標準誤差を示す。

これらの結果からみれば、1人当り実質可処分所得1%の伸びは、実にビール消費量を1.9%も増加させることが明らかである。昭和32年の3月、6月、11月の家計調査を用いてクロス・セクションから計測されるかかる所得弾性値も、ほぼこの1.9に近い1.855の値が計測されているところからすれば、じつに今日の段階におけるビール需要の将来はきわめて明るいものであり、したがってその課税率が変化しないかぎり、従量税であるところから、かなり財政収入の発展テンポも高く安定したものを約束することは明らかである。

## 2 ビール麦の契約栽培

わが国におけるビール用大麦（以下たんにビール麦と呼ぶ）栽培の起源は、明治初年北海道開拓使庁が外国から各種の優良農産物の種子を輸入したことを契機として同地方の産業振興の一環として明治9年札幌に開拓使ビール醸造場（現在の日本麦酒札幌工場）が設立されたときに始まる。

その後内地においてもビール産業が漸次確立したのに対応して、それまで輸入麦芽に依存していた原料を内地産の原料に切り換えるために、表にも示されたごとく内地の大麦生産地帯にビール麦の契約栽培が順次浸透していった。

都道府県別契約栽培の開始年度

契約栽培開始の年	契約栽培を開始した地区	契約栽培開始の年	契約栽培を開始した地区
明治9年	北海道	大正7年	愛知、広島、福岡
35	京都	8	東京
39	千葉	9	熊本
40	大阪	10	滋賀
41	栃木、埼玉、神奈川	11	岡山、大分、佐賀
42	茨城	12	新潟、愛知、長崎
45	長野	13	宮城、群馬、山梨
大正3年	山口	14	{ 岐阜、静岡、三重、奈良

しかし、日華事変の突発とともに情勢は刻々と変化し、昭和15年ビール麦も物価統制令により最





高販売価格が指定され、ここに契約栽培は中断された。そして、戦時中は必要最小限の売却を実施し、終戦とともに諸産業に復興施策を実施するにあたりビール麦栽培も逐次これに準じ奨励し、昭和27年麦類統制解除とともに再び契約栽培開始の運びとなり、今日にいたっている。

ビール麦の作付は、昭和32年度実績で約28万の作付農家に対し、作付面積は約47,000町歩であり、1戸当り平均1.66反とほぼたばこの平均作付面積の水準に近い。その地理的配分は、図に示すごとく、北は北海道から南は鹿児島におよんでいるが、かなり工場立地と作付の対応が強い。とくに6工場が集中している関東地方は、全作付面積の54%を占め、ビール麦主要生産地帯となっている。

ビール麦は、葉たばこと同様、嗜好品用原料の

特色として生産にあたって注文生産的色彩が強い。

農家はその作付に先立って特定のビール会社との間に供給予定数量、価格決定方法、受渡ならびに代金決済方法などの諸条件を考慮して契約を結び、両者が一定数量のビール麦の供給ならびに買受を協定する。これがいわゆるビール麦の「契約栽培」である。ビール麦はビール醸造に適する性格を具備するために、品種の選択、栽培方法、収穫、調製など一連の配慮が要請され、これによってビール麦品質の維持向上をはかりつつ、数量の確保と販売の予定を期することが可能となる。

現在、ビール麦の契約栽培は、当事者間に「契約書」が取り交されて行なわれている。契約の当事者は、繁雑を防ぐ意味で、需要者側は日本、朝日、キリン、宝のビール4社であり、供給者側は

ビール麦の契約栽培戦前戦後の比較

項目	戦前	戦後(現行)
契約当事者	耕作者側 郡、町村、農会長、麦酒麦耕作組合長、個人(世話人として) 会社側 社長、支店長、工場長	耕作者側 農協組合長(耕作者代表として) 会社側 社長
斡旋指導等	おもに府県、郡、農会	都道府県麦耕連を中心として
栽培品種等	品種名を明記	品種名明記せず
契約数量単位	石	俵
受渡場所等	駅渡、同所までの運賃諸掛は耕作者負担	駅最寄農協倉庫渡
価格	契約当事者で定めた普通大麦相場の所定期間の平均価格を標準として、これに割増金を付した。だいたい石建。 昭和13、14年は小麦価格を基準として算出せる標準価格に割増金を付した。 昭和15年は指定価格	政府買上普通小粒大麦価格を基準として算定した価格に協議決定せる加算金を付す。
検査ならびに規格	一部の県を除き県・郡農会にて査定会を開催し査定標準を定め、これにより会社にて県農会立会のうえ検査実施	農産物検査法規格規程による。
包装	2重俵(縄掛方法も詳細に記載)	複式新俵または新俵(縄掛は農産物検査規程による)
量目	正味15貫、14貫、12貫と地方により異なる。	正味52.5kg
代金支払方法	契約斡旋者を通じ現金払	都道府県信連を通じ支払う。
保管料 集荷手数料	なし	受渡前協議決定して会社にて支払
下見会 (査定会)	実施	実施

生産者団体である農業協同組合があたっている。

契約の当事者は単位農協であるが、ビール麦生産県では各町村ビール麦耕作組合（任意団体で組合長はほとんど農協組合長が兼任し、事務所は農協内にあり、実務は農協指導部、販売主任が兼務している）の組合員となってビール麦を耕作している。

ビール麦生産33都道府県のうち21都道府県にビール耕作組合連合会（以下、麦耕連）の組織があり、4道県では麦耕連が独立、また14都府県では県農協中央会が、3県では県経済連が各麦耕連の2枚看板を掲げている。また、麦耕連組織のない9県でも県農協中央会が県経済連と同様に扱っている。

契約の時期は毎年9月末から10月にかけて各地区協議会ごとに契約数量や買上げ条件を麦耕連と取決めを行なう。各県麦耕連は各市町村の割当量を単位農協を通じて農家におろし、10月下旬から11月にかけて播種が始まる。これが終わるのを待って12月上旬までに「契約書」に調印されるという手順をふんでいる。

契約内容は前ページ表にも明らかなごとく、戦前戦後で数々の変遷がみられるが、今日行なわれている状態で主要項目について多少解説しておく。

### (1) 数 量

数量はビール会社と単協との間で1俵52.5kgを単位として「俵数契約」される。各農家は割り当てられた契約数量にもとづき逆算して作付するが、契約数量確保には必然豊凶の差がともなうので、上下それぞれ10%の増減がいわゆる許容量として認められている（契約書第2条）。

契約数量と買入数量との関係は表にも明らかなごとく、ビール需要の急速な伸びを示しだして以後は、一般に買入数量が契約数量をこえている。

しかもビール麦の場合は、規格にはずれたものは大麦としての利用用途が残されている。とくに

	契約数量(石)	買入数量(石)
昭25年度	240,000	193,189
26	355,305	373,171
27	420,000	467,536
28	500,000	508,683
29	600,000	632,745
30	570,000	581,774

注目される動向は、昭和29年のビール消費量の一時的減退に対応して、契約数量の減退が確保されたことであり、きわめてフレキシブルな契約が可能な事実である。

### (2) 規 格

規格は、農林省農産物検査規定による検査合格品（調製用のフルイの目が今年度産より2.2ミリから2.5ミリに引き上げられた）で3等以上のものでなければならない。もちろん、等外は買上げの対象から除外される（契約書第1条）。ここで特徴的なことは、農林省という第三者の介入によって、売買に関する客観性の付与がはかられていることである。

### (3) 価 格

	石 当 り 生 産 費	
	ビ ー ル 麦	普 通 大 麦(畑)
昭28年産	3,904円	3,434円
29 "	3,581	3,567

### 昭和34年度ビール麦価格表

(俵当り) (正味25kg入)

産 地	適 用	1 等	2 等	3 等	
北海道	基準価	—	—	1,739	円 3,4,5 類3等 平均複式新俵 入価格
	ビール 俵入価	2,179	2,149	2,109	
	正味価	2,074	2,044	2,044	
東 北 関 東 海	基準価	—	—	1,804	1,2 類3等 平均複式新俵 入価格
	ビール 俵入価	2,244	2,214	2,174	
	正味価	2,139	2,109	2,069	
関 中 西 国	基準価	—	—	1,804	"
	ビール 俵入価	2,262	2,232	2,192	
	正味価	2,157	2,127	2,087	
九 州	基準価	—	—	1,793	1,2,3 類3等 平均複式新俵 入価格
	ビール 俵入価	2,251	2,221	2,181	
	正味価	2,146	2,116	2,076	
	俵入価	2,236	2,206	2,166	
政府買 入価格	1 等	2 等	3 等	4 等	備 考
1 類	1,876	1,851	1,821	1,721	昭34年産麦 複式新俵(105 円) 検査手数料 (10円)とみの 価格である。
2 類	1,861	1,836	1,806	1,706	

価格は表のごとく、政府買入普通小粒大麦1俵(52.5kg)の各地域別に指定された3等の平均価格を基準にほぼ2～3割の加算金加わっている。この決定は県麦耕連の合議体である地区協議会と、ビール各社およびビール酒造組合の合議による。

これらの価格決定原理と、資料は古いが昭和28～29年ごろの生産費の普通大麦との比較をすれば、価格のかなりの部分が注文生産なるが故の加算金として付加されていることが類推される。

(4) 受渡の方法

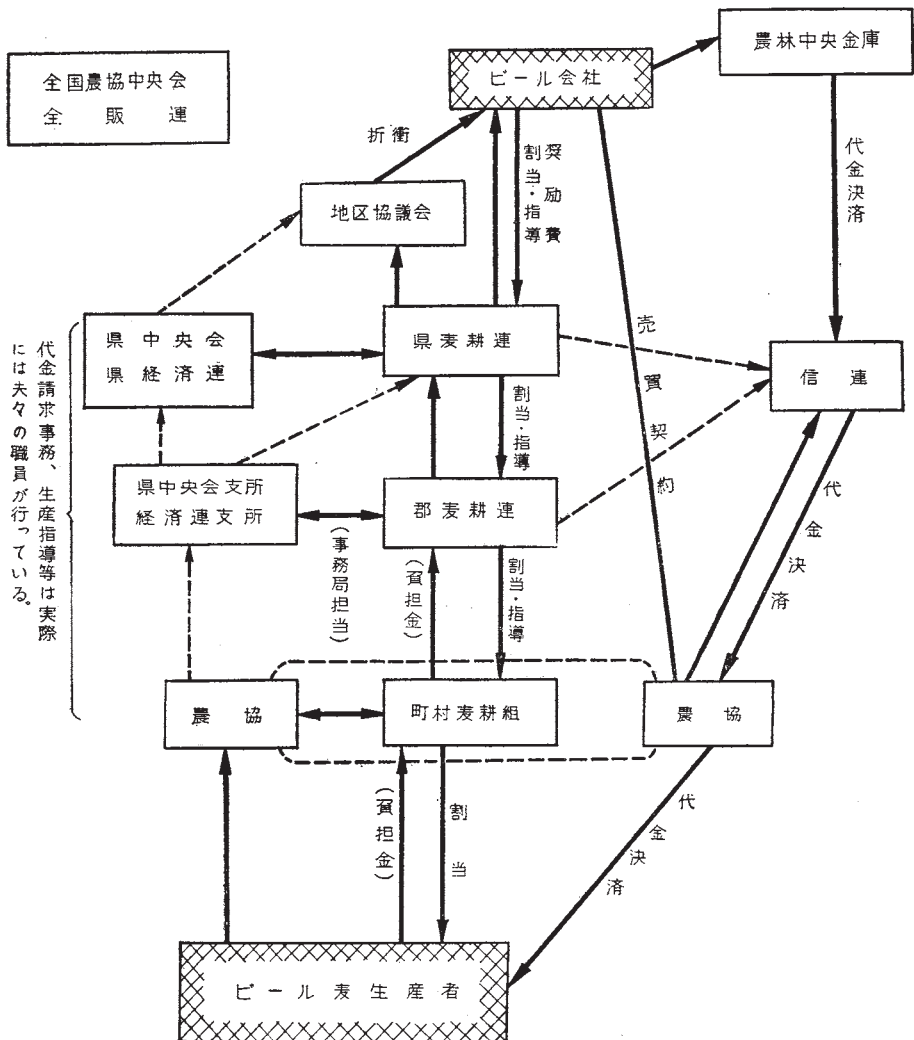
受渡は産地の最寄駅の倉庫において受け渡すことを原則としている。これは産地の倉庫で荷の引渡し完了することを意味し、したがって供給者

たる農民は売買上の責任はここで解除される。また受渡の時期は相互協議のうえ決定される(契約書第3条)。

(5) 代金決済の方法

契約の当事者が単協であるだけにその集荷も農協を経由しているの、その代金決済は農協系統金融機関が行なっている。現在のルートは農林中央金庫經由で県信連振込の方法により単協においてくる。

最後に、これら契約栽培にまつわる一連の取引実態を流通上から図示すればつぎのようになる。





# Recommendationの反響

—勧告発表前と発表後—

## 勧告発表前

専売制度と公社経営のあり方は、この勧告発表の以前から、公社と葉たばこ耕作者との歪められた関係やたばこの品不足や塩専売の赤字等の問題をとらえて、世論のきびしい批判を浴びていた。

昭和33年10月4日の『朝日新聞』は、「専売公社の支配に悩む葉たばこ耕作者」と題してつぎのように報道している。

### 「無理難題をも忍ぶ、生活を握られた弱味」

三重県鈴鹿市におきたような葉タバコ耕作者に対する専売公社職員の不明朗な事件や不当干渉の事例が、いま行われているタバコ耕作組合の編成替えを契機として表面化してきた。だが、これらの問題は、既に9月、衆議院農林水産委員会で取上げられ、この臨時国会でも追及されようとしているが、以下いくつかの具体例とその背景となっているものを探ってみた。

### どこも職員を接待

公社職員の接待に、組合費を臨時徴収したり（福島県）、耕作者の知らないうちに公社職員の接待費を収納代金から差引かれているといった例（栃木県芳賀郡地方）も多いが、耕作組合側も観念したものか、旧町村組合単位のタバコ耕作振興会で接待費を負担しているのがほとんどだという（熊本、宮崎両県）。

このほか耕作技術の指導に公社職員が乗るオートバイやガソリン代まで贈っているところも多い（愛媛県宇和島地区、栃木県芳賀郡地区）。またもっとひどいになると耕作成績の優秀農家に公社から渡される耕作優勝旗のお札として最近、耕作者同士の話し合いで1人300円の現金に変ったが、これまで清酒1本を贈らされて、毎年500本の旗を渡されたうえ、1人3万円の葉タバコ標本採扱費が農家に渡らずに公社職員の忘年会費にあてられていたところもある（熊本県菊池郡の耕作組合）。

### 組合の設立に干渉

第28国会で、タバコ耕作組合法が成立したため、いまままで町村単位の任意組合であった耕作組合を今年一ばいまでに別の法人格の耕作組合に造りかえて、大蔵省の認可をうけることになった。このため単位耕作組合の創立

が全国で急がれているが、地域や役員の選出などに公社側が干渉するので、耕作者側と紛争が各地でおきている。そのうち目立ったものとして次の岩手県東磐井郡千厩地区、栃木県真岡地区の例を見よう。

▷ 千厩地区＝旧町村単位の旧組合が23あったのを、公社側は1つの新組合にまとめようとしたのに対し、組合側は町村合併による9町村組合案、4組合統合案などを出して折衝したが、話し合いがつかずにもめて、組合側は公社の指導で生れた北岩手耕作組合の設立手続に異議を唱えている。

▷ 真岡地区＝紛争の始まりは、前と同じように一般耕作者に通知せず、新組合の設立を8月27日旧町村組合長や実行組合長だけの同意で創立総会を開き、10日前に予告しなければならぬ役員の選出もそのとき強引にやってしまった。しかも当日は、委任状226通を合せて、401人の出席者しかなかったので、山前地区の耕作者20人が途中から出席して「決議は無効だ」と異議を申立てたが、公社宇都宮支局佐瀬耕作課長が「多少無理でも新組合を発足させてほしい」と押し切ってしまった。このため形の上では、一応組合は成立したが、耕作者の多くは手続が違法だと納得していない。

こんな空気から「公社に批判がましい組合だから、今後協力出来ない」と組合総会の席上、理事、監事全員を辞職させたところ（33年5月熊本県菊池地方耕作組合）もある。また組合に断られたので、実現しなかったが、公社退職者を月収3万6千円で引受けるとおしつけられた事実もあった（愛媛県南宇和郡）。

### 高い肥料も押付け

肥料は公社が入札制で決めたものを、公社の選定で各農協に割当てられる建前になっているので、耕作者が断わってよいわけだが、実際は「公社の意に服さないもの……」というあとあとの収納時のたたりをおそれて買っている例が多い。

また津耕作組合と同じように愛媛県宇和島耕組では公社の指定メーカーである高砂商事の尿素化成を買わされているが、8月値段でみると10貫目当り農協の自家配合は912円18銭に対し高砂商事は1千022円56銭で110円38銭高く、9月の農協渡しは896円48銭に下がったので、126円8銭の高値となっている。反当り計算で、2千円

以上の高い肥料を使わせられているわけだ。

強制的な割当てのほか必要量以上に買わされているので、指定肥料の大部分を後作の菜種栽培などに転用しているところもある（神奈川県、福島県）。

#### 恐ろしい等級鑑定

これらの事例からみると、争点は肥料の場合は農協（耕作農家）と耕作組合（公社）の対立にあるが、結局、農家の経済団体である農協がその地区では公社ににぎられた耕作組合に完全に押えられているということである。これはすでに、耕作農家の意志の通わない旧組合のボスや公社側の指導で組合が設立されてきた事実でも明らかだ。こんなことは近代社会では、考えられない農村のたち遅れにもつづくわけだが、三重県農協中央会や全農連では津耕作組合の実態から耕作者たちの卑屈さを次のように説明している。

♪ ひと口に言えば、明治37年来続いた公社の独占的な専売事業が生んだものだ。タバコの耕作は、作付から栽培法、収納まですべて専売公社が握っていて、農家には耕作権さえない。雑穀や野菜と同じように農家の作る畑作でありながら、耕作に対する農民の意志は全然と上げられない。とりわけタバコは等級差による収納価格の差がひどい。黄色種タバコは1キロあたり優等級から8等級まで9等級に分れ、1キロ当り優等550円から最低8等では60円と価格差がひどく、平均して1等級違うごとに60円違っている。200キロの反当収量とすれば、1等級ごとに1万2千円という大きな差となる。

▷ 葉タバコ耕作は2月中旬の苗床から始まって本畑への移植、乾燥収納の終る12月まで、ほとんど1年中休むことがないというひどくきつい労働だ。しかし収納となれば、労苦の結晶は公社の鑑定員の肉眼鑑定一つでアッという間に価格がきめられてしまう。だから公社職員に常識外れなとりいり方をしなければならぬわけで、またそれが、公社側のつけ目になるわけだ。

#### 組合の運営に問題

また磯辺秀俊東大教授は次のようにみている。

▷ タバコ耕作だけで農家が成りたつわけではないから、タバコの前作、後作などを考えて肥料なども選定させるべきだ。つまり組合の設立などは大きな問題でなく、その運営が農民のセンスに合うかどうかということだ。

▷ タバコ耕作が最近、騒がれるようになったのは、農家経営の労働生産性について農村の青年の自覚が高まり、タバコ耕作が肥料、農薬など生産資材のほか、その労働力を賃金に換算した場合、果して有利かどうかとソロバンをはじき出したためだ。結果はともあれ、農村にとっては、前進である。

#### 専売公社側の言分

一方公社の高橋総裁室長は次のようにいっている。

▷ 鈴鹿市での公社職員の不正事件は、いま警察で調べ

ているので、いずれはつきりする。好ましくないことだが、数人の職員のやった不祥事をとらえて、公社全職員があのようなといわれるのは困る。

▷ 肥料の問題は結局、農協がいままで農村の生産必需品を独占的に取扱ってきたのをとられるからと反対したものだ。しかしタバコ耕作に必要な肥料はカリ分が多いから農協では適正に配給出来ないのではないか。新組合は公社の支局、出張所ごとに設けたが、これは耕作者、公社お互に経費を節減して、能率的に運用しようというネライからだ。農協青年部などの反対はよくその実態を知らないのだ。

▷ 耕作組合法の審議経過をみると、もともと自民党の地盤となっていたタバコ耕作者を社会党が抱きこもうとして働きかけたものだが、結局成功せず今日に至ったわけだ。いま地方でもめているのは、社会党がはらいせに農民組合などをあおって騒がせているからだ。

これに関連して、同紙は社説でつぎのように論じた。

#### 「専売公社職員の横暴と不正」

専売公社職員が三重県の葉タバコ農民に対して、接待強要やピンハネを行った事実が明るみに出たが、これは単に偶発的な事件ではない。権力をふりかざした専売公社職員の横暴、不正は、従来からうわさが高く、葉タバコ耕作農家45万は、等しく深刻な不満を抱いているといっただろう。

タバコの製造販売は、徹底した公社の独占事業である。農民はつくった葉タバコを、すべて公社に売るべく義務づけられており、自家の生産物を自分で味わっても罪になるというきびしい法規になっている。ここから公社職員の特権が発生する。

農民にとっての脅威は、公社の鑑定員だ。その目ききで等級がきまるのだから、生殺与奪の権を握られている。米についても国の検査員が等級をきめるわけだが、協同組合というものもあるから、それほどひどいことはできない。タバコ耕作は農林省も全然ふれられぬ特殊地帯で、生産から買入れまで公社が一手に握っている。

鑑定にはもちろん標準規格というのがあるわけだが、実際の収買に当っては鑑定員が寛赦の手心を加える余地が多分にある。鑑定は農民との立会いで行われ、決定に対しては抗弁の道も制度的にはあるけれども、それをやっては、その後の鑑定にひびいてくるし、さらに耕作の取消しを一時的にやられてはたまらないから、泣き寝入りの外はない。結局、贈りものということになり、三重県に類似した事件がいくつも秘められている。不正事件を新聞記者に語った農協総経務主任が、辞職を強要されている事実は、このあたりの消息を実証している。

公社には技術指導員というのがあり、品種、栽培法、

施肥などを指導している。一番の問題は肥料だが、この肥料は値が高い。葉タバコ用だけでなく、裏作の麦の肥料まで押しつけてくるという。全国農民連盟の調査によると、資本金5千万円の一商事会社を、公社の役人上りがつくっており、その肥料を買わせるような仕組みになっているという。技術指導員と鑑定員は別だが、それが同じ公社の職員だから、そこに微妙な強制力が働いているのである。

タバコ耕作者にも組合はあり、全国で850組合が教えられるが、その役員には公社のヒモツキが少なくない。28国会でタバコ耕作組合法が成立し、この5月に公布になった。任意団体であった組合に法人格をもたせるといふのだが、それとともに、政令で組合を公社の支所、出張所単位に統合することにして、190組合くらいに、いま統合をすすめている。役員を選任に公社がくちばしをいれているから、これによって、組合を通じての公社の支配権は一段と強化されると見られている。神奈川県の大田では、天下り組合に反対する農民が、別の自主的組合をつくろうとしたが、公社が反対して、いま公社との間でもめている。

タバコ耕作者には貧農層が多く、それだけに発言力が弱い。そこに権力が働くから、民主社会とは思えぬ事件が起るのである。公社のあり方には徹底的にメスをいれる必要がある。農民は専売局時代よりひどくなったといっている。タバコ専売の独占行過ぎを是正するには、農林省に権限を分散させるのも一方法だろう。

また、同年11月29日の『毎日新聞』は塩専売の赤字についてつぎのように述べている。

#### 「ダブつくお塩、赤字を承知で工業用に」

食糧用の白塩が最近ものすごく生産過剰となり滞貨が激増してきた。このため専売公社では28日、これをソーダ工業用に売却することを決めた。ことしまわす量は10万トンだが、製塩業者から高く買上げた塩を安い値段で工業用に売るための損害は約10億円とみられている。しかも来年も12万トン売る予定で、その赤字が国家財政にはねかえることは明らかのため公社では来年から塩田整理を行う準備をすすめている。

現在、国内産の塩は塩専売法によって業者が生産した量を全部公社が買上げることになっているが、28年ごろから製塩法の改良で生産が伸びたため、いまでは年間約80万トンの国内消費に対し生産は115万トンとなり、30年以来約90万トン（約1年分）のストックができてしまった。その余った塩を買いこんだための赤字は合計51億円に達しタバコ利益で補ってきた。今後も毎年40万トンぐらいの生産過剰が見込まれるため工業用にまわすことにしたものの。

しかし製塩業者からトン当たり1万2千円（7月までは1万2千650円）で買上げた白塩を、食糧用価格（1万3千500円）で売らずに工業用価格（3千476円）で売ることによりこの赤字も10万トンで約10億円にのぼる見込みだ。ソーダ工業界では外国から工業用塩をトン9ドル24セント（3千326円）で輸入している関係で、これより高くは買えないという。

公社はこのような赤字をだすことに対し、来年から塩田を整理して塩の生産を減らすことを考えている。そのため塩業審議会をつくって具体案を練っているが、現在までに年間生産量を80万トン、90万トン、100万トンに押さえる3つの案がでていっている。

塩生産者は全国で塩業経営者3千人、従業員8千人、塩田面積は5千ヘクタールだが、生産を80万トンに押さえる場合には塩業者1千730人、従業員4千200人、塩田1千870ヘクタールを整理、90万トンに押さえる場合は塩業者1千670人、従業員3千800人、塩田1千687ヘクタールを整理、100万トンに押さえる場合は塩業者1千370人、従業員3千300人、塩田1千308ヘクタールを整理しようというのである。補償方法は将来生産者価格をトン当たり1万円以内に下げられる見通しのないような不採算塩田を対象とし、これまでの投下資本の未回収分、転業資金、転業までの生活資金、労務者手当てなどを含め80万トンの場合は総計130億円、90万トンの場合は100億円、100万トンの場合は70億円かかるとみている。また機械製塩工場も整理する方針だ。こうした赤字や補償金の支出を公社は来年度予算に計上するか、または専売益金の国庫納入のさい、その分だけ減額してもらいたいと考えているが、いずれにせよ国家予算にはねかえることになる。

高村専売公社塩業課長の話 全く悩んでいる。公社の倉庫はおろか民間の倉庫を借上げて塩を保管しているが、その倉敷料も大変な金額だ。塩田整理以外に解決方法はない。

平野塩業組合中央会長の話 戦後の塩キキンの解消に増産を奨励しておきながら、いまになって整理するのはひどい。多額の補償をしてほしい。

『読売新聞』は昭和34年2月27日の社説で塩の赤字問題をとりあげている。

#### 「塩専売の赤字と今後の方策」

政府は今国会に塩業整備臨時措置法案を提出、30万トンの国内製塩設備を今後2年間に切捨てるため、87億円を支出する方針を決めた。これは国内塩の設備過剰問題と、塩専売の赤字解消策としては、やむを得ない措置であろう。しかしつい2、3年前まで国内塩の不足を唱え、製塩事業の奨励に全面的な保護政策をとってきた政府の方針からみると、180度の政策転換であり、そのひょう



変ぶりに驚かされる。

現在日本の塩の需要は年間約300万トンである。そのうち200万トンは工業用、100万トンは食用である。日本の製塩設備は33年度で130万トンなので、需要に対しては絶対量としては不足している。だが、工業用は全部輸入でまかなわれ、その価格もトンCIF10ドルぐらいで、国内塩の販売価格1万3千500円の3分の1の低廉さである。このため国内塩は工業用には使用されず、もっぱら食用に供されるため、130万トンでも過剰となったわけである。

このような事態を引起したのは、すべて政府および専売公社幹部の見通しの悪さにある。25年に政府が国内塩増産対策要綱を作ったころは、年産約40万トンで当時としては妥当な方策であった。その後古い入浜式から流下式の新製法が採用され、ヘクタール当りの製塩量が、在来方式の2、3倍に上ったときにすでに今日の事態は予見されていたのである。にもかかわらず、政府は老廃塩田の整理も、完成面積の制限も行わなかった。それどころか、30年には広島県の錦海湾塩田の開発を決め、10余億円を援助し10万トンの塩田工事を始めている。31年には三井、三菱、住友などの財閥系企業に対しても、20万トンの機械製塩を許可した。

流下式に改造するため農林漁業公庫、農林中金、市中銀行などから支出された金額は約300億円に上る。そのうち230億円は借金のままだ。財閥系への認可も政治的な圧力がかかったといわれる。その結果約80万トンのデッド・ストックをかかえ、1万2千円のトン当り買上げ価格で公社の赤字は増え、31年度は10億円、32年度11億円、33年度26億円の赤字の見込みである。

今度の整備計画では34年度は14億円の赤字に減り、35年度は収支均衡にし、一方コスト引下げで37年には買入れ価格を1万円に引下げると政府はいっている。その通りに行けば結構だが、最近イオン交換樹脂膜による海水の濃縮法が完成し、すでに徳山曹達、旭化成、旭電化などで工業化されている。この方法によればコストもトン5千円まで引下げが可能である。これが普及すれば輸入塩に十分対抗できる。当然近い将来に再び現在の製造設備の整備が日程に上ってくるであろう。

政府は塩の専売は公益専売であるといい、一方専売をはずせば安い外国塩に圧倒されて国内製塩は壊滅、大きな社会問題になるとして、局部療法で問題の解決を先へのぼしている。しかし、一般国民は公益専売の名の下に工業用より高い食用塩を買わされている。不合理な話ではないか。また失業問題にしても、流下式に切替えのさい、1万人以上が整理された。今回の整備案では3千人の整理が予定されている。残る塩業従事者は全国で5千人に過ぎない。イオン交換方式になれば、さらに大幅な従業員と塩田の整理は必至である。とすれば再び多額の国費による整備が繰り返されよう。専売を続けるにして

も、塩田従業者の安定は期せられないわけである。

塩の専売が公益に反しているとすれば、これを継続する意味は失われる。逆にたばこ専売益金を使って直接国庫に損害を与えている。新製塩方式を積極的に採用し、輸入塩に対抗できる素地をつくるのが、当面の急務であろう。これとともに専売制度も含めて塩行政を再検討することが必要な時期になってきている。

その後、われわれの記憶にも新しい「たばこ品不足問題」が起こった。

『朝日新聞』は昭和34年5月5日につきのように報道している。

### 「タバコ、来月は行列買いか」

専売公社の製造タバコの在庫が先月末で16日分という公社はじまって以来の最少の手持になったうえに、全専売労組が去る2日の組合幹部の処分を硬化して、5月の超勤は拒否する態度を固めたので、来月中旬からは品切れタバコも出るため、タバコの行列買いという終戦直後の二の舞になりそうだという。

原料の葉タバコは、ここ数年豊作続きのせいで、超過合計6千808万キロ、210億円というストックを背負いこんでいる。ところが製造タバコの方は、去年の8月までは標準手持量の1ヵ月を越える在庫（100億本以上）があったのが、同9月以後、数回にわたる全専売の超勤拒否で、ことし3月末の在庫は20日分（59億本）に激減、さらに4月末は16日分（49億本）に減ってしまった。在庫の平均は16日分だが、公社側の話によると、一番売れている銘柄の「いこい」はわずか11日分、「新生」は15日分、「ピース」14日分、その他、パール11日分、不評の「光」の20日と「みどり」の22日分が少しましなだけという有様だ。

公社では全専売との間の超勤契約が5月に入って無契約状態になったため、5月分の超勤について交渉を進めていた。ところが去る2日、昨秋以来の勤務時間内集会の責任者として佐藤委員長以下14中央執行委員に対し免職1人を含む強い処分を行った。これに対し全専売では16、17の両日、臨時中央委員会を開いて対策を決めるが、5月の超勤拒否を決議するといっている。5月の超勤が行われないと、今月末のタバコの在庫は連休続きで売れ行きがよいため、11、12日分くらいになろうという。

公社では、売れ行の悪い「光」などの製造は一時ストップ、好評銘柄を増産して危機を切り抜けようとしているが、6月に入ると「いこい」「新生」など好評品の品切れは避けられないとみられ、原料はダブっているのに、タバコの行列買いや品切れをひき起しては、と深刻な表情である。

石田専売公社副総裁の話　このままでは6月中旬から



全般的に足らなくなるので、数種類のタバコを造っている工場は1種類にするなど、重点製造の計画をたてている。業務命令を出して超勤をさせることは、組合がこの命令に反対して製造をやめた場合、かえって足らなくなるから、もっと組合と話し合おうと思っている。

**佐藤委員長の話** 高松、金沢、岡山地方局と橋本（和歌山県）、米子、高梁（岡山県）3工場などの人権闘争やノルマ制度問題などの紛争が円満に解決するなら、5月中旬から超勤をするつもりだったが、問題の解決をつけないままに処分してきた。やむをえず今月は超勤は拒否することになろう。全面的品切れとなると、民営問題が表面化するだろうから、その点は慎重にやる。

このような批判の声を背景に「専売制の廃止」を要望する声もようやく起こってきた。

### 「タバコ専売廃止を」

——役人の不能率と大衆のギセイ——

阿部真之助

『毎日新聞』「土曜評論」

昭和34年4月18日朝刊

タバコの専売を廃し、民営に移すべしという論が、一部で有力に唱えられているので、政府も調査委員を任命し、その答申を求めることになったと「毎日」の紙上で報じていた。私などはついぞそんなことを考えたこともなかった。自信のある意見をもち合わせているのではないが、それでも月々何千円という、私の生活費では最大の分け前を、専売公社に献上してきているので、何か一言いわずにいられないような欲望を押さえることができない。話がだいぶ古くなるが、明治の末年、関東州（満州）に住んでいたことがある。ここは自由貿易で、関税を取らない建前だったので、各国のタバコが輸入されてきた。日本の専売局製のものに比べると、品質が格段に優良で、値段が格段に安かった。私のような安月給取りでも、外国タバコを惜し気もなくプカプカ吹かしたものである。いまから思うとモッタイないような話だった。これは同じ条件の下では、日本タバコが外国品に対し、競争に勝てないことを、物語るものである。

どうしてそうなるか、私にはよくわからないが、専売制度そのものの中に、理由があると想像される。理屈をいえば専売制度の下では、国内に競争がなく、したがって広告宣伝の必要がなく、現金取引だから掛け倒れの心配もないのだから、製品がグッと安くならなければならないわけだ。それがそうならないのは、役人商売の不能率によることであろう。役人でなくとも商売が独占で、損をする恐れがなければ、気持がだらけてきて、ムダな費用がかさむようになるのは自然の勢いというべきであ

ろう。そのころの日本の産業は、はなはだ幼稚で、正面きって欧米の産業と競争する力をもっていなかった。それでもシナや南洋あたりでは「安かろう、悪かろう」が売り物で、ある程度外国産業と張り合うことができた。だが、日本タバコの「高かろう、悪かろう」では、土台問題にならない。当時シナ、南洋のタバコ市場が、外国会社によって支配されていたことは、いうまでもなかった。専売制度がつづく限り、日本製タバコは永久に国内に委縮していて、外国の市場は対象にならないだろう。こんなわけで、そのころから、私は専売制度に疑いをもっていた。

もしタバコ製造の自由が解放されると、目立った変革は、工場の能率化であろう。私はいつやらある官庁の、計算係の現場を見たことがある。そこには数百人の女従業員が、忙しそうにソロバンをパチパチはじいていた。電気計算機を使用したら、もっと仕事が能率化するのはないかと質問したら、係りの長の答には、そんなことをしたら、10人のうち9人まで整理をしなければならない。各方面から抵抗があって、実行できることではない。旧式ながら人海戦術で、ソロバンをはじくのが、もっとも安全だといっていた。私には専売局工場の、組織の新旧を弁別する能力がないが、他の役所仕事のやり口から推論すれば、おおよそ想像がつくというものである。たとえ民営に移しても、旧式の工場組織を、旧式のままだに受けついただけでは、利益があがるはずがないから、民営となった第一着手は、当然的に工場の近代化、経営の合理化ということになるだろう。

専売を廃するに当たり、最大の障害となりそうなのは、タバコ栽培農家の不安によって生ずる反対である。現在原料葉の生産は、需要をはるかに上回り、ストックが数億円に達しているそうだ。専売制度の有難さには、いくら生産が過剰になっても、相場が激落する心配なく、規定の価格で、生産量の全部を専売公社が引きとってくれる。栽培農家は安定して業務をやっていくことができるわけだ。しかし公社が不要原料を買入れることによって、生ずる損害は、回り回って私たち一般大衆の肩の上にかけるのであるから、大衆のギセイで、栽培農家を保護する仕組みが、果たして適当であるかは、考えてみる必要があるだろう。それはそれとして専売が廃止になれば、公社に代る業者から買ったたかれて、農家が窮地に陥ることは免れない。だがこれとても現在のように需要を国内に限っていけばそうなるというのであって、他の商品同様、顧客を広め国外に求めるようになれば、原料の需要が起り、いまある以上に農家の収入がよくなるだろうとも思われる。以上の理由で私は、国民からしほり取ることをのみを目的としているような、不能率、不経済の専売制度の廃止を望んでいるのである。

## 勸告発表後

昭和35年2月25日に公表された産業計画会議の勸告は、このような専売公社の非能率経営に対する鬱積した不満に火をつけ、俄然大きな反響を呼び起こした。

当時の週刊誌、新聞、ラジオ、テレビは、競ってこの勸告の内容を報道した。それをみると、公社、大蔵省の関係者の反論以外は、ほとんど民営分割に賛成する意見の多かったことがとくに注目される。

以下、主要なものを収録しよう。

### 「タバコ民営に踏み切れ」

（『毎日新聞』「社説」

昭和35年2月26日）

産業計画会議という民間の研究機関が現在の専売制度を廃止して、タバコを民営にすべしとの意見を発表しているが、我々は全面的にこれに賛成である。

タバコ民営論は、すでに昭和24年ごろから出ているが、いつも、民営の方がいいだろうがすぐ実行するには摩擦が多すぎるといって、延び延びになっていた。しかもこの問題を検討すべく設けられた専売制度調査会はこの3月末に結論を出すことになっているが、今回もまた同じように時期尚早ということに落ちつきそうだと伝えられる。

我々にいわせれば、そんなにいいことだとわかっていることがなぜ実行できないのか不思議でならない。50円のタバコ1箱の中には22円66銭の益金と9円50銭のタバコ消費税が含まれ、定価の64パーセントが国および地方公共団体の重要な収入になっている。35年度においても約1392億円、歳入全体の8.5パーセントほどを占めている。先進国でタバコ専売をやっているフランス、イタリアの例を見ても、それぞれ歳入の約6パーセント、13～4パーセントと大きな収入源となっている。

たしかにこの制度は国の収入を確保するために便利なものだろうが、そのために一般国民の嗜好とか楽しみが犠牲にされてはたまらない。日本のタバコが米英など専売をやっていない国のタバコに比べてまずくて、しかも、とかく欲しいタバコが不足がちになることは定評がある。日本だけでなくフランスやイタリアのもまずい。大体、デリケートなし好品であるタバコは、税収確保という以外には専売制度にはきわめて不適当なものである。しかも民営に移しても、酒とかビールなどのような方法で税

収を十分確保することは不可能ではない。いや、そうした方がかえって税収を増すことができるかもしれないのだ。

福田農相は国会で、いまの公社制度は中途半端だから、むしろ昔のように官営にした方がよいという答弁をしているようだが、これはとんでもない話だ。お役人仕事で、タバコのようなむずかしい商品が、大衆の満足するようなものになるはずはない。制度の切りかえにはどんな場合でも、多少のごたごたは避けられない。お役人にすれば、このままの状態でも、何とかごまかしてゆくことが最も安易なやり方だろうが、ここでは、一般国民の立場を第一に考えて、思い切って民営に移すことに踏み切るべきだ。それには大いに世論を盛り上げる以外に方法はあるまい。

### 「ひとつの折衷案」

（『朝日新聞』「天声人語」

昭和35年2月26日朝刊）

“電力の鬼”といわれた松永安左衛門翁はこんどはタバコ専売廃止の鬼になろうとしている。松永翁がスポンサーと議長役をしている産業計画会議は、専売公社を廃してタバコは民営にせよと政府や関係機関に勧告した▶日本のタバコは値段のわりにまずいとこぼしながら、国民は仕方なしにまずいタバコをすっている。盆暮れには大衆タバコは品切れになる。パットも時おり品不足で、ほしくもない他のタバコを買われる。フィルター付きのホープは大都市だけで、他府県では手に入らない。それもしょっちゅう品切れになる▶いまどきこんな“売り手市場”はない。消費者の好みにもおかないしに、タバコがまずいのは、専売公社の独占事業で、“お役所”式に製造販売されるからだ。どうしたらこれを改善できるかはいろいろ議論のあるところだ▶専売制度は国の財政収入を確保するため、タバコの煙から年間ざっと1千300億円が専売益金として国庫に入っている。ところがちかごろは酒税の方がタバコの専売納付金をはるかに追い越している。だからタバコも酒のように民営にしたら、国庫の収入もぐんと上がるだろうともいわれる▶今の専売公社では、政府の干渉などで職員の創意、意欲もおしつぶされ、お役所仕事で能率も悪く、事業経営に経済性と弾力性がないと評される。またタバコの売り上げがあまりふえないのに、葉タバコは毎年100億円分もストックが増加する。公社員と葉タバコ耕作者との関係にも弊害が多いとの声もある▶それで産業計画会議の勧告は、専売公社の施設を払い下げて民営に移し、製造会社は3、

4社にして自由競争させ、製造販売は許可制度、小売人は免許制にしたらよからうという▶米英その他は民営でうまくやっている。が、日本でいきなり民営に移した場合、税金確保がうまくいくか、広告宣伝などでコスト高にならぬか、葉タバコの栽培収納が円滑にいくか、2千億円もの公社資産の評価払い下げがどうなるかなど、いろいろ問題は多い▶一つの折衷案がある。今の専売公社を3つ4つに分割して、それぞれ独立経営で自由競争させたらどんなものか。一服すって利害得失をよく考えてもらいたい。

### 「たばこは民営がよい」

#### 生かしたい産業計画会議の勧告

『産経新聞』「社説」

昭和35年2月27日

たばこの事業形態をめぐる議論はかなり久しく、大蔵省も専売制度調査会を設けて検討しているが、民間の産業計画会議（委員長松永安左衛門氏）はこのほど、「専売制度をやめ、専売公社は民間に払い下げるべきだ」という考えをまとめ、政府関係方面をはじめ広く一般に訴えた。昭和24年に政府にできた臨時専売制度協議会は、当時すでにたばこ事業はその性質からみて民営とすることが望ましいが、時期としては早いという結論を出していた。それから10年たった現在ではもう実行の段階といえる。専売制度調査会は委員の顔ぶれなどから、今度もまた現状維持の答申を出すものとみられているが、たばこ事業はこの際、思い切って民営に切り替えたがよいと思う。

わが国のたばこはまずくて高い。そのうえホープなどは品切れで買えないことが多い。専売公社には葉たばこの在庫が1千億円にも達しているのに欲しいたばこは手に入らないのである。物の乏しいころならとにかく、最近の経済では考えられないことだろう。これだけでも、いまの専売制度は限界に来ているといわなければならない。

専売制度はいまでは、財政専売とか公益専売といったももとの目的から離れて、ただ単に生産者を保護するだけの制度に転化しつつある。葉たばこ耕作者や製塩業者などを保護するだけなら、おのずから別途の方法があるわけで、いつまでも専売制度にたよる必要はないのである。



たばこ民営に対する反対論拠は、ほぼ3つにしばられる。第1は民営にすると、やみたばこがふえ、財政収入が確保されないということにある。しかしイギリスにおけるたばこ課税やわが国の酒税の実例などからみても、専売だから収入が確保され、間接税方式では確保されないと、即断することはできない。

第2の反対論拠の「民営にしても、品質の改善、生産

費の低下、価格の引下げ、供給の確保はできない」ということにも関連するが、財政収入が確保できるかどうかの1つのヤマは、たばこが消費者の好みに合って、消費をのびし得るか否かにかかるといえる。アメリカでは肺がん論争もあって、たばこ会社はフィルターたばこに大変な努力をした。その結果、たばこの売れ行きは倍増し、いまでは消費者の好みに合ったフィルターたばこが、市場の5割も占めている。専売制度のわが国では、買いたいホープも手に入らないのと非常な違いである。

専売制度の能率の悪さはたばこの専売納付金と酒税を比べてもわかる。この2つの税金は昭和29年度には、ほぼ同じ金額でそれぞれ歳入の12.8%を占めていた。ところが、その後は酒税ののびが高く、歳入に占める割合では2~3%も多くなっているのである。税率が動かないのに税金がふえるのは、酒、ビール製造業者が売れ行きをふやすために懸命になっているからで、民営になればたばこも品質がよくなって収入もふえるであろう。

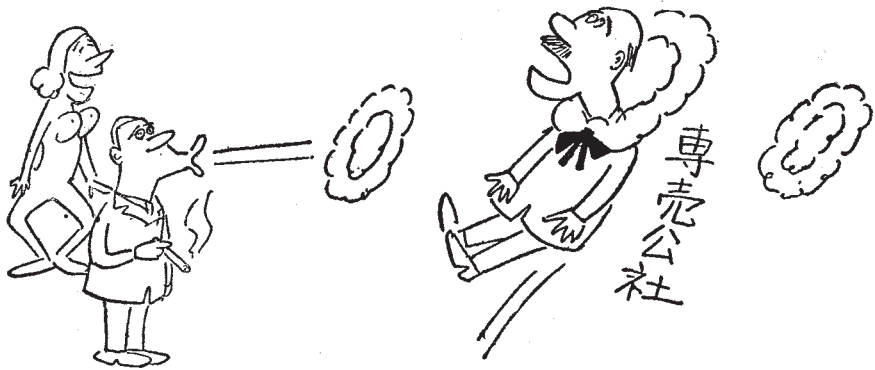


最後の反対論拠は、民営は葉たばこ耕作者に大きな打撃を与えるという点にある。これは表面もっとも聞こえるが、打撃を受けるのは実は葉たばこ耕作者組合の一部の人達で、大部分の耕作者はビール麦耕作者と同じような立場に変わるにすぎない。ビール麦の契約栽培が必ずしも耕作者を苦しめていないところからみれば、これを打撃とはいえないだろう。

それどころか、葉たばこ耕作者はいままで専売官僚による因襲的な支配関係から解放されることになる。収納鑑定でいやな思いをしたり、公社職員慰安旅行費、オートバイ購入費などを分担させられたりする、支配者と被支配者の関係から縁が切れるのである。最近の葉たばこ価格は保護政策のため、国際水準に比べて2割前後の割高となり、輸出も減っているが、葉たばこ耕作者に保護が必要ならば、それは当然農業政策一般の立場から考えられるべきで、専売制度というワクの中で、特殊の政策をとることは農民のためにも望ましいこととはいえない。こうみてくると、たばこ事業は民営に移す条件が熟しているといわねばならない。

民営を正面からとりあげたこのような論評のほか、マンガ、川柳、寸評などの欄にも世論の動向が反映されている。

97、98ページにそのうちのおもなものを拾ってみた。



★タバコ民営論

(横山泰三作, 『週刊新潮』 昭和35年 3月14日号)

産業計画会議, タバコ民営論に火をつける。10年ぶり。

×

松永老の火遊びさ, と途端に冷や水をかける向きもあるが, この煙, 悪いニオイでない。

×

志免炭鉱の例を見よ, と公社側は労使一体, タバコ製造よりは上手な反論の用意。

×

公社は中途半端, 民営より昔の官営がいい, と福田農相。官僚内閣の代表的見解だろう。

×

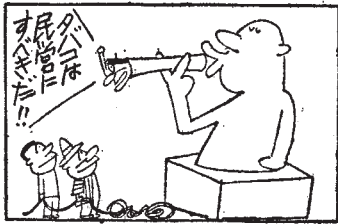
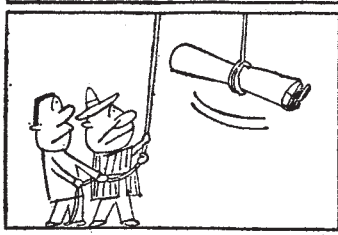
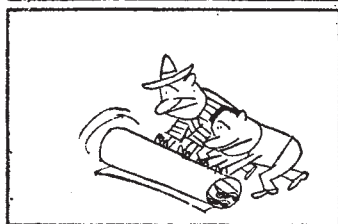
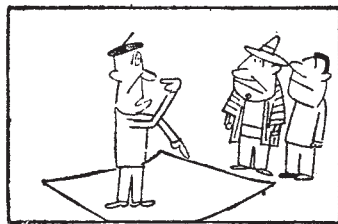
全喫連を結成せよ。全国の喫煙者立って独占タバコ企業阻止統一闘争に当たれ。別名「煙が眼にしみる」春闘。

×

野菜バカ値。  
安いのはネギ類だけ。  
玉ネギ生活。  
これも10年ぶり。

(『朝日新聞』「素粒子」  
昭和35年 2月25日夕刊)

まっぴら君 加藤孝郎 (2185)



タバコ民営論。よかろう, やってみるがいい。競争でうまくもなろうし, パラエティーも出てくる。ホープがない, なんてこともなくなる。

専売施設の巨額な民間譲渡費を, 社会保障費にまわせば, 一举兩得。

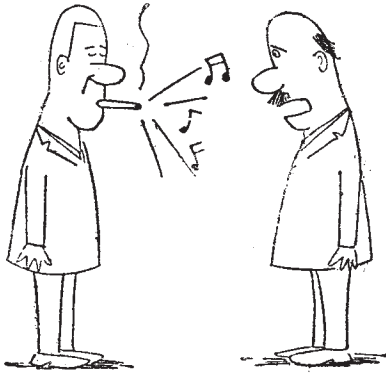
(『毎日新聞』「近事片々」  
昭和35年 2月25日夕刊)

(『毎日新聞』昭和35年 2月27日夕刊)



# 社会戯評

横山藤三



音の出るタバコに成功

民営タバコ

(『朝日新聞』昭和35年3月3日朝刊)

## 民営論に反論

火のついたタバコ会社のみみ込めず

(『日本経済新聞』「九官鳥」  
昭和35年3月2日朝刊)

民営を専売公社煙むたがり

巖市・門脇今日人

(『読売新聞』「よみうり時事川柳」  
昭和35年3月8日朝刊)

## 民営タバコ論

もみ消してしまえっ

——専売公社

(東京・瓶太)

(『産経新聞』「とんちんかん」  
昭和35年2月26日夕刊)

## タバコ民営

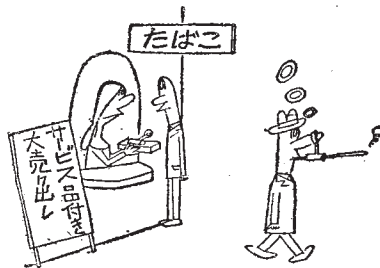
やってるよ……

——景品買い

(長野・バイパス)

(『産経新聞』「とんちんかん」  
昭和35年2月27日夕刊)

民営たばこもなればデラックス・  
キングサイズが出るかも知れない



(『読売新聞』昭和35年2月25日夕刊)

立ち見席 久里洋二

新聞の投書欄にも民営賛否の声が寄せられた。

### 「たばこ専売は非民主的」

▶たばこの民営実現を切望する。その理由は①公営制は明治37年日露戦争の際、国費の財源を補う非常暫定措置として行なわれ、それがそのまま50年も続けられたもので、他国に例のない非民主的な制度である②昔はこの間接税によって国民の直接税軽減に役立ったが、今日では専売公社一家を養うだけの存在となった③民営としてたばこ税を課する方が国の実質的な収入を増す④民営となればたばこの品質がよくなり、しかも比較的安価に供給される⑤民営となると、たばこの宣伝費が多くなるという見方は、近代経営の本質を知らない者の浅薄な理論である⑥公社の資産処理や従業員の問題などは、民営によって簡単に解決するはずであるから、社会党や総評の観念的な反対運動は問題にならない⑦たばこ民営こそ経済自由化の機運に先べんをつける革新施策であって、社会的に明朗な感じを与えるものと確信する。

(東京都調布市・著述業・米野豊実)

### 「塩も民営の方が便利」

▶産業計画会議が、たばこの専売制度を廃して民営にせよと勧告を行なったことに賛成するとともに、このさい塩の専売も廃してほしいと思う。塩が専売であるため特定の小売店でしか扱っていないので、私たち主婦は、ご用聞きにくる酒屋さんに頼むわけにはいかず、またマーケットで買い物のついでに買うというわけにもいかず、いつも不便な思いをさせられている。

▶一体、塩を専売制度にしたのは、日本の入り浜式の製塩法が広い塩田を必要とし、はなはだ能率の悪いものであったため、これを保護する意味からだったと思う。しかし、現在では製塩技術の進歩により広い塩田もいなくなり、生産費も従来半分で済むというのに、昔ながらの専売制度を続けていく必要はないと思う。

(東京都・主婦・赤堀あい子・44)

(『読売新聞』「気流」読者の欄、昭和35年2月28日)

### 「たばこ民営に反対」

◇たばこはし好品というものの酒と違って百害ありて一利なしのことわざのとおり、吸わぬに越したことはない。私も毎日こい1箱を定期的に煙にしているが、喫煙者のすべてはたばこを実は止めたがっているのが現状だ。有害と知りつつ止められぬのがこのたばこの魅力なのだが、さてこのたばこを民営に切り替えたらどうだろう。街には各社競争のたばこがはらんするであろう。そして私達はその宣伝につられてこのたばこを吸い過ぎるであろう。一般大衆は恐らく質はともかく安いたばこに走る。安くてうまいたばこに越したことはないが、果

たして技術的にうまくいくであろうか。

◇今回の専売制廃止の理由の1つに葉たばこが生産過剰で在庫に苦しんでいるということだが、食料のたしにもならぬ葉たばこなどは余計なものは焼却してしまうがいい。たばこは足りないくらいがよい。

◇公営にしてもなるほど短所はあるだろうが、これは当局が研究すれば解決のつく話で、こんなことで専売制を廃止するのは反対だ。口から入れるものはすべて安いことのみでいいものではない。民営になって悪質業者でも現われて不衛生なたばこなど吸わされたら私達はたまったものではない。(江戸川区 工員 菊地治雄 44)

(『東京新聞』「声」投書欄、昭和35年3月4日)

### 「消極的な民営反対論」

◇四日付け本欄で菊地氏はたばこ民営に反対し「技術的に安くてうまいたばこができるか疑わしい」と言っておられるが、少なくとも公社を競争相手のある民営に切り替えれば消費者本位になり、現在より安くて香りがよくなることはまず間違いあるまい。また「余剰葉たばこは焼却してしまえ、不足なくらいがよい」は消極的過ぎる。現在でも品質向上のため一部高級葉たばこは輸入している。何も焼却などと消極的な考えをせずもっと積極的に品質の向上を研究し、余剰葉たばこを利用して北米などのごとく輸出品として東南アジア方面に販路を開拓し貴重な外貨獲得の一役を買わせるくらいな夢は抱けないものか。

◇それには非能率な官営(専売)や公社方式などではだめだ。やはり1本1本が企業の盛衰に直結する民営でなくてはとうてい望み得ない。

(鎌倉市 会社嘱託 松本康雄 51)

(『東京新聞』「声」投書欄、昭和35年3月6日)

こうした世論の動きに対し専売公社は、29日松隈総裁談の形で産業計画会議の民営論を正式に反駁し、さらに3月7日盛岡での記者会見でこれを補足した。

### 「税金下げぬ限り安くない」

#### タバコ民営、専売公社反ばく

専売公社は産業計画会議が出した専売制度全廃、民営移管の勧告書について検討を加えていたが、29日、松隈総裁の記者会見の席上「民営の方がいいという産業計画会議のあけている根拠は全く薄弱である」との反対意見を次の通り発表した。

○タバコの小売り値段は税金を引き下げないかぎり、民営になっても安くない。現在40円のピースの原価は9円90銭で、残りは税金だが、原価の7割は葉タバコの値段であり、その他の経費は2円70銭程

度。2割下げても1箱60銭しか安くならない。60銭では実際上安くなったとはいえない。さらに宣伝広告費は民営化すればピース1箱80銭ぐらいの出費になってかえって原価は上がる。

- 公社経営のため専売納付金が酒税より下回り、いっこうに伸びないというが、一般会計との比率を見ると戦前の酒9.4%、タバコ8.8%に比べ、33年度決算では酒13.5%、タバコ12.1%で、決して少なくなく、また国民1人当たり消費量の増加割合は酒よりもタバコの方がふえている。
- タバコの品薄状態は35年度内に完全に解消、フィルターつきタバコも豊富に出回る。
- 税を入れてもわが国のタバコは平均20本47円で世界各国のタバコより安い(英国の4分の1、米国の2分の1)。
- 味については好みと慣習によるから断定はできないが、今のタバコは値段に比べ決してまずくない。(『日本経済新聞』昭和35年3月1日)

### 「民間人の経営参加も」

#### 松隈総裁語る、専売制の短所は改善

【盛岡】松隈専売公社総裁は7日、専売公社盛岡支店で記者会見を行ない「専売公社としてはいまのところ民営への動きに対してどうこうするという事はできないが、専売制の長所を生かし、短所を改善していきたい」と民営問題などについて次のように語った。

- ▷ 専売制度調査会が、昨年9月から現行の公社制度について検討しており、今月中に答申書を大蔵大臣に提出するが、おそらく公社を存続し改善することになるとされる。
- ▷ 専売公社のトップ・マネージメントについて電電公社の経営委員会のように、民間人を入れた常務理事会を設け、総裁を助けるということが考えられる。
- ▷ 今の制度はどんなに収益を上げてても大部分をタバコ消費税として政府へ納めなければならないので、これを企業にも分配するというふうに改めることが必要だ。
- ▷ 塩の専売について34、35年度に全国で38万トンの塩業整備の仕事を進めているので、その結果を待って専売制の可否が問題になるだろう。

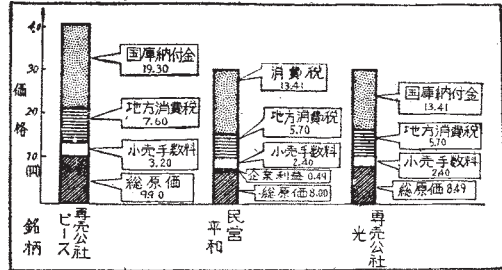
(『朝日新聞』昭和35年3月8日)

その後、たばこ民営の是非をめぐる、専売公社と産業計画会議の間で激しい論争がつけられている。その代表的なものをあげてみよう。

### 「タバコは安くなるか」—民営論争—

このごろ、愛煙家の間では「欲しいたばこが買えない」「品切れのことが多い」といった不満がとみに強い。そし

て「これはたばこが政府の独占企業になっているからだ。民営にすれば、安くてうまいたばこがふんだんにすえる」といった声ともなっている。こうしたたばこ民営論は、民間有識者で組織する産業計画会議が正式に専売制の廃止を政府に勧告してから各方面で議論の対象となっている。だが民営になれば安くてうまい「たばこ」が本当にすえるようになるだろうか。専売公社は「民営にしても安くならない」というし、産業計画会議は「絶対安くなる」という。それぞれいい分はあるわけだが、さていずれに軍配をあげるかとなると、これはなかなかむずかしい。そこでつぎにこの双方の意見を紹介して、その判断は読者にゆだねることとした。



### 「民営にしても安くならない」

日本専売公社 田村毅 陸  
経営調査室長

たばこ民営論者によれば“民営になれば安くてうまい”たばこができるという。もっとももうまいという点については、価格との相関関係で定まることであるから、とにかく“果たして安くなるか”どうかについて検討してみよう。第1に小売定価の67.2%は税金であって、この部分は専売とか民営とかの経営形体とは無関係のことである。ピースを例にとると40円のうち27円が税金、小売人手数料が3円20銭、公社の原価は9円90銭となっている。だから現在のたばこが高いか安いかの質問は、正確にたばこにかけられている税金が多いか少ないかの問題としてまず検討され、しかる後その残りの部分について民営になれば安くなるかどうかの議論が展開されるべきである。そこで第2に例をピースにとって原価構成を分析して見よう。

#### ▷ ピースの原価構成表

製造原価	9円21銭	23.0%
(原料費)	6円59銭	16.5%
(材料費)	1円60銭	4.0%
(労務費)	64銭	1.5%
(経費)	38銭	1.0%
一般管理費及び販売費	69銭	1.8%
総原価	9円90銭	24.8%
小売人手数料	3円20銭	8.0%
たばこ消費税	7円60銭	19.0%
国庫納付金	19円30銭	48.2%
計小売定価	40円	

この表でまずお気づきになることは販売関係の経費が公社の場合極めて低いことであって、販売経費のうちで広告費のごときは原価の0.25%くらいしか占めていない。これに対してビール会社や製菓業を例にとると、3%から5%くらいの宣伝費を使っている。民営の長所は互いに競争をさせて能率をあげ、これによって原価を引き下げて安くさせようということだが、この競争ということが実は激しい販売合戦を起こさせて、そのためにかえって大きなロスを生ずる点をどのようにみているのであろうか。

つぎに工場の製造原価を分析してみるとどうなるか。たばこの小箱などのような材料費については外注が多いし、問題の葉たばこ原料代はあとでふれるとして、工場自体の能率向上による経費節約の余地をどこに求めたらよいか。結局労務費とその他の経費を合わせた1円程度のものをどこまで切りつめられるかということになる。かりにその2割を節約しても捻出される金額はしれている。

第3に原料費である葉たばこを考えてみよう。民営論者によると専売制度は今や耕作者保護制度としての存在意義しかないというが、日本の葉たばこを米国のそれと比較してみると、つぎのとおりである。

#### 1 キロ当たり価格

	日本	米国
黄色種	296円	462円
パーレー種	153円	525円
在来種	221円	295円

民営になれば葉たばこの耕作、買入れは自由になって、いまよりもさらに安く買いたたかれることになるかも知れないが、このことは同時にまた葉たばこ原料の獲得をそれだけ不安にするし、輸入すればよいといってもいま示したようにかえって割り高になる。

酒の場合、税務署が厳しい目を光らせているといってもいわずの“どぶろく”の分量は正規の消費税をおさめている酒の消費量の10%以上もあると聞く。葉たばこをそのまま刻んで紙に巻けば直ちに喫煙に供されるたばこのことであるから、民営になった場合、脱税が横行することは想像にかたくない。

話をまえに戻して日本のたばこが安いか高いかの参考として世界各国のたばこの値段の比較を次に掲げておこう。(いずれも円換算20本入り平均価格を示す)

専売国	20本入り平均	非専売国	20本入り平均
日本	47円	イギリス	194円
イタリア	127円	西ドイツ	147円
スウェーデン	171円	カナダ	124円
オーストリア	72円	オーストラリア	121円
フランス	91円		

安くてもうまいたばこは民営になれば果たして実現するものかどうか……最後の判決は賢明なる読者がなされる

ことであろう。ただ最後に申しておきたいことは、私どもは民営反対であるとはいっても現在の専売公社の事業運営のやり方に欠点がないなどうぬぼれてはいないことである。くわうるに国民の税金でまかなわれている専売公社として、国民の一人一人の批判は十分にお聞きして反省を加えることは当然の義務であると思っている。産業計画会議の勧告に対してもこの意味において謙虚な気持ちで拝聴し、今後とも少しでも能率向上に努力し10銭でも20銭でも原価の引き下げに意を用いるとともに、消費者の趣向を絶えず掌握して、できるだけ希望にそった製品供給に努めていきたいと考えている。

### 「安く、うまくなる」

味はピース、値段は光

産業計画会議事務局長 前田 清

「民営にすれば、ピースが30円で買える」といえば、そんなばかな話はない。ピースのもと値は10円だから、もともと「ただ」にならなくては30円になるはずがない。いくら民営にすればもともと安くなるといってもただにはなるまい。

ところが、民営にすれば「平和」というたばこがピースと同じ味で、お値段は30円で売れるのだ。わたくしの説明をきいて下さい。

専売公社の公表した数字によると、ピースの総原価は9円90銭、これに小売手数料3円20銭、地方消費税7円60銭、国庫納付金19円30銭を加えて合計40円。この40円がピースの定価である。

公社のいい分では、民営になって原価が2割下がってもピースは38円にしかならないし、原価のうち7割は葉たばこで下がるのは残りの3割の2割だから、わずか60銭くらいにしかならない。しかもアメリカ並みに広告費を使うと1箱あたり80銭かかるわけ、結局原価は高くなるという。

この公社のいい分は正しいだろうか。わたくしのいい分はこうだ。

専売公社の公表数字によれば「光」の総原価は8円49銭、これに小売手数料2円40銭、地方消費税5円70銭、国庫納付金13円41銭を加えて定価30円になっているのである。

民営になって原価が2割下がるとすれば、ピースの総原価は10円から8円に下がる。公社の光の総原価8円49銭よりも安い。このたばこを民営たばこ「平和」と名付けることとする。平和の定価を30円にすれば1箱あたり製造会社は49銭儲かる勘定だ。

「平和」は、味はピースなみで値段は30円となる。「民営にすれば、ピースが30円で買える」というわけになる。

公社は、民営でコストが2割下がることは認めているらしい。ただ公社は葉たばこは下がらないというし、わ



たくしは2割下がるといふうちがいがあるだけである。貿易自由化の今日、日本の葉たばこを国際水準よりも割高にしておいてよいだろうか。わたくしは日本の葉たばこを2割下げる方策を示している。この議論は長くなるから省略するが、葉たばこが2割下がれば総原価は2割下がることとなる。

ここで、ピースと同じ味の「平和」の定価が30円では税収が減ることになるといふ反論が出てくる。しかしそれはちがう。「平和」の方が「光」よりもたくさん売れることには異論はあるまい。しかしピースは売れなくなる。ピースのかわりに民営たばこ「不二」を出す。総原価9円90銭でピースよりズッとうまい「不二」を売り出せばピースよりも売れる。そうすれば、たばこ全体の消費量はふえて税収は増しこそすれ減る心配はない。

広告費の議論はどうだろう。広告費は売上げを増加し、利益を増加するために使うものである。広告費を使いすぎて損失となるような支出をするわけではない。広告費を使いすぎて味を落としたり、値を上げたのでは競争に勝てない。広告はいい競争手段ではあるが、そればかりが競争手段ではなく、競争に勝つ基本は味と値段である。

日本のたばこは世界一安いという。こんなつまらないプライドを正しいと思っているとしたらおかしい。バットは日本一安いというのと同じ理屈である。品質を考えずに高い安いといつてもはじまらない。

年内に品不足問題は解決するといふ、葉たばこ過剰在庫問題には解決のめどがついているといふが、フィルターたばこの需要に追いついたと思ったら、また新しい需要がおこったらどうする。そうしたらまた1年くらいのうち解決するといふのでは国民の満足が直ちに得られるときが来ないのではなからうか。

原料があり余り、製造能力があり、消費が急にふえたのでもないのに、たばこが不足する。これでは、お世辞にも専売公社はほめられない。そんなにいばるなら、お前やってみろということになる。そこで「たばこ民営」と答える。

専売公社は、どうしても「たばこ」が専売でなければならぬ理由を、国民の納得のいくように説明すべきで、民営は時期尚早とか飛躍とかいふような抽象論では国民はおさまらない。

(『産経新聞』昭和35年3月11日)

### 「飛躍している民営論のいい分」

——産業計画会議の勧告案を中心にして——

日本専売公社理事 小川潤一

「日本のたばこは民営にしなけりゃ、安くもうまくもならないんだ。国のためにもならぬ。わたしはもう目がロクに見えない。耳もきこえない。84才の老人にこんなことをいわせなくたって、君たち若い者はわかるだろう。大いにやりたまえ」

産業計画会議の委員長、松永氏は、東京大手町ビルの同会議に集まった記者団に、老の力をふりしぼるようにして、こんどのたばこ民営論をぶちつけた(2月27日読売新聞夕刊)。

たばこは民営にしなければ安くもうまくもならないといふことの裏には、日本のたばこは高くてまずいといふことが窺われる。一体どこを押せばそういうことがいえるのか不思議でならない。

#### レコメンデーションの問題点

勧告における主張は、たばこのみならず、塩、しょう脳をも含めた専売制度全体の廃止である。しかし、本稿の目的から、塩、しょう脳の問題については他の機会に譲ることにして、ここでの言及は、たばこに関する問題に限定したい。

勧告で指摘されている、政府の干渉、官庁的予算制度の拘束によって、創意と意欲がおしつぶされ、事業経営に経済性と弾力性を欠いているという基本的認識については、まったく同感である。商品の供給不足の問題、葉たばこの在庫過剰の問題、これらはいずれも現在においては解決のメドがついているが、一時的であるにせよ、このような不手際を生じたことは、われわれの努力の至らぬ点として反省しなければならない。

しかし一方では、公社経営に対する種々の拘束があること、たとえば設備投資と人件費に対する予算上の制約があって、これが需要に対処する「弾力的経営」のブレーキとなっていること、また葉たばこの減反措置をとり上げてみても、外部からの干渉があって思うに任せぬ事情のあること、このような自主的経営に対する障害もすくなくない。

さればとて、公社経営のつづくかぎり、政府の干渉は避けられないとして、民営分割以外に手段はないといふ飛躍した意見は首肯しがたい。これに関する議論は、とどのつまり水かけ論的に終始することかもしれない。そこでこの議論は後に回し、まず民営によって満さるべき重要な条件、すなわち、勧告においては十分つくされていない憾みがあるが、民営分割によって果して財政収入は確保されるかという問題、また「安くてうまいたばこ」の要望にえられるかどうかという問題、これについて若干の疑問を提出することにしたい。

#### 民営分割によってたばこの消費は飛躍的に伸びるか

「戦後、酒税よりも多かった専売納付金は、昭和29年に同額となり、昭和30年以降は酒税が国民経済の成長とともに伸びているのに、専売納付金は一向に伸びていない」との指摘がある。たばこの需要分析によれば、所得弾力性が非常に小であって、商品の性格として、必需品的傾向の強いことが立証される。したがって、この点酒の場合と同列に論ずることにしても疑問があるが、一応消費の動向について両者を比較してみると、第1表のような関係が見出される。

第1表 国民1人当消費量と税収

年次	国民1人当消費量		専売益金及酒税	
	たばこ	酒	たばこ	酒
9~11	856本(100)	992勺(100)	202百万円(1)	216百万円(1)
			億円	億円
25	903(105.7)	432(43.5)	1,138(563)	1,054(488)
26	982(115.0)	576(58.1)	1,188(588)	1,228(569)
27	1,027(119.0)	586(59.1)	1,337(662)	1,393(645)
28	1,112(131.0)	808(81.4)	1,592(788)	1,403(650)
29	1,165(138.0)	812(81.8)	1,521(753)	1,512(706)
30	1,166(139.2)	854(86.1)	1,479(727)	1,605(743)
31	1,141(137.2)	906(91.3)	1,545(765)	1,728(806)
32	1,170(141.8)	979(98.7)	1,646(815)	1,904(882)
33	1,220(148.7)	1,054(106.2)	1,756(869)	1,956(906)

すなわち、国民1人当消費量についてみると、たばこの場合はすでに昭和25年当時において戦前のレベルにまで回復しているのに反して、酒の場合には、ようやく昭和33年に至って戦前水準に達したにすぎない。戦前を基準にとることにも問題はあろうが、基本的需要の傾向については、ある程度の推断ができるものと考えられる。たばこの場合、戦前水準への回復の早さは、さきに述べたような必需品の性格に基づくものと思われるが、それだけに、基本的需要自体は拡張期を通り越したものと考えられる。しかしもちろんのこと、販売促進の努力によって、所得水準の向上に伴い、消費量は徐々に増加するであろう。公社においてもこの点、新製品の発売を準備するなど種々努力している。

以上にみるごとく、単にさいきん数年間の傾向だから、酒に比較してたばこ云々の批判は適当でないし、また民営になれば、売上高は飛躍的に増加するという見解にも、現実には何らの保障はない。

#### 民営移管によって脱税のおそれが多くなる

明治年代において、たばこ専売を実施するに至ったのは、脱税があまりにもはなはだしかったからである。しかしながら、現在では、社会経済事情も全く異り、納税思想も発達しているから、民営化されたとしても、当時のような脱税を危惧する必要はないであろう。とくに勧告において示されるような案、すなわち、製造許可制、小売人免許制を採用すれば、これらの段階では脱税はほとんど生じないかもしれぬ。

しかし問題は葉たばこである。葉たばこに対する需要が、製造者の要求する生産費で、しかもその欲する原料ということになれば、当然不適当な産地は淘汰されるであろう。この場合、淘汰された産地が脱税たばこの温床となって、密製造の横行する場合も十分予想される。また葉たばこ耕作者の自家消費をどうするか、これを認めるや否やという問題がある。

所得水準の高い欧米諸国においては、自家消費、密製

造ということはあまり考える必要はない。しかしわが国の場合は事情が異なる。国税庁の推定では、現在酒の密造高は全体の約1割を占めるといわれている。たばこは酒と同じように、製造しようと思えば比較的かんたんであるが、自由化によって、酒の場合と同様に、果して1割もの脱税が行われるとは速断できないかもしれぬ。いずれにせよ、葉たばこを自由にすれば、ある程度の脱税は覚悟してかからねばなるまい。

要するに、民営分割の期待される「長所」が果して、予想される脱税を補って余りあるかというところに帰着するのであろうが、この点の保障は見出しがたい。

#### 世界一安い日本のたばこ

由来、たばこ民営論には、民営によって、「安くてうまいたばこ」を実現したいという夢がひそんでいるように思われる。では果してこの可能性があるかどうか。

周知のように、たばこには高率の税が課されている。そもそもたばこ専売の目的は、財政収入を得る点にあり、現にこれは政府にとって重要な収入源泉となっていることを思えば、民営化されたとしても、当然現在程度の国庫納付金とたばこ消費税（現在小売価格に対して合計19パーセントの地方税が課されている）は課税されるものと考えなければならない。まずこれが前提である。

民営論の主張によれば、競争の結果、技術革新が促進され、また販売高の増加による単位当たり固定費の低減によって、大幅なコストダウンが実現されるという。しかしながら一方、競争によって必然的に増加する費用もすくなくないことに注意しなければならない。

第1に、広告宣伝費をふくむ販売促進費の増加が挙げられる。これについては現在、逆に公社に対して宣伝が不十分であるという批判もある。しかし民営となれば、企業間の競争によって必要以上にこれらの費用が嵩むことは否めないであろうし、何はともあれ、小売価格に影響する大きな要因であることはまちがいない（第2表参照）。

次に挙げられるものは、資本利子である。現在公社の有する固定資産と、適正在庫として2年分の葉たばこ資産を引き継ぐものと仮定し、さらに若干の運転資産を持つことになると、ごく控目に見積って、メーカー全体の使用資本は、1千400億円程度となる。

これに対する自己資本利子および他人資本利子を、民間並みのペースで計算してみると、製品10本当りについて1円40銭程度になる。これは大きな価格引上げの要因となるであろう。資本利子相当分は、現在専売納付金の中にふくまれているのであるから、政府が資産を払下げる以上、その部分を控除して税率を決めるべきだという見解もあるかもしれぬ。果してそういうことが承認されるかどうか。

**第2表 民間企業における一般管理販売費  
及び広告費割合（販売競争の激しい  
非耐久消費財産業）**

会社名	総原価に占める 一般管理費及び 販売費の割合%	総原価に占 める広告費 の割合
A ビール	29.9	5.3
B ビール	25.6	2.8
C ビール	31.0	2.4
ビール平均	28.8	3.3
D 製薬	17.9	5.4
E 製薬	16.3	4.5
F 製薬	30.6	11.7
G 製薬	28.9	7.3
H 石けん	17.0	7.9
公 社	1.26	0.25

- 注1. 総原価及び一般管理販売費については三菱経済研究所「本邦事業成績一覧表」広告費については電通の調査による。総原価には営業外費用を含まない。
2. 民間会社については32年上期及び下期の合計。公社については33年度実績。
3. ビール三社については酒税相当分を推定の上総原価から控除して計算を行った。

しかしまた、政府が払下代金によって種々の保障を行うことを予定するのであれば、国庫収入はまるまる減少をきたすことになってしまう。

つぎは販売手数料である。民営の場合、各メーカーは全国に販売網が必要となり、したがって卸売業者が中間に存在することとなって、仮りに小売手数料は動かぬとしても、卸売手数料だけは増加するに相違ない（第3表参照）。

以上のほかに、2重投資の問題、必要以上の包装材料の増加、あるいは減価償却費の増加等、小売価格引上げの要因は少なくない。

大衆銘柄品である「いこい」を例にとり、その価格構成をみると、総原価のうち葉たばこ原料費が73パーセントの4円40銭であり、残余の経費総額は1円51銭であ

**第3表 販売手数料の比較**

品 名	小 売 価 格	卸 売 手 数 料	小 売 手 数 料
た ば こ		—	8%
清 酒 1 級	835円(100)	34円30(4.1)	79円00(9.4)
2 級	490円(100)	31円70(6.5)	51円10(10.4)
しょうちゅう25度	345円(100)	24円60(7.1)	40円40(11.7)
ビール 0.633 l	125円(100)	2円40(1.9)	10円70(8.5)
アメリカのシガレット	\$12.40(100)	\$2.08	(16.8)

**第4表 「いこい」の価格構成（10本当り）**

構 成 要 素	金 額	比 率
製 造 原 価	(円)	(%)
原 料 費	4.40	17.6
材 料 費	0.85	3.4
労 務 費	0.49	2.0
諸 経 費	0.30	1.2
計	6.04	24.2
一般管理費及び販売費	0.87	3.5
総 原 価	6.91	27.6
販 売 差 益	16.09	64.4
(納付金及地方税)		
売 渡 価 格	23.00	92.0
販 売 手 数 料	2.00	8.0
小 売 価 格	25.00	100

る。民営論の主張をそのまま受け容れて、仮りに能率増進によってこの部分の経費が極度に低下するとしても、以上挙げたような価格引上げの要因を、どの程度までカバーすることができるであろうか。

また葉たばこ原料費についていえば、たとえば原料をすべて輸入に仰ぐというような極端な場合の想定はとも

**第5表 シガレット平均価格の国際比較**

	為替レ ート 換 算 シ ガ レ ッ ト 20 本 当 の 価 格	1 時 間 当 賃 金	1 時 間 当 賃 金 で 購 入 し 得 る 本 数	税 率	
専 売 国	日 本	47円	95円	40本	67%
	フ ラ ン ス	91	172	38	79
	イ タ リ ヤ	127	120	16	80
	ス エ ー デ ン	171	341	40	76
	オーストリア	72	128	36	76
非 専 売 国	ア メ リ カ	86	745	174	47
	イ ギ リ ス	194	232	24	70~72
	西 ド イ ツ	147	186	26	50~56
	カ ナ ダ	124	601	82	51
オーストラリア	121	315	52	63	

かくとして、現在の葉たばこ価格が、米価その他の農産物とある程度均衡のとれていることから考えても、極端な生産費の低減を望むことも無理であろう。

次に観点を變えて、日本のたばこの小売価格は外国と比較すればどうか、みてみよう。第5表に明かなように、単純に為替レートによって換算した場合はもちろんのこと、所得水準に対する相対価格においても、決して高くないことが十分立証される。

もちろん、われわれは、かかる資料を提

供することによって、「高くてまずい」の批判に応えようとする意図は毛頭ない。製品の改良、新製品の発売等について努力が足りないという批判は率直に受けており、供給不足の問題から、新製品の発売も時期が遅れたが、今年は2種類の発売を準備しており、この問題については、一そう努力が必要であると考えている次第である。

### むすび

現在の公社制度には問題点が少くない。たとえば、収入から支出を差引いた残額をそのまま国庫に納付するという仕組みで損益計算がなされているため、企業固有の損益は何かということが明かにされない。したがって企業の経営結果は何によって判定するかという問題がある。また金利というものが経営上導入されていないから、経済計算に基く採算を考慮する必要がなく、安易な経営に陥り易いという欠点がある。また従業員に対するインセンティブの制度が確立されていない、等々現行制度には欠陥が少くない。かかる点を是正し、自主的経営体制が強化されるなら、民営の場合に劣らぬ能率向上も十分発揮できるものと考えられる。現在の公社を民営分割するとすると、移行にもなうさまざまな問題を解決しなければならない。たとえば従業員の処遇一つとり上げても、実行上困難な問題が横たわっている。さらに、民営によって期待する利点は、一体どれだけあるのか甚だ疑問である。ともあれ、民営にふみ切ることが有利であるとの確たる結論は見出しがたい。公社制度については、諸外国においても企業の運営形態としてむしろ育成しようとする傾向にある折、公共企業体制の長所を十分にとり入れているとは思われない現状においては、ただちに制度そのものの是非を判断するには、時期尚早といわざるをえない。

### たばこ民営論のいきさつ

今日いわれているたばこ民営論のみなもとは、専売局から公社に移行した昭和24年当時までさかのぼることができる。当時、外資導入が叫ばれていたという社会的背景があって、政府がこれに関連する国有財産の払下げをたばこ民営に結びつけたといわれている。そこで政府に「臨時専売制度協議会」が設置され、政府、民間の有識者によって委員が構成され、民営移管の是非について論議が行われたのである。しかしそこでは、民営化は時期尚早ということで、明確な結論を得るに至らなかった。

ついで昭和32年6月に設置された「公共企業体審議会」において、公共企業体制度および3公社の経営について審議が行われた。この審議会において、たばこ事業に対しては、他の2公社の場合とは異り、「民営に一そう適する性質を有する」という結論が下されたのである。ただしその答申には、民営移管については種々問題が存するから、政府において別途調査機関を設けて調査をすべきであるという条件が付されていた。

これを受けて昨年、大蔵省に「専売制度調査会」が設

置され、専売制度および公社制度の改善策について審議が行われており、本年度末の3月には政府に答申することが予定されている。この調査会において、いかなる結論が下されるかはいまだ予測することはできない。しかしこれまで委員会における審議の経過、さらにはこれをめぐる世論を概観してみるに、それぞれの論拠は、その時その時の社会的経済的事情を基調としてはいるもの、これを大きく2つに分けることができる。

すなわち、現行の公共企業体制度を維持育成すべしとする、いわゆる公社育成論と、この際民営形態に改め、さらにこれを幾つかの企業に分割して競争を行わせるべきであるという、いわゆる民営分割論がこれである。

そして去る2月25日、民間有識者によって構成される産業計画会議が第10次レコメンデーションにおいて民営論の具体案を示したのである。

(『経済往来』昭和35年4月号)

### 「たばこ民営論の根拠」

——安くて旨いたばこを豊富に供給するために——

産業計画会議事務局長 前田 清

#### 民営論と世論

本年2月25日付で、われわれ産業計画会議は、第10次レコメンデーション「専売制度の廃止を勧告する」として、いわゆる「たばこ民営論」を世に問うた。それ以来、早や旬日をすぎた今日、この民営論は世論のとりあげるところとなり、毎日、新聞紙上あるいはラジオ、テレビをにぎわしている。本論の展開に先だって、私はこの事実を強調したい。われわれが、純粹に自由な一民間人としてさげんだ公社経営、専売制度への批判は、実に、今日のわが国国民の多くがいただく批判に外ならなかったことを、この事実は明かに証明している。

個人がその生活の中にいただく批判を世に問うて、全体としての社会生活の健全な発展への道を個人を通して実現してゆくことこそ、真の民主主義に連なる道に外ならない。世におもねることなく、わが産業計画会議が、今まで10回にわたって日本経済のひずみを直し穴をうめる各種の勧告をあえて世に問うてきた態度も、実にここに存する。

ある者は、これらの勧告を空理空論とか、事実を知らぬ者のたわごとという。しかし、世論がわれわれの勧告に共鳴してその内容が一つ一つ実現されてゆく姿こそ、批判が社会の体質改善に果す真の役割であり、空理空論ならざる真の証明にはかならない。

かかる過程の中で、かならずしも世論が、われわれの勧告の真意と、よって立つべき根拠とを十分に把握しているとは決して考えていない。むしろ、枝葉末節の点で、これら勧告が云々されている例もすくなくない。特に今次の「たばこ民営論」について展開された専売公社松隈総裁談などはこれに属する。



われわれは、レコメンデーションと合せて、特に156頁にもおよぶ大きな付属資料「専売制度と公社経営」の中で真面目に「たばこ民営論」のよってきたるべき根拠を展開したはずである。それにもかかわらず、かかる勧告のあやまれる解釈がなされる。あえて再び「たばこ民営論」の真意を伝えることこそ、社会に対するわれわれの責務と考え、ここに筆をとることとした。

したがって、本稿では、まず、われわれの民営論の主旨をかんとんに叙述するとともに、専売公社の批判（3月1日 朝日、日経両紙参照）に答えることとする。

#### たばこ民営論の要旨

塩、しょう油は論外として、葉たばこ在庫が年々100億円も増加してゆく、今日の公社経営、専売制度をいかに見るか。

この事実が、財政収入の実質的減少となっていることは、論をまたずとも明かなところであろう。ビールとか酒とかに典型的に見られるごとく、消費税制度がかかる在庫増を生産者の負担、すなわちコストの上昇、利潤の低下で吸収するに對し、専売制度は、生産者たる公社の負担ではなく、国庫納付金の減少によって吸収する。すなわち、国庫を媒介として一般大衆の負担においてこれが解決がはかられているといわねばならない。換言すれば、専売制度そのものの中には、すでに民間企業行動の一般的規範、コスト・ミニマムの原理が本質的にはずさされていること、これがわれわれの最も強く民営論を主張する視点である。

かかる一般的企業行動原理からのかい離を内包する公社経営は、しかるが故に、さまざまな面で安易な企業行動を実現し、社会的矛盾を画いてゆくわけである。昭和30年以来、すでに満40年にも及ぶ葉たばこ過剰在庫の漸増を黙視しつつづけてきたのは、その典型的な例にすぎない。石炭産業の苦しみをみるがよい。繊維産業における操縦の苦しみをみるがよい。

かかる原料過剰在庫の一層の増大にもかかわらず、製造たばこの供給不足とは、何人もこれを正常な企業経営といい得ないであろう。古来、かかる経営を「さむらいの商法」という。この一面は今日「消費革命」とか「消費者は王様」とかいう言葉さえ生みだされるほど、高度化した消費者の欲望を充足するとき製造たばこの新製品開発をおくらせ、本来起るべき需要増を抑制し、ひいては専売益金の増大を阻止している。徴税の最も確実な専売制度には、現実的にはこんな一面をもっている。

他面、安易なる経営なるが故に、生産者保護を行いたのである。高い葉たばこ収納価格も、過剰在庫の増大の黙視もそれである。しかし、農民はかかるが故に満足してであろうか。否。葉たばこ鑑定における恐怖感、弱小な農民の公社への隷属を惹起している。特等から8等までの差別価格は、1等の鑑定差が収納金を2割以上も低下せしめる。したがって、この隷属は金品の響

応までも農民に強いることとなっている。しかも、恐怖感、圧迫感はいこれらの事実の顕在化を押えている。「生産者保護」の真意はどこにあるのであろうか。

また、週44時間の公社職員の労働時間に対し、48時間の生産計画、しかも、機械化による生産増大に対する労働者の阻止、試験研究費、行政費をはるかにこえる診療費等、安易なる経営は、一般企業にはまったくみられない企業行動を随所に露見せしめている。

戦前、戦後を通じて世界の葉たばこ輸出量が生産量のほぼ2割であるに對し、わが国の輸出が戦前の1割から今日のわずか1%への低下を、葉たばこ過剰在庫の増大と合せて何とみるか。

われわれは、これら顕在化した諸種の矛盾を専売制度、公社経営の本質にもとめた。本来開放的たるべき公社経営諸資料が、ほとんど得られないままに研究した結果のみからも、かくも多くの矛盾が包蔵されている。何人が「民営論は根拠が薄い」との反論をそのまま受け取るであろうか。

昭和24年以来、「臨時専売制度協議会」、「臨時公営企業体合理化審議会」、「公営企業体審議会」など、公的機関での種々の結論が、10年の永きにわたって「民営がのぞましいが、時期尚早」をつづけてきた経過とも合せて、今日、もはや「時期尚早」の4字の適用はなしえない。1日遅れば1日、国民は、あらゆる面で弊害の累積に甘んじなければならない。レコメンデーションのサブ・タイトル「専売公社の民営分割は議論の時代ではない、実行の時代である」の真意はここに存する。

#### 専売公社反論に対する再批判

きわめてかんとんに「たばこ民営論」のよってたつべき根拠を叙述してきた。われわれは、ここで専売公社の反論を再批判することによって、一層その根拠を明かにしようであろう。

われわれの勧告に対する専売公社松隈総裁談を、3月1日の朝日新聞を借りてまとめれば、次の5つの点が挙げられる。

1. 民営にしてもたばこは安くならない。
2. 酒税に比べて専売益金が少ないとはいえない。
3. 製造たばこの供給不足は解消する。
4. 味は値段に比べて決してまずくない。
5. 民営論は現実にはそぐわない。

#### たばこは安くてもまずくない

「民営にしてもたばこは安くならない」あるいは「味はまずくない」という。価格は量とともに品質に関連する。われわれは、戦後、ラッキーストライキ、キャメル、チェスターフィールド、ポール・モール等種々のアメリカたばこに接する機会をえた。事実はいまやまかた。海外を行脚したたばこ愛好家は、「専売国のたばこはまずく、非専売国のたばこはうまい」という。嗜好は事実のみが証明する。嗜好の多様性に対応する品種の多様性を消費

費者を満足させる。れわれがマーケティングの不足を叫んだ裏には、この事実が存する。われわれは、たんなる広告費の増投による消費者に強いるたばこ販売をさげんだ覚えはない。1億と100億の広告費の比較（松隈総裁談）がいかに空理空論であるかは明かなところであろう。たしかに民間になれば広告費も販売費用も増大するであろう。しかし、習慣的な消費財であるたばこ消費に、公社が考えるほどの費用の増大を予想すること自体が異常な経営思想といわねばならない。マーケティングは創意の函数である。公社は自負するわずかな広告費の中から「たばこは動くアクセサリ」という立派なキャッチ・フレーズを世にだしたではないか。

価格面からわれわれの主張を明かにしてみよう。次にかかげる表はピースと光との製造原価の内訳を示したものである。製造原価の主要部分が原料費、すなわち葉たばこの購入費用である。われわれの分析によれば葉たばこの収納価格は、たしかに、他の農作物（米・麦・まゆ・甘藷）の価格との時系列的にみたバランスを考慮した価格決定を行っているとはいえ、今日の葉たばこ在庫を考えると、1割5分の価格低下は充分可能であり、もし葉たばこの需給をバランスせしめる価格を選ぶとするならば、今日の段階で1割5分以上の価格低下を必要とする（図参照）。

		光	ピース
製造原価	原料費	5.46円	6.59円
	材料費	1.34	1.60
	労務費	0.62	0.64
	工場経費	0.38	0.38
	計	7.80	9.21
定価		30.00	40.00

その他の費用にしても、今日の公社経営から民間への移管によれば、2割程度のコスト低下は充分に行いうる。今日の巻上機1台当り3名の労働者配置は明かに2名で充分であるし、2重の品質管理、過大な厚生施設等もコスト低下に充分な余裕を残している。なお公社の原価算定上にはかなり多くの疑問を包蔵している。特に減価償却の計上は計数上は余りに低すぎる。

これらの事情を勘案すれば、ピースと同一品質のものが充分光のコストで製造可能であることはおのずから明かとなる。

専売公社はこれに対し、資本利子、減価償却費の民間化によるコスト上昇要因を挙げるかもしれない。資本利子の高騰を上げるとすれば、彼らは今日まで専売納付金の実質的減少で資本利子の負担からまぬがれてきたことを意味するものであり、それなるが故に真剣にコスト低下への動機発生をさまたげてきたのである。減価償却については、公社経営の実質が明かでないために充分にこ

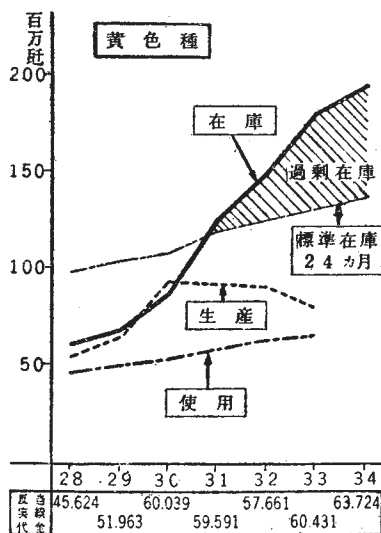
こに解説なしえないが、むしろ、彼らの設備更新、設備近代化による生産能率向上の資金源泉を訊ねたい。むしろ、今日の公社公表の会計をみる限り、近代化を実現する方途としての減価償却の意義は、貫徹されていないといわねばならず、それでもなお近代化を推進しようと主張するならば、それは国庫を食っていることであり、本質的に専売制による企業経営の優利性を主張する論拠とはなりえないものとする。

われわれは、40円のピースを38円にせよと主張するものではない。販売上からもラウンド・ナンバーの定価は必要であろう。むしろ、定価30円でピースと同じ品質のものが製造可能であることを強調している。

#### 専売益金は本質的に伸びていない

専売公社は専売益金を酒税との相対で少くないと主張する。彼らの主要な論拠は、戦前（昭和9～11年）との税構成比の比較にある。われわれは、レコメンデーションの中では、

たしかに税構成比を例に引いた。しかしその裏には付属資料及びその付録の解析がひめられている。われわれも戦前水準を基準にするかぎりには、清酒の消費需要が今日いまだ戦前水準に回復していると決して考えていない。



われわれは戦時中および戦争直後の異常経済時、特に食糧需要最優先の時代に、米を原料とする酒の生産がたばこ以上に圧迫されたことを知っているからである。したがって、われわれは戦争直後の異常経済からようやく消費生活が回復した昭和26年以後を対象に分析を試みただけである。しかも税収が消費量と税率との積であることを意識して、あくまでも消費量の分析に焦点が置かれている。

この分析によれば、酒、ビールがとくに所得1%の伸びに対応して、その消費量が2%弱も伸びてきたに対し、たばこは全く所得効果零であることが明かとなった。正常な消費経済への回復後にもなおかかる所得効果の格差があることに対して、何人がたばこの需要増加の低位性を否定しようであろうか。またこの比較からたばこ消費の所得効果のまったくなきことを、たばこ需要の本質と

みなしうるであろうか。清酒こそ戦前水準には回復していないが、ビール、ウィスキーの進出によって、酒類全体の需要の発展は決して専売公社の考えているほど低いものではない。すなわち、酒類は、国民消費の嗜好の偏位を十分に満足せしめているところに、今日の所得効果の高さが存する。

今日、たばこにおいてもこれを消費額でみれば、所得1%の上昇は0.2%の増加を呼びおこす所得効果をもっている。経済学的にこの価額表示の分析は、明かに品質選択に対する消費者のセンシビリティを示すものであり、消費者の欲望を生産計画の中に導入する真のマーケティング思想が存在するとすれば、たばこも十分に所得効果を顕在化せしめることは明かである。もしかくなつたあかつきは、たばこ消費の今日以上の伸びは専売納付金の上昇を惹起しうるであろうし、国庫収入の増大に果す役割も今日以上の姿をとりえたであろうし、もし専売納付金の財政収入上に占める比率を固定するとすれば、明かに税率の引下げ、したがって安いたばこへの発展を可能にしてくれたはずである。ある意味では、専売公社のマーケティングと広告、販売費の増投との混同こそ、近代経営からのかい離の明かな証明を、みずから露呈したものといわなければならない。

#### 民営に伴う脱税は問題とならない

民営反対の主要な根拠として、専売公社の主張には脱税問題が包蔵されている。われわれは、酒税との比較で、すでに勧告の中で明かにしておいたが、ここでもう一度採り上げておく。たしかに、酒においてはほぼ造石高の1割が密造されている。また、この密造を必ずしも是認するものではない。しかし、われわれはこの密造が主として下級酒であることに注目せねばならない。

戦争後数年の異常時ならいざ知らず、消費革命を経て極めて高度化し、こんご一層の高度化を予想される消費者が、今日までの習慣から脱却して多くの加工をほどこされたたばこから、葉たばこの直接的消費者に容易に変わりうると考えられるであろうか。「もはや戦後ではない。」もし、脱税を心配の余り、民営化をなしえないとすれば、自らたばこ加工の低位性を肯定するものであり、エクストラティブ・インダストリーからプロセッシング・インダストリーへのたばこ製造の偏位を否定するものであり、技術革新への意欲の欠如を証明するものである。

消費者のたばこに対する期待は、より高度の品質であり、わが国の消費者も家庭電化さらには余暇の利用に頭をついやすほど高度化している事実に対する、誤認以外の何ものでもない。もし、密造ありとしてもそれは所得水準低きものであり、累進税に典型的に示されている課税原理よりすれば、明かに過税対象の範疇におけるネグリジブル・スモールの集団であることを銘記すべきである。

われわれは、民営化によって脱税の多少の付加は覚悟

せねばならないとしても、むしろ密耕作取締に伴う諸費用の軽減と、それ以上に農民の恐怖感の解消にその社会的効果を認めなければならないであろう。

#### むすび

ここに、われわれの「たばこ民営論」の梗概と専売公社の反対論に対する再批判とを掲げたが、すでに読者諸氏は、専売公社の反対論がいかに関われわれ民営論の本質に触れていないかが明かなところであろう。むしろ、民営移行への取越し苦労が、民営反対の主要な論拠といっても過言ではなからう。

民営化の妥当性は既述のごとく、すでに公けの席で何度かだされた結論である。われわれは危惧の余り、将来を誤ることなきことを祈る。結論はでている。わが国国民経済の今日までの発展は、もはや「時期尚早」の言葉ではかたづけられいところまできている。

明治以来専売制度が果たした国民経済発展への偉大な役割を歴史に留めて、むしろ、こんごの民営化に伴う諸種的手段を具体的に検討すべきときであろう。

〔『経済往来』昭和35年4月号〕

#### 「タバコ民営」論争の到達点

「専売制度調査会」の結論を控えて、さる2月25日、産業計画会議から、専売公社廃止—民営移管の爆弾的勧告が行なわれた。調査会ではすでに、公社制改善という方向で答申が予定されているが、タバコ民営論が投じた意義はそれによって決して無視できまい。

#### 民営論の正体

いったい専売公社制廃止—民営とは、どういうことをさすのであろうか。

民営論は一般に3つのケースを意味する。第1は専売制、公社制の双方を民営にしようとする民営分割論（積極論）、第2は専売制はそのままにして公社制だけを民営にする民営専売論（折衷論）、第3は専売制、公社制を維持しての「公社民営化」論である。本来この3つの民営論はそれぞれ違うところが多いので、問題は複雑になるはずだが、今日のいわゆるタバコ民営論争は専売制と公社制の双方廃止—民営分割論と専売公社育成論との対立にある。この点をまずはっきりさせておかなければならない。（以下民営論、公社論というのはこの意味である）

ところでタバコ民営論の歴史は古い。専売制の発足当初からあった考え方である。

しかし、これが初めて公式の席上に顔をみせたのは、今から11年前。当時の吉田首相が「今や民営か専売かではなく民営に転換する方法を研究すべきときだ」と主張したときだ。

けれども幸か不幸か当時設立された「臨時専売制度協議会」は26年「タバコ事業の民営は望ましいが時期尚早



である」と葬ってしまった。

しかし32年6月「公共企業体審議会」においては「タバコ事業は他の2公社と違って民営により適する」「民営移管については問題があるから、別途調査機関を設けて調査すべきである」と条件つき答申を出しこれを受けて昨年「専売制度調査会」が設置されて、本年3月末に答申が予定されているのである。

こうして民営論は着々と軌道に乗ってきたわけだ。産業計画会議の勧告はその脱線を防ぐための、強力な援護射撃をねらったものだといえよう。

× ×

そこでまず、ここに登場する民営論の趣旨を以下に要約しておこう。

「日本のタバコは専売だからまずくて高く、公社経営は官僚的だから非効率である。これを分割民営にすれば競争原理が働いて経営者の創意は生かされ味はよくなり、安くなって、もっともっと売行きがよくなる。そうなれば、消費税がふえ財政収入は十分確保される。もはや専売制と専売公社の役目は終り時代遅れとなった。老兵は消えゆくのみ……」と。

つまり、①品質価格という消費者の見地②生産性、経済性という生産の見地③財政収入の確保という国家財政の見地④専売公社制度の歴史的見地のいずれの立場からみても、民営にした方が有利だといっているのである。

果してこの民営論は、国民の軍配をえられるだろうか。それぞれの争点を追ってみていこう。

安く、うまくなる(民営論)

安くも、うまくもならない(公社論)

第1に価格と品質について。

まず価格からいこう。40円のピースの例をとれば、小売定価の67%を占める税金部分を下げないかぎり安くならないという公社側と、総原価を2割縮減できるとする民営論とが真向から対立しているところである。

ここでは、第1図(略)に明らかなように、論議の分れ目はタバコ製造に占める総原価のとり方に持込まれている。いま公社の説明する総原価(税金を除く)の内訳をみると(カッコ内は小売価格に占める割合)

原料葉タバコ費	6.59円	(16.5%)
巻紙箱材料費	1.60円	(4.0%)
労務費	0.64円	(1.5%)
工場間接費	0.38円	(1.0%)
一般管理費	0.69円	(1.8%)
合計	9.90円	(24.6%)

この総原価のうち、公社は小売価格の4.2%にしかあたらない労務費、工場間接費、一般管理費の部分しか合理化できないから安くなってもしれている、という。これに対し、民営論のそれは、そのほかに原料葉タバコ費が今より2割安くなって、総原価は8.00円になる。そう

なれば、30円の光の総原価より安いから、安い部分だけ企業利潤としても、光なみの小売価格構成で売れるはずだ、「味はピース・値段は光」というのである。

葉タバコは安くなるか

かくして争点は原料葉タバコが2割下がるかどうかだが、その点の両者の見解は

——現在の生産者保護政策を撤廃し、自由耕作とすれば、適地適作化して、2割ほど下がることはまちがいない。大体公社側が買叩きを恐れるのは、葉タバコの値下がりやを予想しているからではないか。

——買叩きがあれば、農家はつぶれるだろう。現在のほどの生産は確保されるはずがない。生産者保護というが、米に比べたら問題にならない。やっとな家労働が償われている程度だ。また自由耕作だと仲買人が横行して生産者価格は安くなっても、工場引渡し値段はそう下がるまい。

——生産が確保できなかつたら輸入すればよい。そうでもなくても、国際的に2割も高い葉タバコは国際価格にサヤ寄せしていくに違いない。また葉タバコ製造業者との間には、ビール麦耕作者のような契約栽培となるから、仲買人の問題は生じない。

——輸入すれば、むしろ割高なのだ。1958年の葉タバコ1K当生産者価格(円)をみると次の通りだ。

	日本	米国
黄色種	296	462
パーレー種	153	525
在来種	221	295

また契約栽培になったとしてもビール麦組合のように、会社の御用化しては、末端耕作農民の利益はどこまで反映されるか。犠牲にされるにちがいない。

——専売制度の維持のために耕作農民だけに特殊な保護措置を与えるのは不合理である。基本的には、タバコ耕作業は農業経営の観点に立つ農林行政全般の対象として、他の農作物との複合の上に対策が講じられるべきだ。また、葉タバコには、用途からいって、香興味原料と補充増量原料とがあるが、国内産が不足して輸入する場合は海外で過剰生産気味の増量材だ。

このほかに、民営反対論は、一般管理費の節約を認める一方において、広告費の増加を強調する。公社の上げる数字によると、現在の公社の広告費は0.25%の1億円、ビール会社は平均3.3%、だからもしビール並みの広告費をしても、現在の10倍は必要だといふ。これに対する民営論の考え方は「広告費を使うのは利潤を上げるためだが、広告費を使いすぎてコストを上げ、その結果、品質を下げたり、価格を上げれば競争に負けるだろう。そのような広告費を使うはずがない」というものだ。利潤をめぐる考え方の違いがハッキリしていて興味深い。

以上の点のほかに、公社は民営論の例示した30円ピースの税率がピースより質の悪い光と同率にされているこ



との非をついている。小売価格を決める場合は品質によって、税率も違ってくるというわけである。しかし税率については、民営にした場合多種類のタバコが製造されるから、その前提の上に改めて租税収入の観点から決定されるべきものであろう。

#### 質の問題

さて、話を元に戻して、タバコが安くなるかどうかを論ずる場合、品種を抜きにしては考えられない。これは当然である。

ところが公社は、民営論が「今よりタバコは安くなる」といったのに対し「日本のタバコは世界一安い」という反論をしたために、「品質を無視して安いといってもはじまらない」と逆手をとられることになった。

そればかりではない。「味は個人の好みの問題であり、好みは主観的なものだ」と強弁したので、民営論を「品質無視」だと硬化させてしまった。

しかし、公社にしても品質・味を論ずる場合、それで片付かないことぐらい百も承知している。タバコがうまくなるか、ならないかは、タバコの葉組みの問題なのである。つまり①いい品種の葉を適量にまぜられるか②高度の技術で加工できるかどうかである。これに対する答えは1つであらう。競争原理の働かない公社より、働く民営企業の方が品質を向上させる速度は早いだろうし、またバラエティを豊富にさせることができる。

ただし、現状において、専売公社の持つ技術以上のものを、民間の他の部門に期待することは無理である。この点は両者ともほぼ一致しているのである。

#### 税金は今よりとれる (民営論)

#### 今よりとれる保証なし (公社論)

さて、かりに品質がよく、価格は安くできたとしても、果して国や地方の税収入はふえるだろうか。「税収入の増徴が民営の主眼である」という観点からすれば、重大な問題である。

#### タバコ密造の程度

まず公社論の言い分からみておこう。論点は2つある。一つは税率の低さからくる問題、他の一つは脱税増加の問題である。

第1の税率の問題は、図(略)示された通り明らかに民営によるピースは低い。これに対し大量販売で補うというのが民営論だ。しかし「タバコの需要は多少の増加があっても、肉体的に限度があることだし、それほど急激にふえるものではない。それより、ドロクの製造による脱税をみていただきたい。国税庁の調査によると、酒税の1割以上の脱税がある。このことは販売の面で、民営のタバコがそれだけ売れないことを意味するのだ。都市はともかく、いまだに低所得水準にある農村地帯は、自家生産による自家消費を一般化させる恐れが多分にある。この点がアメリカとは違うところだ」。

これが公社論の考え方である。

これに対して民営論は大量販売の可能性を次のようにいう。「まず価格を下げることで、今まで以上に売れる。それにタバコの品種はよくなり、今よりふえるから、税率の高いタバコも中にはありうる。そうなれば、相対的な税率の低さによる減収を、大量販売で十分カバーできるはずだ」。

そしてさらに所得弾性値が0(公社の数字は0.2)であることを強調して、民営企業の側から行なわれるマーケティングによるプッシュを高く評価している。つまり、タバコに対する消費需要は、現在では所得の増減に依存するのではなく、習慣の変化とか、人口の増減に左右される、もっとはっきりいえば、マーケティングによって習慣を変化させることは可能だというのである。事実、人口1人当りの年間消費量は国によって相当の開きがある。(日本人はアメリカ人の半分)

一方、タバコの密造の恐れに対しては「この消費革命時代に密造タバコを買うか買わないかだ。タバコの製造が葉のミックスにあることを知っている専売公社がそのことはよくわかるはずだ」と厳しく批判する。そして脱税はあっても酒の1割には達せず、むしろビールに近いという。「ビールに近い」というのは大蔵省筋でも認めているようだ。だが、「酒」か「ビール」かいずれの側にも決め手となる説明はない。

いずれにせよ、双方の言い分には一理がある。多少極端な言い方をすれば、民営論の見方は都市経済中心の合理性で割り切った考え方であり、公社論は農村経済の特殊性、非合理性に目を奪われた保守的な議論だといえよう。

#### 公社経営は限界にきた (民営論)

#### 改善すれば能率は上る (公社論)

#### 公社のマーケティング

ところで、マーケティングの必要性については、専売公社でも十分承知している。しかるにそれが十分に行なわれていない。なぜか。民営論はいう。「公社のマーケティングは、消費者の趣好に追随しているだけでニセマーケティングだ」と。マーケティングとは生産者の側から新需要を創造していくことにあるとすれば、まさにその通りだ。マーケティング一つとってみてもこんな有様だから、経営管理全体について疑いをもたれても仕方がないという声もある。民営論はこの実例を具体的にあげてきびしく批判しているのである。

第1に従業員に罷業権がなく企業の成績いかんで賃金収入が増減される仕組みになっていないから非能率である。一方年始年末には供給不足になるにもかかわらず、1週44時間労働は改められず、また生産性の高い機械のとり入れ方が遅い。フィルター・タバコ(ホープ)の需要が非常に強いにもかかわらず、6大都市にしか売られ

ていないのはその好例だ。第2に公社は国会と大蔵省の2重監督を受けていて自主制に乏しい。

第3に予算にしばられるので適時必要な金融を受けることができない。そのために予算以外の金融の金利が保証されていないから、たとえば過剰在庫が累増していく場合、その金利部分だけ納付金が減らされるという形をとっている。

第4に、過剰在庫や供給不足にみるように極めて経営に弾力性がない。ところが一方において診療費など過大な厚生費が使われている、等々……。要するにタバコという嗜好品産業を公社経営にすることの限界を指摘したものである。

これに対し専売公社は経営の非自主的なこと、非弾力的なこと、その他程度の差こそあれ経営の未熟については率直に認めており、反省しなければならぬとしている。しかし公社経営そのものに対する批判については「水掛け論」であり、「飛躍論」であるとして、反ばくしている。

そのため、産業計画会議をして、「経験のある実業家であれば消費者の趣味し好に属するような製品生産は、缶詰や電電などと違って、役人向きの仕事ではないことぐらい、ちょっと考えただけでもわかるはずだがナ……」となげかせている。

## 歴史的な観点に立てば

民営と専売とのいずれが経済合理的か、理論的には決定できないという。しかし専売制の歴史を振り返ってみて、明治31年の創立当時の「財政専売」から戦後の「公共専売」を経て、今や「生産者保護」の色が濃いといわれるほど、その機能は変化していることが、以上の論争点から理解できよう。

民営は自由競争の原理が貫徹されるという意味において、明らかに消費者利益を中心に据えるであろうことは疑う余地がない。たとえ公社のいう「戦後10年、幼年期を脱した専売公社制がこれから、積極的に改善をはかる」としても、公社が公社である限り、競争原理のメリットに匹敵する効果は期しがたい。

問題は民営論者も第1義としているように、財政収入が安定的に確保できるかである。民営論者があえて、タバコ民営論を唱えたのは、民営にすればタバコ消費税によって、現在を上回る徴税はまちがいない、それを専売制にゆだねているばかりにみすみす他の税で国民に負担させている、こういう結論に達したからだというのだ。

松永安左エ門氏はこういった「国家の指導者として国民的損失をみるにしのびず」と。この言葉はやはりタバコ民営論争史にとどめておかなければなるまい。

(『東洋経済新報』昭和35年3月26日号)

## 民営をめぐる報道関係の動き

**【新聞関係】** (いずれも東京版)  
製造会社は3、4社、タバコ民営勧告案で(朝日新聞 2月25日)  
タバコ民営に踏み切れ(毎日新聞 2月26日「社説」)  
公社分割を提唱(朝日新聞 2月26日「天声人語」)  
もっとも公社らしくない官僚的な専売公社(読売新聞 2月26日「編集手帳」)  
たばこ専売制廃止のバクダン勧告をした荒川昌二(朝日新聞 2月26日「人」)  
タバコ民営勧告案をまとめた産業計画会議小委員長荒川昌二(産経新聞 2月26日「横顔」)  
労農提携で反対運動、タバコ民営論に全専売労組(朝日新聞 2月26日)  
たばこ民営は実現するか、非能率な公社経営、だが決定的なキメ手なし(毎日新聞 2月27日)  
再燃したタバコ民営論、国民運動の動きも、官僚勢力切りくずしに(読売新聞 2月27日)  
たばこ民営なぜできぬ、やる気のない政府、公社は引き時が大切……前田清(東京新聞 2月28日)  
たばこ民営にすれはうまく安くなるか、質はよくなるか……破壊だと耕作者(読売新聞 2月28日「日曜デスク」)

たばこ専売制度は公開的な論議を(産経新聞 2月29日「一筆」)  
タバコ民営でも安くならぬ、松隈総裁根拠が薄いと反論(朝日新聞 3月1日)  
税金下げぬ限り安くならない、たばこ民営、専売公社反ばく(日本経済新聞 3月1日)  
国鉄私鉄のように両立してみたらどうだ(朝日新聞 3月1日「素粒子」)  
火のついたタバコ公社ものみ込めず(日本経済新聞 3月2日「九官鳥」)  
たばこ民営は慎重に、公社の改善が無難、簡単に安くうまくならぬ……今井一男(東京新聞 3月2日)  
大きく揺れる専売制、官僚的で非能率(東京中日 3月6日)  
民間人の経営参加も……松隈総裁談(朝日新聞 3月8日)  
しょう脳やめてもいい……石田副総裁談(日本経済新聞 3月8日)  
民営、簡単に行かぬが、根強いタバコ専売批判(朝日新聞 3月8日「風」)  
タバコ民営論その後、どうも立消えになりそう(産経新聞 3月9日「茶の間」)

タバコ安くなるか……田村毅陸, 前田清 (産経新聞 3月11日)

タバコの国日本……荒川昌二 (日本経済新聞 3月11日)

【週刊誌関係】

タバコ民営論の決定版 (週刊新潮 3月14日号)

タバコ民営はよいか……永田武 (週刊コウロン 3月15日号)

うまいタバコがすいたいのだ, 打ち出された民営論のノロシ (週刊文春 3月14日号)

タバコ民営論の皮算用, 誰がために煙をはく (週刊朝日 3月20日号)

【ラジオ・テレビ関係】

日本の課題「専売制度」出席者長沼弘毅, 前田清, 藤田武夫 (NHK教育テレビ 2月21日)

人と話題「たばこの民営について」対談者杉山昌作, 荒

川昌二, ききて高木健夫 (NHKラジオ第一 3月2日) 現代の顔「日本専売公社総裁」(KRT第六チャンネル,

ネット局ABC放送大阪, CBC放送名古屋3月上旬) 記者会見「日本専売公社総裁にきく」(文化放送3月4日)

政府の窓「録音構成・たばこ」小川企画管理部長, 森広報課長, 加藤業平工場製造部長, 内容一たばこよやま話・産業計画会議勧告案に対する反論 (ラジオ東京 3月6日, 民放37局のネットワークで放送)

録音構成「現代煙草物語」(日本短波放送 3月6日)

ニュースデスク, 石田吉男, 前田清, 司会田村五郎 (日本テレビ 3月9日)

ひさをまじえて「たばこ民営の是非」松隈秀雄, 荒川昌二, 司会近藤日出造 (日本教育テレビ 3月11日)

みんなの話題「たばこ民営論」白井吉見, 三宅艶子, 石田吉男, 荒川昌二 (NHKテレビ 3月15日)

あ と が き

松永安左エ門さんが、戦後間もなく22~23年ごろ、いちばん先に手をつけたいと思われたのは、この専売問題であり、そのときには民営賛成者が多く、池田成彬さんもその1人で、吉田総理も動いたといわれているが、さらに私が友人から聞いたところによると、小林一三さんが、いまから約25年前にヨーロッパへ外遊されて帰国後熱心に各方面に呼びかけておられたことも、このタバコ民営論であつたらしい。小林一三さんのいわれた趣旨は、「外国を回ってみると、各種の葉タバコを混ぜ合わせて良いものを作るという仕事は日本人にはもっとも向いている、したがって日本のタバコも、もし専売制度でなく民営にしていたら、けだし世界中に親しまれ、いたるところに売っていたらと思う」ということであつた。

産業計画会議の専売問題小委員会がこの専売制度廃止の勧告を作成するまでには、33年の10月から35年の2月まで1年半の歳月を費やしました。そしてここまでにくるには下記委員の方々の熱心な御意見開陳と、また事務局諸君が資料収集などに一方ならぬ努力を払われたからであります。この機会に厚く感謝の意を表します。

荒 川 昌 二

専売問題小委員会

委員長 荒 川 昌 二 委員 石 山 賢 吉 加 納 久 朗 平 田 敬 一 郎  
内 田 俊 一 木 内 信 胤 堀 義 路  
小 汀 利 得 鈴 木 貞 一 前 田 清

事務局 加 藤 芳 夫 貞 森 潤 一 郎  
斎 藤 篤 山 田 恒 彦  
佐 久 間 孝

(五十音順, 敬称略)

## 産業計画会議レコメンデーション

- 第1次 日本経済たてなおしのための勧告  
エネルギー，税制，道路について 〈産業計画会議刊・非売品〉
- 第2次 北海道の開発はどうあるべきか  
ダイヤモンド社刊・70円
- 第3次 東京—神戸間・高速自動車道路についての勧告  
〈経済往来社刊・70円〉
- 第4次 国鉄は根本的整備が必要である  
〈経済往来社刊・100円〉
- 第5次 水問題の危機はせまっている  
水利用の高度化を勧告する 〈経済往来社刊・150円〉
- 第6次 あやまれるエネルギー政策  
〈東洋経済新報社刊・150円〉
- 第7次 東京湾2億坪埋立についての勧告  
〈ダイヤモンド社刊・180円〉
- 第8次 東京の水は利根川から  
8億トンを貯水する沼田ダムを建設せよ  
〈ダイヤモンド社刊・150円〉
- 第9次 減価償却制度はいかに改善すべきか  
〈東洋経済新報社刊・100円〉

昭和35年4月2日 発行

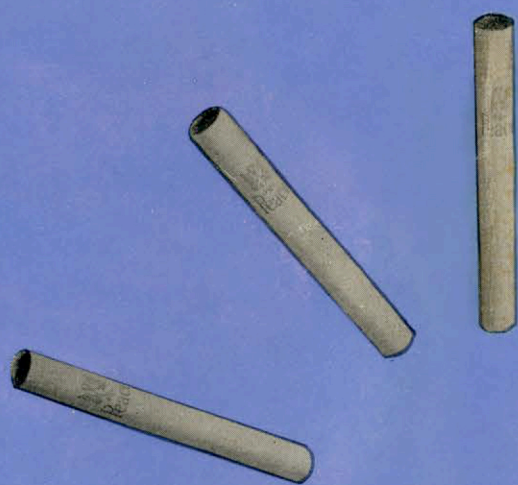
専売制度の廃止を勧告する

定価200円

編者 産業計画会議  
東京都千代田区大手町1丁目4  
大手町ビル 7階  
電話(201)6601-9(代)

発行者 鈴木 津馬 治  
発行所 ダイヤモンド社  
東京都千代田区霞ヶ関3の3  
電話 東京(591)3231-9  
振替 東京 25976





¥ 2 0 0